

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
102

2025.7

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 法整備支援のこれまでとこれから

法務総合研究所長 森本 加奈

外国法制・実務

4 [ラオス]『法学の基礎ー法解釈ー』出版の意義

JICAラオス長期派遣専門家 阿讃坊明孝

50 [カンボジア] カンボジア裁判官・検察官養成校におけるシラバス作成の取組

JICAカンボジア長期派遣専門家 伊藤みずき

62 [ウズベキスタン] ウズベキスタンにおける法整備支援～行政法分野に関する支援～

国際協力部教官 山下 拓郎

71 [スリランカ] スリランカの刑事司法における取組み～量刑政策と児童虐待事案等に関する刑事司法～

国際協力部教官 山下 拓郎

81 [キルギス] キルギス基本法制について（1）～キルギス共和国の統治機構等

法務省大臣官房国際課兼国際協力部教官 高橋 一章

活動報告

【国際研修・共同研究】

89 [バングラデシュ] 令和6年度バングラデシュ本邦研修及び出張の報告

前国際協力部教官（現千葉地方裁判所判事） 原 彰一

105 [東ティモール] 令和6年度東ティモール共同法制研究（法案起草能力向上支援）

国際協力部教官 大谷 洋史

前国際協力部教官（現千葉地方裁判所判事） 原 彰一

国際協力部教官 樋口 瑠惟

112 [ベトナム] 第73回ベトナム法整備支援研修（首相府）

国際協力部教官 村上 愛子

120 [フィジー] 第1回日フィジー共同研究の実施

前国際協力部教官（現千葉地方裁判所判事） 原 彰一

国際協力部教官 村上 愛子

130 [モンゴル] モンゴル共同研究（モンゴル国立法律研究所）

国際協力部教官 後藤 圭介

大谷 洋史

140 [ベトナム] ベトナム法制度整備支援（SPC） 第74回本邦研修

国際協力部教官 樋口 瑠惟

【海外出張】

149 [ネパール] ネパール出張の報告

国際協力部調査員 磯井 美葉

155 [ガーナ] ガーナ出張報告

国際協力部調査員 磯井 美葉

160 [タンザニア] タンザニア～関係機関訪問、協議等～

国際協力部教官 樋口 瑠惟

【講義・講演】

166

総務企画部国際事務部門主任国際専門官 金澤 潤

【研修等実施履歴】

167

総務企画部国際事務部門主任国際専門官 金澤 潤

【活動予定】

170

総務企画部国際事務部門主任国際専門官 金澤 潤

専門官の眼

172

総務企画部国際事務部門主任国際専門官 金澤 潤

編集後記

175

総務企画部国際事務部門主任国際専門官 金澤 潤

巻頭言

法整備支援のこれまでとこれから

法務総合研究所長

森 本 加 奈

令和6年12月10日に法務総合研究所の所長を命ぜられました森本加奈です。どうぞよろしくお願いいたします。

出身は検事ですが、経歴の半分近くは出向でした。にもかかわらず、法務総合研究所の勤務は初、そしてなんと公用旅券を取得するのも初となります。このような私にとって、ICD NEWSの巻頭言を書くのは、かなりハードルが高いのですが、「依頼を受けたら全力で応える」ICDマインドで、内心の動揺を隠しつつ笑顔で原稿の作成を引き受けました。

私のICD業務初デビューは、異動日より前の令和6年12月6日に開催された「第25回法整備支援連絡会」でした。奇しくもテーマが「法整備支援30年の蓄積と今後の展開～メコンから世界へ～」であり、法整備支援の経緯と全体像が分かるから、とのお誘いを受け、当時の最高検察庁の肩書きの名刺を片手に、瀬戸毅前所長の後ろに小さく隠れて、参加させていただきました。

午前の部は、ウクライナの司法副大臣による講演など、午後の部は、法整備支援に携わる方々のパネルディスカッションなどが行われ、質・量とも圧倒的な情報に巻き込まれる中、いちばん印象に残ったのは、実は森寫昭夫先生の追悼映像でした。正確に申せば、その時点で印象に残ったのではなく、その後、現在に至るまで数か月の間、法制度整備支援の業務に携わる中で、思い起こすようになったというべきでしょうか。

今から30年ほど前、まだ相手国に十分な足場もなかったときに、法律という、いわば思考方法であり、目に見えず物理的な商品価値のないものについて、支援のニーズがあることを把握し、その重要性を日本国内に伝えて理解を得、協力を引き出して相手国に提供する。そこに注がれた熱意と費やされたエネルギーがいかにほどであったか。先駆者としての偉大さは、私のつたない想像力でも容易に思い致すことができました。私は直接に薫陶を受けることはできませんでしたが、法制度整備支援の業務に携わる最初の日に、そのご功績について知ることができたのは、得難い経験であったと思います。

令和4（2022）年、京都の二条城でウクライナの国旗の色のライトアップが行われ、当時、大津で勤務していた私は、写真を撮りに行きました。



(京都の二条城で撮影したウクライナ国旗の色のライトアップ)

この程度であった私とウクライナの距離感は、法整備支援連絡会の午前の部で、ウクライナから来日された司法副大臣のご講演を生で聞くことによって、一気に現実のものとなりました。

ウクライナに対する支援については、複雑な国際情勢を背景に、人道目的、イデオロギーの交錯、財政的基盤の変化など、様々な要素が入り交じって影響しているように思われます。そのような中で、浮き足立つことなく、真に必要とされる支援が何かを見極めつつ、地道に継続していくことが大切ではないかと感じています。

法整備支援連絡会の午後の部は、パネルディスカッションの形式で、法整備支援に携わる多くの組織の活動の現状と今後についての展望を伺うことができました。各々の組織が、独自の理念・目的を持ち、異なる人的体制と財政基盤を持ち、それぞれに蓄積されたノウハウを持ちながら、法整備支援の一翼を担っている、というように理解しました。

国際社会の変動の大きさと早さを見ると、各組織が、その得意分野で、相手国と関わり、情報を得つつ支援を行うことは合理的であり、その上で、互いに補い合って効果的な活動をするために、情報を共有して連携する仕組みが必要なのだと感じました。

最後に、法整備支援連絡会のテーマになぞらえて、現時点の私から見える「法整備支援の蓄積と今後の展開」について、少し考えてみたいと思います。

令和3（2021）年9月に発刊されたICD NEWS第88号には、森寫先生の「法整備支援の今後を考える」という巻頭言が掲載されています。それによれば、当初の法整備支援は、社会体制の変化を背景とする市場経済法制度の導入の要請から始まったとのこと。

しかし、今は、対象国が拡大し、それぞれの社会情勢も司法制度の発展段階も様々である上に、対象国からの支援の要請の内容も多様化しているように思います。もちろん基本

法の制定やその解釈、基本的な司法制度の運用に係る支援も必要とされていますが、特定の分野に絞って運用改善や人材育成などの支援を要請される場合も少なくなく、例えば、刑事手続における司法面接の手法といったかなり場面が限定される問題から、デジタル化やAIによる業務改善というような漠然としたものまであります。

そのような現状からすると、まずは、本当にニーズがあるのか、と、そのニーズを解決するにふさわしい支援を提供できるのか、の2点、要するに「支援することで効果があるのか」をよく見極める必要性がある、というか見極めることが難しくなっているのではないかと思います。

また、支援の提供の仕方として、特定の優秀な法律の専門家が長期間にわたり張り付く、という対応では難しいときもあって、その場合は、チームに複数の専門家を入れて柔軟に対応するなど、「コーディネーターとしての腕を磨く」必要もあるかと思います。

そして、よいコーディネーターであるためには、ニーズを的確に把握して、それに適合する支援を構築しなければならないわけですが、必ずしもその分野の専門家である必要はないとしても、その分野の全体像と核になる部分を理解し、潜在するリスクを把握していなければならないと思います。

このように考えてくると、支援はアウトプットですが、そのためには、我々が、これまでの蓄積に安住することなく、新たな情報や知識をインプットすること、つまり「学び続けること」が、昨今の情勢の変化を前提とするとき、より一層、重要性を増している、と言えるのではないのでしょうか。

前記の巻頭言に「今後、日本の支援プロジェクトは、独自の理念と方法によって展開して行かない限り、支援相手国からも評価されない惧れがないとは言えません。」とありました。

これまでICDは、先人の方々の努力により、質の高い支援、相手国に寄り添い真に相手国のためになる支援、ニーズに見合った効果的な支援を提供し、そのことによって評価と信頼を得てきました。

これはICDの業務の継続に当たり最も大切なことであると思います。

現在、状況が変化しつつある中で、何のために法制度整備支援をしているのか、という理念を見失うことなく、様々な方法を模索して検討し、よりよい法制度整備支援の在り方を考える必要性が高まっていると思います。

さてさて、何か偉そうに書きましたが、以上は着任して数ヶ月の感想となります。これから更に経験を積み、皆さまと楽しく仕事をしながら、今後のICDと法制度整備支援のために、できることを考えつつ取り組んでまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

『法学の基礎 ―法解釈―』出版の意義

JICAラオス長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

第1 法解釈技術に関する書籍の執筆

2025年3月、ラオスにおいて『法学の基礎 ―法解釈―』と題する法学の初学者向け書籍を執筆し、ラオス国内にて出版して頂くに至った（以下「本書」という）。印刷物はラオス語版のみであるが、本書の日本語版（抜粋）については本稿末尾に付加して掲載させて頂くためご参照されたい¹。

ところで本書は内容をご覧になればわかるように、意図的に極めて平易に書かれた、法学入門的な法律学文献である。ラオスにおいては、法解釈概念の普及発展は今まさにこれからであるとも言えるが、これを支援するためのものである。そのため、未知の法解釈という考え方にはじめて触れる方にも理解しやすいよう、表現や構成を工夫することにかかなりの時間を要した。出版前に、日本の法学初学者や一般の方にとっても内容がわかりやすいという嬉しい評価を複数頂いており、ラオスにおいても同様に、多くの方の法学への理解を助けるものになることを願い執筆した。

本稿末尾（第4 おわりに）において述べるが、ラオスにおいて、これまで長い時を経て徐々に法解釈概念が受容されてきた結果、今が同技術発展の好機にあると感じる。そのため私が現在所属するラオスにおけるJICAの法律プロジェクト活動（以下「当プロジェクト」という）²の大きな流れの一環として本書を執筆したのであるが、まずはラオスにおけるこのような性質の文献の必要性の観点から、本書の意義をご説明したい。

第2 執筆の経緯

(1) 法律文献の不足とプロジェクト支援

私が2021年から法整備支援専門家として派遣されているラオスにおいては、実務家向けの法律文献や法学教育に利用可能な書物などが極めて少なく、限られた情報のみにより法律家の能力を育み、法制度を発展させていかざるを得ないという前提がある³。

¹ なお、当該書籍のデータは、ラオスにおけるJICA法整備支援の成果として下記ウェブサイトにも掲載されている。

独立行政法人国際協力機構「JICA法整備支援に関するポータルサイト ラオス」(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/index.html>, 2025年7月1日最終閲覧)

² ラオスにおける以下の「JICA法の支配発展促進プロジェクト」を指す。

・フェーズⅠ（2018年7月～2023年7月）、フェーズⅡ（2023年7月～2028年7月）

³ 阿讃坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」ICD NEWS第93号28頁（2022.12）及び「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論2）」ICD NEWS第94号61頁

そのような状況下において、JICAにおいては、日本から派遣された法律の専門家とラオス政府メンバー（裁判官、検察官、司法省職員、ラオス国立大学講師、弁護士など）で構成される継続的なプロジェクト活動を通じて、メンバーの能力向上を支援し、かつ民法典、刑法典などを中心とした様々な法律文献作成を支援してきたという経緯がある⁴。

そのような長年の活動の成果として各種の重要な文献が作成され、プロジェクト参加メンバーの法律実務家としての能力強化に寄与してきている。

(2) 問題点

上記成果を踏まえて、プロジェクト参加メンバー以外の法律実務家や若い学生全体に対しても能力強化の効果を広げていきたいところ、その達成は一朝一夕では困難であるという現実がある。言い換えれば、当プロジェクトの5年間の全期間を通じて能力強化を図ってきたプロジェクト参加メンバーと比較し、その他の法律家や学生は、法律家としての能力強化の機会（時間及び質）の点で圧倒的な差があり、その差によって生じた能力差を埋めることは容易ではない。

この点、能力の向上したプロジェクト参加メンバーがプロジェクト外の法律実務家や学生へ、これまでに得た知見を広める指導者となることは一つの解決策である。現実には、一定のメンバーが各種機関の講師として後進育成に寄与してきている。しかし、その方策はマンパワーや研修開催予算という観点から制約を伴うことも事実である。

そこで、当プロジェクト専門家間でも、その他の方法として、広く法曹を育成する必要性を感じるに至ってきている。その手始めとして、当プロジェクト専門家らから法律を学ぶ学生に対して、法解釈や裁判実務等に関する知見を提供する講義等を実施してきており、今後も継続する意向である⁵。しかしながら、こちらも研修先のカリキュラム等の時間的制限も受けるほか、知見提供の対象は当該受講者に限られてしまうという制約もある。

(3) プロジェクト外へのアクセスの必要性

そのような状況下、2023年から2024年にかけて、最高人民検察院の Mr. Khamphet Somvolachith 副長官から当プロジェクトに対し以下のような指摘を幾度も頂いた。「ラオスにおいては法律文献の量が不足しており、日本からの専門家は、是

（2023.3）参照。ここでの記述は地方の情報ではあるが、ラオス全体で文献や研修の機会が不足している状況がある。

⁴ 独立行政法人国際協力機構「JICA法整備支援に関するポータルサイト ラオス」(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/index.html>, 2025年2月19日最終閲覧)

⁵ 近年の当プロジェクトから外部への講義の例は、以下のとおりである。

- ・2023年4月6日 国立司法研修所（NIJ）における講義（JICA専門家：矢尾板隼、澤井裕、阿讃坊明孝）
- ・2024年5月3日 ラオス国立大学法政治学部（FLP）における講義（JICA専門家：澤井裕）
- ・2024年11月11日及び2024年11月25日 国立司法研修所（NIJ）における講義（JICA専門家：矢尾板隼、阿讃坊明孝）

非とも任期満了前にその有する知見を論文にしてラオスの法律界に残していった欲しい」旨の同氏の意向は、上述のラオス国内の状況とその解決策の一案を的確に捉えている。

このような経緯から、ラオスにおける法律家の能力向上に寄与するための更なる一方策として、法解釈に触れる機会のない学生でも、その未知の内容を理解できるような法学の入門書を作りたいと思い、本書の執筆に至った。学生が法解釈の一端でも理解できれば、幅広い対象に対し、将来の法律実務家としての能力の必須の下支えを構築することができるためである。

ただし、その目的達成のためには、講義の機会がなくとも理解できる一読了解の内容でなければならないと考えた。

第3 本書の目的

(1) 執筆のアプローチ

上記のような執筆の経緯から、本書は、法解釈という基本的かつ重要なテーマについて、極めて平易な表現を用い、初学者にもわかりやすい本を提供したいという思いで作成した。それを目指した具体的な理由が3つある。

① 法解釈技術の重要性

一つ目の理由は、法解釈の重要性である。

言うまでもなく法解釈は法律家にとって必須の法技術である。詳述を避けるが、法解釈なくしては法律の学習はただ暗記のみの単純作業となり、ラオスにおける法学の誕生及び発展は望めない。伊藤淳元専門家は当時、「ラオス法学を誕生させることがラオス法実務（司法）を改善させる一つの方法になる」と述べているが⁶、全く同感であり今になってその意味を実感する。私は、法解釈の受容がそのラオス法学の誕生及び自律的発展の重要な一要素だと考えている。

そのため、この法技術を、より多くの学生ができる限り早期の段階で身につけて欲しいという思いがある。

② 法解釈技術の未浸透

二つ目の理由は、法解釈技術の未浸透という社会的状況にある。

ラオスでは憲法により法解釈権限が国民議会常務委員会の権限とされており⁷、裁判官を含む法律家に法解釈権限はないと考えられてきたという社会的状況がある（そのような考え方自体が、法解釈や解釈権限の範囲に関する憲法の条文解釈を要

⁶ 伊藤淳「ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題 ～ラオス法学の誕生を目指して～」ICD NEWS 第82号50頁（2020.3）

⁷ 2015年12月8日憲法（63号／国民議会）56条2号
「国民議会常務委員会は、次の権限及び責務を有する。
2. 憲法と法律に係る起草提案、解釈、説明」

するものではあるが)。

実際には、裁判官が全く条文解釈をせずに法を適用することは不可能であることは明らかであり、現実には法解釈が自認されることなく実務で行われているものの、それを正面から法解釈とは捉えていないのだと考えられる⁸。その帰結として、例えば裁判官としては、自分が法解釈をしているということを自認していないため（または意図的に法解釈をしないため）、なぜそのような結論を導いたのかなど、判決書における法適用時の理由付けが曖昧ないしは不存在となってしまうという事象が発生していると思われる。

そのため、まずは法解釈とは何か、その意義や重要性和考え方の骨子のみを示し、わかりやすく基礎から理解を進めていく必要がある。

③ 学習機会の少なさ

三つ目の理由は、ラオスでは法解釈を学習する機会が少なく、その講師となれる者も少ないということにある。そのため、本書のみで読者に対しわずかでも頭に残る知見を提供しなければならない。

上述のとおり、ラオスでは日本と異なり文献や研修の機会は圧倒的に限られている。その上、上記の通り法解釈技術が社会に未浸透であることから、法律家ないしは学生において、法解釈的思考方法を法学の基礎ないし必須条件として学習するという経験がない。

この点、我々のような日本の専門家が現地法律家の能力強化に寄与できるとしても、その範囲はマンパワーと予算の点からおのずから限りがある。そのような制約がある以上、法解釈の研修を受ける機会がなく、または日本の専門家と接触する機会のない方々も、本書さえ読めば法解釈の初めの第一歩は理解できるという状況を設定することが必要であると考えた。

仮に未知の法技術について専門的で難解な書物を提供しても、誰かの助けや講義がないと理解が進まないのは明らかである。少なくとも、本書を手にするやる気のある学生に対し、本書のみで何がしかの機会の提供となり、能力向上の一助になるべきであるというのが、本書の目的である。そして、その後に発展レベルの書物が提供されるべきと考えている。

(2) 本書の目的のまとめ：研修不要な法解釈技術の入門書の提供

以上の通り、本書の目的は、法解釈という難解な法技術に関する専門書の提供ではない。多くの法律家にとって不慣れな、法解釈という一見して難解な技術を、特別な研修なしに、その初歩部分を理解する助けとなることである。そのような文献や講義

⁸ 伊藤淳「ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題 ～ラオス法学の誕生を目指して～」ICD NEWS 第82号47頁（2020.3）脚注34に同旨。「個々の紛争解決例（裁判例）を確認し、個別にラオスの法曹と話をする限り、ラオスの法曹も実際には規範の解釈を行って法を適用して紛争解決していると思われる」。

がない（ないしは少ない）ラオスの現状で、特に初学者向け文献の重要性を感じたところである。

本書のみで社会が一挙に変わることはなくとも、今後このような初学者向け文献が研修機会の少ない途上国で増えるならば、能力のある法律家育成のための社会的な前提条件を増やすことに寄与するのではないかと考えている。

そして、法解釈については、下記の通り現在が普及の好機ではないかと感じている。

第4 ラオスにおける法解釈受容への経緯と、普及の好機

最後に、執筆を終えたのち、最高人民裁判所の Mr. Bounkhouang Thavisack 副長官による「前書」で、実務の立場から法解釈の重要性について全面的に賛同して頂いていることについて、これまでの経緯を知る者として強い感動を覚えた。その理由はこれまでの経緯にある。

一部主観も入るが、法解釈に関する当プロジェクトの活動と受容への変遷の経緯は下記の通りであり、現在が法解釈を推し進める好機であると感じている。

(1) 2021年～2022年頃

2021年における私のラオス赴任当時では、上述の憲法上の制約から、当プロジェクト活動においても、法解釈を正面から取り扱うことには厳しい雰囲気を感じられた⁹。

しかし、以下のとおり、1998年からの長期的な日本からの支援と過去の専門家の活動による民法理論の蓄積、議論や意見交換の積み重ねもあり、その後、徐々に法解釈が受け入れられる可能性が出てきたように感じる。

(2) 2023年～2024年頃

2023年7月の当プロジェクトのフェーズⅡ開始前後から、当プロジェクトでは試験的に所属の専門家から法解釈に関する講義を実施した（ただし、この時は受講者側の法解釈への拒絶反応を恐れたため、「法解釈」という表現を避け、法適用時の法説明技術という迂遠な表現を用いざるを得なかった）¹⁰。日本側の民法典アドバイザーグループとも、憲法上の制約から法解釈との用語を避け、どのように法解釈を表現できるかを議論したのもこの時期である。

また、2024年には、この流れを推し進めるべく、井田良教授・松尾弘教授をラオスにお招きし、法解釈技術を正面から取り上げるセミナーを実施し、当プロジェク

⁹ プロジェクト活動における経験による私見に過ぎないが、民法典理論について議論をする際、日本で法解釈による解決がなされている事例を紹介すると、ラオスでは法解釈は許されていないから不可能であるという意見が出されることが通常であった。また、議論の内容が法解釈であっても、それを法解釈と呼ぶことは憚られた。プロジェクトにおいて作成した民法典逐条解説書でも、解釈論や複数の考え方の記載を削除することも度々であった。

¹⁰ 既出の下記講義。

・2023年4月6日 国立司法研修所（NIJ）における講義（JICA専門家 矢尾板隼、澤井裕、阿讃坊明孝）

ト所属メンバーと正面から「法解釈」について議論して頂いた¹¹。

それと同時に、当プロジェクト専門家らは、ラオス政府副大臣級の方々と公式会議の合間の昼食時など各種機会を捉えて、法解釈の是非について私的な意見交換を行ったりしてきた。

その結果として、確かに憲法上の制約はありつつも、実務上ある程度の法解釈は避けられないものであり、法律実務家の基本的技術として重要である点については、ラオス側でも一部認識されつつあることを感じるようになった。

(3) 現在（2025年）

現在では、少なくとも当プロジェクトの活動上では、カウンターパートの政府機関の理解も向上し、正面から「法解釈」と呼び、その法技術を躊躇なく取り扱えるに至っている（ただし、プロジェクト外、すなわちラオス国家全体としては、まだこれからである）。

このような経緯がなければ、周囲の反応に敏感となるあまり、本書を執筆しようとも思わなかったと感じている。

その後、本書出版直前である2025年1月～2月において、当プロジェクト専門家、翻訳者、監修者などで議論をした結果、簡潔なラオス語表現として、法解釈を「ティークワムコットマイ」を利用することに最終的な異論はなく、これを利用することとなった。

さらに、2025年3月、当プロジェクトの本邦研修（民法典研究ワーキンググループ所属のラオスメンバーによる日本を訪問しての視察研究活動）においては、全面的に法解釈を取り扱った。裁判官、学者ないしは法曹教育、弁護士などの異なる立場から法解釈を利用した実務が日本において当たり前に行われていることと、その重要性が語られたことで、ラオス側においては立体的に、感銘力をもって法解釈への理解を深められたと感じている¹²。

(4) 法解釈の好機

以上の経緯から感じられることは、今は法解釈技術を取り扱い、これをラオス法学の誕生ないしは発展へ向けて推し進めていく好機であると考ええる。

その為、現在、主として法解釈を普及しうるラオスの教官の方々へ向けて、本書を配布すると共にこれを用いた法解釈講義を実施し、少しでも法解釈の実践者を増やそうと活動しているところである（2025年5月28日ラオス弁護士会、同年6月10日ラオス国立司法研修所、同年6月25日ラオス国立大学、同年9月首都外の大学・司法研修所（予定））。

¹¹ 2024年2月6日～8日 ヱィエンチャン首都（ラオス）における「専門的法技術セミナー」（井田良教授、松尾弘教授）

¹² 2025年3月3日～13日実施の本邦研修。法解釈等をテーマとして、アドバイザーグループの先生方との議論に加え、東京地方裁判所、東京大学ロースクール、法務省、内田貴東京大学名誉教授を訪問させて頂いた。

本書冒頭の松尾弘教授の「推薦の言葉」のとおり、これから法解釈という考え方がラオス国内へ普及し、本書が「法律に命を注ぎ込むことのできる法律家」を育む一助となることを願っている。

第5 おわりに

(1) 執筆へのご協力

本書の出版にあたっては、慶應大学法務研究科・松尾弘教授及びラオス国立大学法政治学部・Mr. Vixay Syhaphanya 民事法学科長に監修頂き、加えて最高人民裁判所 Mr.Bounkhouang Thavisack 副長官にも巻頭に推薦のお言葉を頂いた。いずれも出版に先立ち原稿を詳細に確認され、論述内容や表現などに問題がないか細心の配慮を頂いた。

加えて、私が現在所属する J I C A 法の支配発展促進プロジェクト（フェーズⅡ）からも執筆の方向性への賛助や理解、アドバイスを頂いたほか、プロジェクト開始時から継続的に専門家間で議論を継続し、ラオスでは法学入門的知識の充実が極めて重要であるという認識を共有できたことが、本書作成の後押しとなった。

また、当プロジェクトのスタッフ Mr.Danouphone Chanthakoummane 氏には初学者向けのわかりやすい作図とデザイン構成全般を、いつも法律通訳をお願いしている Mr. Manodeth Chouthavong 弁護士には適切なラオス語表現のアドバイスを含め翻訳をご担当頂いた。

この場をお借りして、関係各位に感謝申し上げたい。

(2) 法解釈の続編

なお、Bounkhouang 最高裁副長官の「前書」において、実際の法律を用いた法解釈の更なる内容について続編を期待して頂いている。

この点、続編を執筆したいという思いもありながら、執筆当時の考えとしては、実践的法解釈を含めると本が分厚くなりかつ難易度が上昇する（しかも、外国人が私見に基づきラオス法の法解釈を断定するものになりかねない）ため、執筆には慎重にならざるを得ないため、やむを得ず法的検討部分を削減した（本書6項「法解釈の実例」参照）。

本書はその部分までは大きく立ち入らずに終わらせたが、今後のプロジェクト活動ないしは後任の専門家によって、更に発展的な文献が作成されることに期待したい。

第6 『法学の基礎 ―法解釈―』（2025年3月）

次ページより、印刷出版された本書の日本語版を掲載させて頂く。



ການສຶກສາ

ສາດແຫ່ງກົດໝາຍຂັ້ນພື້ນຖານ

ທັກສະການຕີຄວາມກົດໝາຍ

ທະນາຍຄວາມ ອາກິທາກະ ອາຊຳໂບ

ຊ່ຽວຊານຂອງອົງການໄຈກາ (2021 – 2025)



The Basics of Legal Education

The Skill of Legal Interpretation

Akitaka ASAMBO (JICA Expert)

ພິມຄັ້ງທີ 1: ຈຳນວນ 5.000 ຫົວ, ທີ່ ໂຮງພິມ ປານຄຳຈຳປາ.

法学の基礎

－ 法解釈技術 －

著者：

弁護士 阿讃坊 明孝 (Mr. Akitaka Asambo)

JICA 専門家 (2021 - 2025)

監修 (日本)：

松尾 弘 (Mr. Hiroshi Matsuo)

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

監修 (ラオス)：

Mr. Vixay Syhaphanya

ラオス国立大学法政治学部 民事法学科長

デザイン・イラスト：

Mr. Danouphonh Chanthakoummane

J-ROL Project スタッフ

翻訳：

弁護士 Mr. Manodeth Chouthavong

日本語通訳者

前 書

法律の解釈は、社会関係を調整する法律を扱う上で、法律家にとって重要かつ基本的な「意識」であると言える。その理由は、法律は確実性を持つ文章として書かれた書類であり、それを読むとき、用語、文章、語る言葉は容易にわかるのであるが、法律の中に隠れた目的、意図、社会に対する効果は深く広範である。法律家が詳細、完全、明解、正確に解釈、研究、判断しなければならず、それにより法律が現実には正当に効力をもち、国家と社会の利益を保護し、国民の正義、生命、健康、自由、尊厳、権利と利益を真に保護することができるのである。

法律解釈には、法律解釈に関する基礎知識、深く広範な法律知識、多くの関連法の知識、そして法律内容、実際の出来事を調査・比較して明確かつ正確に解釈する法律適用の基本的なスキルが必要である。実際の法律解釈では、関連する多くの法律の調査を怠り、関連する条項や自分の利益のためだけに法律を読んだり、この条項だけを読んで他の条項を読まなかったり、この法律だけを読んで他の法律や他の関連法令を読まなかったりする人がある。依然として法律を自分に有利に解釈する傾向があり、権利だけを読んで義務については読まないため、法律の解釈が浅くなり、法律の意図と一致しなくなる。したがって、法律実務の最初から法律解釈を学び、経験を積まなければならない法律家にとって、法律解釈のスキルを持つことは不可欠かつ重要である。

法律家にとって法律解釈スキルが重要であるとの思いから、阿讃坊明孝弁護士（J I C A法の支配発展促進プロジェクト（J－ROL）長期専門家）は法律解釈スキルに関する本書を執筆された。その目的は、理論、原則またプロジェクトでの4年間の実験の経験をまとめ、法律解釈の研究と実践のための書籍として上梓されたものである。本書は、法律解釈の重要性、手順、方法を示し、同時にラオス民法典の条文解釈の事例を示し、読者が理解し易く、また他の法律条文の解釈においても参考にすることができるようにしている。

私は、この本は、法律家や法律実務家が、法律を解釈し、法律の趣旨や目的に従って正しく適用するために、手元に置いて勉強し、研究し、応用するための有用かつ重要なツールとなると信じている。この本は、理解が易しい基本原則と事例をまとめたものとなっている。しかし法律解釈は、更に多くの原則や方法があり、深く広範に、複雑な内容を持つ。その意味で、法律解釈のスキルについてより多様な学びとなるようにぜひ更に研究を継続し、国民の正義と利益を保護するため、規定された法律の意図に従った正しい司法実務のマニュアルとなるような続編の書籍を期待したい。

阿讃坊明孝弁護士には、今までのプロジェクトへの貢献と参加、法律の解釈の重要なス

キルについて重要点をまとめてくださったこと、そしてプロジェクトや法律家、法律を使う者に対し、書籍としてまとめていただいたことに感謝を申し上げる。この本が、今後の法律の解釈と研究における、基本的かつ重要なツールとなることを心から期待する。

最高人民裁判所 副長官（プロジェクト J C C メンバー）



ບຸນຂວາງ ທາະວິສັກ

Bounkhouang THAVISACK

（前書翻訳 川村仁・J I C A 業務調整専門家）

推薦の言葉

この度、JICAラオス法の支配プロジェクトの専門家、阿讃坊明孝弁護士により、「法学の基礎－法解釈技術－」が執筆されました。本書は、主として民法典を題材にして、法律のルールがなぜ社会において存在するか、それをどのように用いることにより、社会において発生する紛争の解決や予防のために役立てることができるのかを考えるために、非常に優れた教材になっています。

ラオスでは、2018年に民法典が制定され、2020年に施行されました。しかし、民法典はそれによって目的を達成したわけではありません。むしろ、民法典がラオスの国民や、ラオスに滞在する外国人を含むすべての人々によって理解され、紛争を予防し、あるいは生じてしまった紛争を公平に、かつ当事者が納得する形で解決できるものでなければ、意味がありません。そのためには、抽象的な形で書かれている民法典の条文が、個々の紛争事案において具体的に意味することを分かりやすく説明することが必要になります。それが、本書のテーマである「法の解釈」にほかなりません。そして、民法典を含め、あらゆる法律は、こうした法解釈によって初めて実際の世界で役に立ち、人々にとって身近なものになります。この意味で、法の解釈とは「法律に命を吹き込むこと」にほかなりません。

本書は、民法、その他の法律の条文、さらには私たちにとって身近な社会のルールをも題材にして、法の解釈の仕方を非常に分かりやすく説明しています。読者のみなさんは、こうした解釈を通じて、法律の個々の規定が常にその目的を持ち、他の規定と、あたかも手と手を繋ぐように関連性をもち、社会において役に立っている生きた姿を感じ取ることができるでしょう。そのことは、民法典自体をさらにラオスの人々にとって身近な存在にするとともに、将来の改正や新規定の提案を通じて、ラオスに相応しいものに成長させることに繋がることでしょう。

本書がより多くの人々によって読まれ、活用されることを願って止みません。

ヴィエンチャンにて

2025年2月

慶應義塾大学教授 松尾 弘



目 次

1	本書の目的	18
	●この本の目的まとめ	19
2	民法典の実現過程と法解釈	20
(1)	民法典とは	20
(2)	民法典の使い方	20
3	法解釈の必要性・重要性	23
(1)	何故法解釈が必要か	23
(2)	技術としての法解釈の重要性	23
(3)	法解釈しないとどうなるか	26
(4)	結論	27
	●法解釈の重要性まとめ	27
4	法解釈の手順（基礎）	28
(1)	法解釈を始める前に	28
(2)	具体的な法解釈の順序	28
(3)	ステップ①：該当条文の確認（漠然とではなく、論理的に読む）	29
(4)	ステップ②：関連条文（これを探し出す）	31
(5)	ステップ③：法律（条文）の目的・（立法者の意図）の検討	31
	●法解釈の手順まとめ（ステップ①～③）	33
5	法解釈の実例講義（民法典以外の簡易事例）	34
(1)	サッカーのルール（法解釈：ステップ①と②・当該条文と関連条文の検討）	34
	●法解釈手順のまとめ	39
(2)	立て看板のケース（法解釈：ステップ③・条文の目的の検討）	39
	●説明の仕方の例	41
	●法解釈による回答方法のまとめ	42
(3)	法の目的からの説明	42
	●法律の目的のまとめ	43
6	法解釈の実例（民法典の事例）	44
7	終わりに	46
	●この本のまとめ	46
	【参考資料】ラオス国立司法研修所（NIJ）における専門家からの講義資料（略）	47
	【JICA法律データベース】	48

1 本書の目的

(1) きっかけ

本書の目的は、民法典を中心とする法律の適切な読み方や考え方（法律の目的を常に考える）を身につけるための、法解釈という重要な技法を提供することです。

日本の弁護士である私は、2021年7月以降、ラオスへの法整備支援長期派遣専門家としてラオスに滞在し、この本の執筆時点（2024年9月～2025年3月）で4年目になります。この間、学生や若い法律家の方々と議論している際、もしこの本で解説する法技術が身に付いていればさらに良い議論ができる素質があるのに、と感じることがありました。また、ラオスの法律家の中で、法的説明方法が素晴らしいと感じる場合には、その方がこの法技術を適切に身につけている、または知らないうちに法技術に沿った思考を行っているためであるということが感じられました。

(2) 法技術の重要性

もちろん、法律家としての長年の経験で法技術が身につくなら良いのですが、早いうちにその技術が身につくに越したことはありません。早く法技術を身につければ、学生のうち、または法律家として若いうちに、深く法律の理解ができるようになるし、議論も上手になり、説明能力も高くなります。さらに高度な分野では、法的交渉、判決書や意見書作成、法案起草の能力などにも影響します。

本書は、そのような法技術の中でもとても基本的かつ重要な「法解釈」というものを、初めて勉強する方向けに、簡単に説明したいと思い執筆したものです。このような内容に特化して詳細に説明する書籍はおそらく現時点ではまだラオスに存在せず、これがなければ上記のような重要な技術を身につける機会がありません。それは真剣な学生の方や法律家の方にとっては、とても惜しいことであると感じました。

そのため、本書は、法律の勉強を始めたばかりの学生の方、法律家や法律関係業務に就いたばかりの方などに、できるだけ早く読んで頂きたい。そして、その後の活動に生かして頂きたいと思っています。また、法律業界の中堅以上の方であっても、基本的な法技術を振り返って気軽に復習することや、まだこの法技術に触れたことがない方が取り組むのに、お役に立ちたいと考えています。

(3) 日本の知見の提供

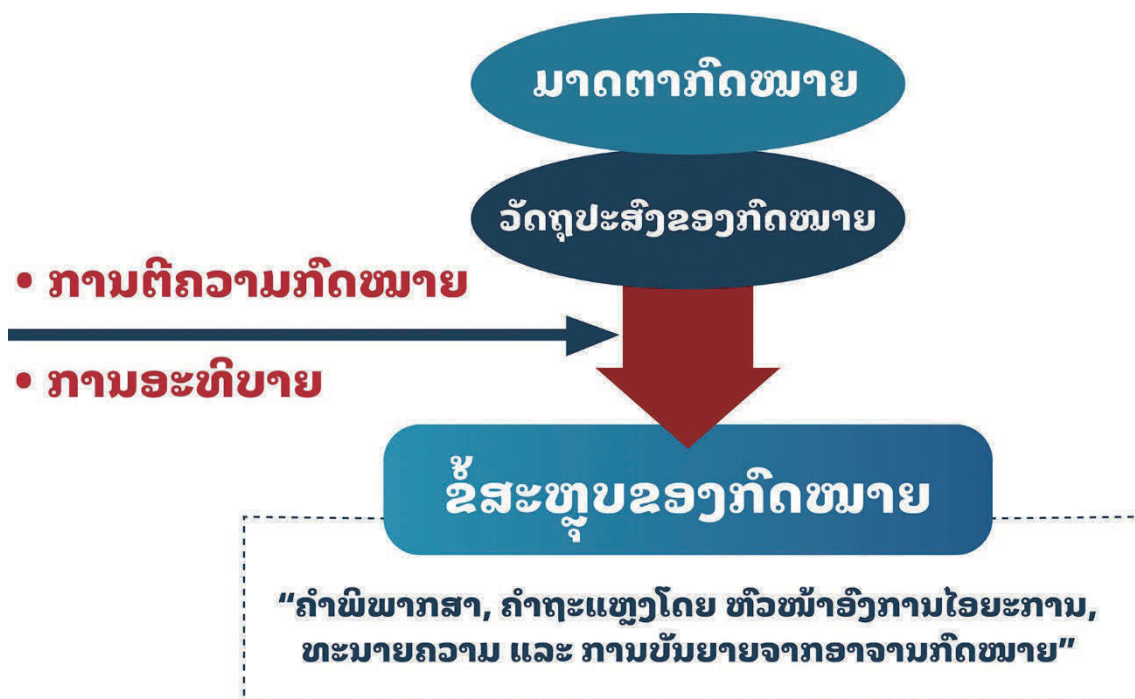
そもそも本書の執筆の発端は、私の所属するラオスにおけるJICA法の支配発展促進プロジェクト（フェーズⅡ）において、2024年2月、日本から著名な教授である刑法の井田良先生と、民法の松尾弘先生をラオスへお招きしたことがきっかけです。その際、ラオスの裁判所、検察院、司法省、ラオス国立大学、弁護士会の方々と共に、民事・刑事合同での専門的法技術獲得セミナーを実施しました。そこで、法解釈を含む重要な法技術について共同研究を行いました。

そこでは、日本の先生方から多くの重要な知見が提供されました。そこで示された

考え方のうち主として民事の視点からのものを、もっと広く若手の方や、参加できなかった方、地方の方などへも届けたいという思いで執筆しました。上記セミナーで先生方がご講演下さった内容の基本的部分を、特に初めてこの法技術を学ぶ方向けに、簡単に説明しようとしたのがこの本です。その為、そのきっかけを与えてくださったお二人の先生方にはこの場を借りて感謝申し上げます。

(4) 法解釈をどのように使うのか

最後に、この本で重要なことは、本書の内容を暗記することではなく、法技術として、法解釈をどのように行うのか、考え方を理解して頂くことです。そして、この本に掲載されている事案のみではなく、他の事案や法律の条文においても、この法解釈という法技術を使えるようになって頂けることを期待しています。



●この本の目的まとめ

法律家としての成長にとって重要な法解釈技術を、できるだけ早く身につけるための技法を提供する。

初学者向けに、わかりやすく法解釈の考え方の流れを説明する。

2 民法典の実現過程と法解釈

法解釈を学ぶために、国家の基本法である民法典を素材に、紛争解決の中でどのように法解釈技術が使われているのか、見てみましょう。

(1) 民法典とは

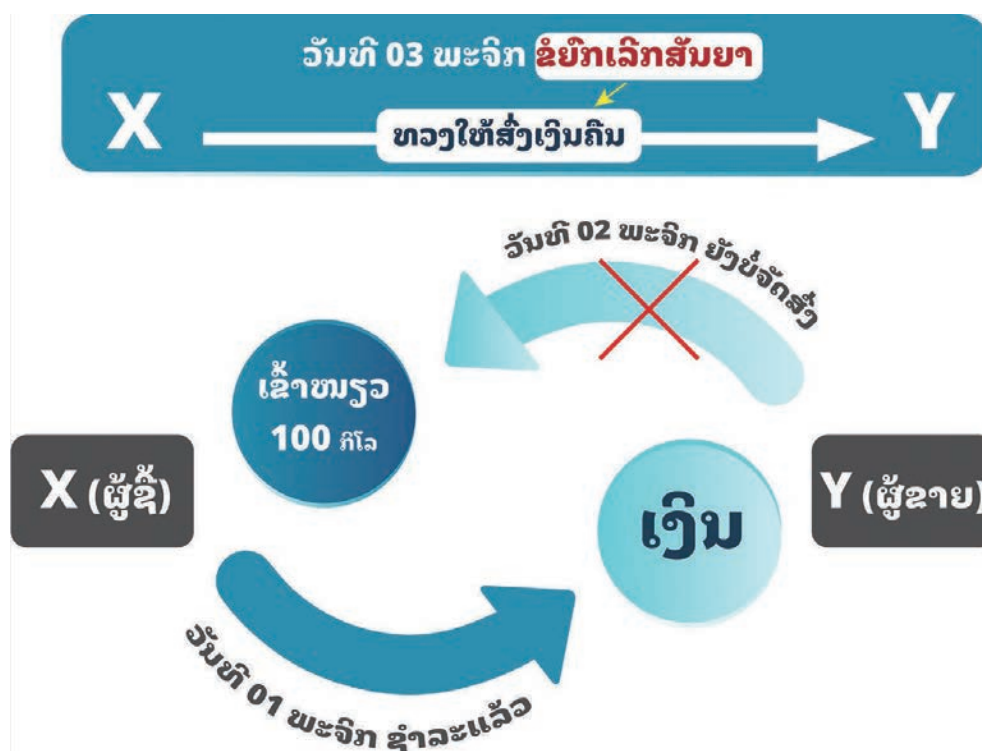
民法典は、市民社会において発生した様々な問題について、紛争解決の基準となる国家の基本となる重要な法律です。民法典が適切に使われ、法律で定められたルールに沿って公平かつ平等に紛争が解決されることで、私たちは安心して社会で生活でき、家族生活を営み、取引を行うことができます。また、国内企業も外国企業も安心して投資や開業を行うことができ、経済の発展の助けとなります。

このような重要な民法典ですが、まずはその使い方の基本を確認していきましょう。次のようなケースを考えてみてください。

(2) 民法典の使い方

(事例)

11月1日、X（買主）はY（売主）から餅米100Kgを購入し、代金を支払い、餅米は11月2日にX宅へ配達してもらう契約をした。しかし、11月3日になっても餅米が配達されない。そこで、XはもうYとの契約を解除し、支払済代金を返還してもらいたいと思っている。



Xが契約で合意して支払った代金を返してもらうためには、契約の解除をしなければなりません。この場合、XはYとの餅米の売買契約を解除できるのでしょうか。この時、どのような条件があれば契約を解除できるかということを考えるわけですね。

この場合、法律家として、一般的な検討方法は以下の①～③の流れとなります。

① 契約書（または合意内容）の確認

契約書を作成する場合には、トラブルが起きた場合に備えて、どのような場合に解除できるかという内容を定める場合が多いと思います。そこで、通常紛争が発生した場合には、まずはX Y間で作成した契約書（これがない場合には当事者間での口頭での合意内容）を確認します。そこにXが解除できることを定めた内容があれば、それに基づいて契約を解除できます。

では、契約書自体がなかった場合、および契約書に契約解除に関する合意がなかった場合にはどうしますか。

② 民法典の確認

民法典は、このような場合に生じると考えられる紛争に備えて、基本的なルールを定めています。

そもそも、人間はそれぞれ自我があるために、放置すれば弱肉強食な社会になりがちですが、法律は、社会における秩序を維持するという目的を実現しようとしています¹（刑法典の場合は、社会における危険の防止をしようとしているということは、想像しやすいと思います）²。

例えば契約の場合、社会では様々な経済活動が行われ取引関係は非常に複雑となりますが、これを単純化して取引が可能になるような法的ルールを設定するのが民法の役割です。一定の安定した取引社会を想定し、それを目指してルールが定められているのです³。それにより、たとえ契約書に定めがなくとも、みんなが安心して、安定した取引をできるようになるのです。

そこで、契約書がない場合、または契約書に解除を定めた内容がない場合には、民法典という法律に基づいて解除ができるかどうか、検討することとなります。

ところで、学生の方は、民法典の条文は必ず自分で確認する癖をつけましょう。法律のプロとして、どのような議論も特定の条文からスタートします⁴。先生に条文を示してもらうことを待っていては、いつまで経っても必要な条文を見つけ、その内容を読む力は育ちません。

そこで民法典を見ると、売買契約（406条）について、不履行の場合の解除の

¹ 三日月章『法学入門』5頁（弘文堂、1982）

² 井田良『講義刑法学・総論（第2版）』17頁（有斐閣、2018）参照。これによると、刑法の存在理由及び機能は、応報刑の枠内での科刑による、将来の法益侵害の防止または危険の防止であるとしている。

³ 内田貴『高校生のための法学入門』146-148頁（信山社、2022）

⁴ 内田貴『民法I 総則・物権総論（第4版）』4頁（東京大学出版会、2008）

条文が見つかります（395条1項）。ここでは、該当条文を掲示しておきます。

（民法典395条1項）

契約の重要な内容について違反があったときは、不利益を被った側の契約当事者は、契約を一方的に解除することができる（以下略）。

勉強を始めたばかりの学生の方には難しいかもしれませんが、以下を初めて読む際には、イメージだけでも掴んで頂ければ問題ありません。条文の読み方としては、個々の単語についても慎重にチェックしていかなければなりません。

そこでこの条文を細かく見ると、①「契約の重要な内容」について違反があった場合には、②「契約を一方的に解除することができる」と定められています（このように、法律には、例えば①の場合には②ということができる、というルールが定められています。この、①を法律の要件、②を法律の効果と言います）。

法律の条文は、①が満たされた場合だけ、②という効果が発生する、という読み方をします。逆にいうと、①がないと、②という効果は発生しません。

したがって、先ほどの事例については、Xが解除をするには、民法典395条1項に基づき、Yの不履行について、①の「契約の重要な内容」の違反があれば、②の契約解除が可能となる、ということになります。

③ 法律の解釈

ここまでで解決できたような気になりますが、法律の条文は一語一語が非常に重要です。果たして、Yが餅米の配送をわずか1日遅れたことは、「契約の重要な内容」違反（民法典395条1項）と言えるのでしょうか。ここでいう「重要な内容」とは何でしょうか。

Xにとって、Yにとって、それぞれ「重要」なことは違うかもしれません。社会全体や、餅米の取引の一般的常識からも違う意見があるかもしれません。例えば、餅米の代金、履行期、配達場所、品質などが重要かもしれないし、それよりもパッケージや見た目の綺麗さ、品質保証書の存在などブランド価値の方を重要視する人もいるかもしれません。売買契約と賃貸借契約でも異なるかもしれません。どのような物の取引かでも変わるかもしれません。

すると、ただ条文だけ見ても「契約の重要な内容」が何かについては、すぐにはわからないということになります。この時、誰もが自由な意見を言い出すと、どのような結論でも導けるような、自分勝手な判断となってしまいます（Yが悪いと思うから解除は認められる、Xが短気だと思うからまだ解除は無理だと思うなどと、なんでも自由に言えてしまいます）。

そこで、法律の読み方には、一定のルールが必要となるのです。その方法については、後ほど説明いたします。

3 法解釈の必要性・重要性

(1) 何故法解釈が必要か

以上のように、法解釈は、法律を使って問題を解決する時、法律を読み込むときにどうしても必要となる法技術です。これは、民法典だけではなく、刑法典も、その他の全ての法律やルール（サッカーのルールでさえ）にとっても重要な技術です。それは何故でしょうか。

民法典は、社会の基本的なルールです。ゲームやスポーツでいうところのルールと同じで、基本的なルールは勉強しておかなければなりません。しかし、複雑な社会では、ゲームなどと異なり、法律で全ての事柄を正確に決めておくことは実際不可能で、予想外の出来事が起こることもしばしば起こります⁵。実際の紛争では、必要な事柄が法律に書かれていないこともあり得ます。

例えば、仮に、「1日でも履行が遅れたら必ず解除できる」という条文があったらどうでしょうか。家賃の支払いをうっかり1日遅れただけで賃貸借契約が解除され家族全員が追い出されたら大変です（それでも法律が解除を強制したら、社会は非常に不安定になるし、誰も法律を信じなくなるでしょう）。でも、結婚式で使う豪華ドレスや巨大ケーキが、パーティが開かれる約束の履行期までに届かなかったら、たった1日遅れでも、全く役に立ちません。その場合、契約を解除したいのが通常でしょう。

このように、社会での様々な取引は、それぞれ事情が異なる場合があるため、法律はあえて詳しく書かず、抽象的にすることで、どのような取引でも安定して使えるルールを定めているのです⁶。また、詳しく規定し過ぎると、社会の変化であつという間にその法律が使い物にならなくなるという可能性もあります⁷（もちろん、詳しくした方がよいので詳細に定めていることもあります）。

このように、法律の条文は、抽象的である⁸というのが通常です。そのため、法律の条文を適用する前に、法律家はその内容を明確かつ具体化する（その規定の持つ意味を、よりわかりやすくする）することが必要です⁹。それが、法律家に求められる法解釈という重要な法技術です¹⁰。この法解釈を習得していることが、法律家と、法律を勉強したことがない一般の方との決定的な違いとなります。

(2) 技術としての法解釈の重要性

法解釈は、法律を適切に読み、適用し、説明するための技術です。そのため、全て

⁵ 内田貴『民法I 総則・物権総論（第4版）』6頁（東京大学出版会、2008）

⁶ 道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に（第2版）』10、13頁（弘文堂、2017）

⁷ 早川吉尚『法学入門』58頁（有斐閣、2016）

⁸ 山本敬三『民法講義I 総則（第2版）』2-4頁（有斐閣、2005.4）

⁹ 井田良『講義録（刑法の解釈と適用）』23頁（JICA J-ROL Project、2024.9）（https://drive.google.com/file/d/1z_bXj_X78d5uiOjWhKkTMPVcKg2QtUB5/view?fbclid=IwY2xjawHlee1leHRuA2FlbQ1xMAABHVt0xG6a9PleI0rem2XbOAVJtYlDML8BiEvcQmh4VrX74o287X3jUHm5Kw_aem_OsfhUaMEbjMLfD71oWAdOQ、2024年12月13日最終閲覧）当該講義録は2024年2月にラオスで行われたセミナーを収録したラオス語文献であり、是非ご参照されたい。

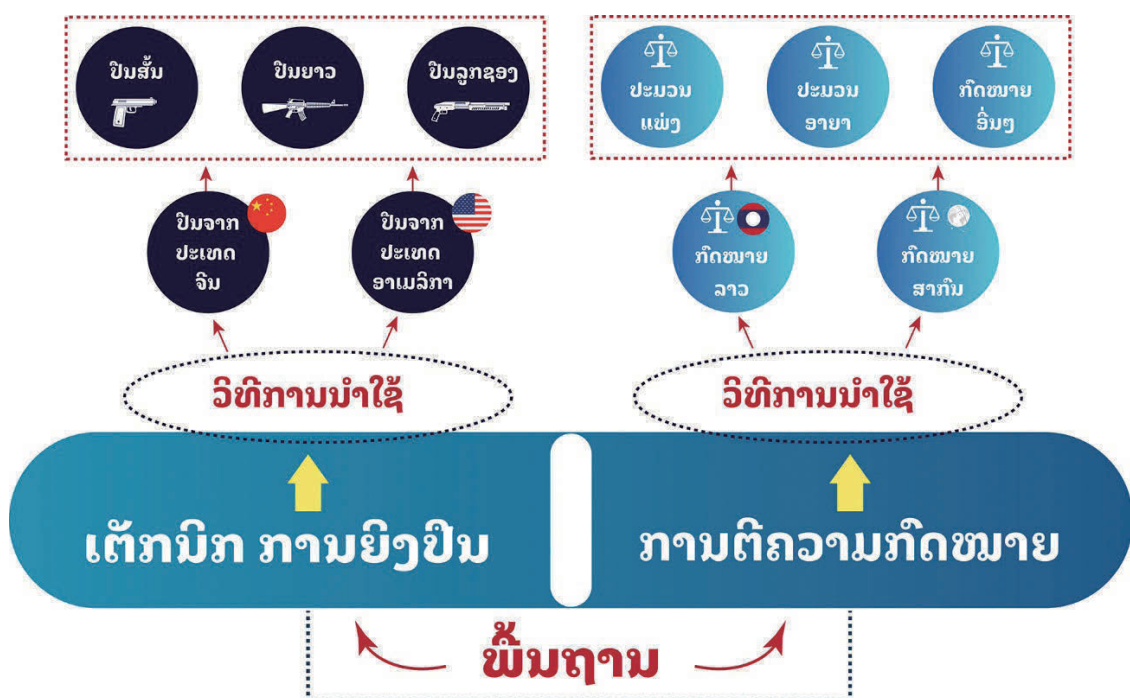
¹⁰ 井田良『講義刑法学・総論（第2版）』55頁（有斐閣、2018）参照。法適用の前提として、法規の持つ言葉の意味を明確化するために法解釈が必要であるとされており、刑法典においても同様であることが示されている。

の法律に適用できます。法律を適用する裁判官だけではなく、法律を使って仕事をする検察官・弁護士・省庁職員、法律を教える先生にとっても基礎となるものであり、立法時の法案起草を行うときの基礎でもあります。

一般には、法律は内容さえ全て覚えておけば、全てのトラブルは解決できると思う人が多いかもしれませんが、しかしながら、日本では、「全ての法律を覚えてだけでは決して法律家にはなれない」、と言われます¹¹。それは、すでに述べたように、法律は解釈をしないと本当の意味では使いこなせないからだと思います。

例えば、皆さんは本物の小銃を撃つ訓練を受けたことがあるでしょうか。経験がある方は教わったと思いますが、銃口が1ミリでも狙いからズレると、着弾地点は狙いから大きく外れてしまいます。そのため、ひたすら姿勢を安定させ、狙いを定めるという技術を磨きます。さらに、呼吸をすると肺が膨らみ体勢がわずかに上下するため、撃つときには呼吸を止める必要があるとも言われます。

このような基本的技術があり、基本が理解できていれば、どこの国で作ったどんな小銃でもある程度使いこなせるだろうし、練習すれば拳銃その他の武器でも応用可能かもしれない。しかしながら、技術がないまま様々な小銃を取り寄せてみても、危ないだけで離れた的には到底当たりません。



法解釈技術もこれと同じです。どれだけ色々な法律を覚えても、法解釈という適切な読み方ができないと、当てずっぽうに法律を使うことになり、使いこなせない。しかし、法解釈の基礎を理解すれば、民法典だけではなく、刑法典、その他の全ての法

¹¹ 山本敬三『民法講義Ⅰ 総則（第2版）』2頁（有斐閣，2005.4）

律や、外国の法律でさえも、努力すれば使えるようになります。

「法律家としての能力は、いかに多くの知識を体系的に記憶しているかが重要な要素である」とも言われています¹²。この指摘は法解釈に限らないものだと思いますが、法解釈も、法律を体系的に理解する根底をなす技術であると考えます。

例えば、法律の内容をただやみくもに覚えるのではなく、その条文がどのような目的を持つのか、他の条文とどのような関係にあるのか、法理論はどうなっているのかということを理解すれば、その知識はとても使いやすいものになるはずです。

なぜならば、法律は好き勝手に個々の条文が作られるべきものではなく、法律全体で一定の目的を達成するために、体系的に個々の条文が作られているはずだからです。これを読み解く技術が法解釈です。

例えば、社会正義や平等、経済発展という民法典全体の目的のためには（民法典1条）、詐欺被害に遭った人は保護した方が良いでしょう。そのような目的のために個別の条文が作られ（民法典19条、24条など）、詐欺による法律行為（例えば売買契約）は無効とされています。

しかしながら、この条文は詐欺に遭った人を保護する規定なので、その人自身が保護を求めないのであれば、その法律行為を無効とする必要はありません。そこで、詐欺に遭った人が詐欺の法律行為を追認した場合（例えば、その売買契約で問題ないと言った場合）は、有効となるとされています（民法典24条2項）。

これに対し、社会秩序に影響を及ぼすような法律行為は絶対的に無効で、本人が追認することができないこととなっています（民法典23条2項）。おそらく、民法典全体の目的に反するからだと思われます。

このように、上記の点は、すべて法律の目的を通じて整合しており、条文同士の間でも論理的に筋が通っているのがわかると思います。

上記の条文の例から分かるように、基本的には個々の条文は他の条文と整合しているはずであり、条文それぞれが特定の目的を持っているはずです。それを正しく読み解くのが、法解釈です。

そのため、適切な法的知識の獲得（条文をその目的から正しく理解できるようになる、条文を正しく適用できるようになる、他の条文と整合するように適用できるようになる、それを他人に教えたり説明できたりするようになるなど）の為には、暗記ではなく、法解釈により適切に条文を読み解くことが不可欠です。

このように法解釈は法律理解の為の大前提とも言えることから、この本を読んでいる皆様には、この法技術をできるだけ早い段階で身につける、または常に勉強や実務の中で意識し続けることが、非常に重要であると考えています。

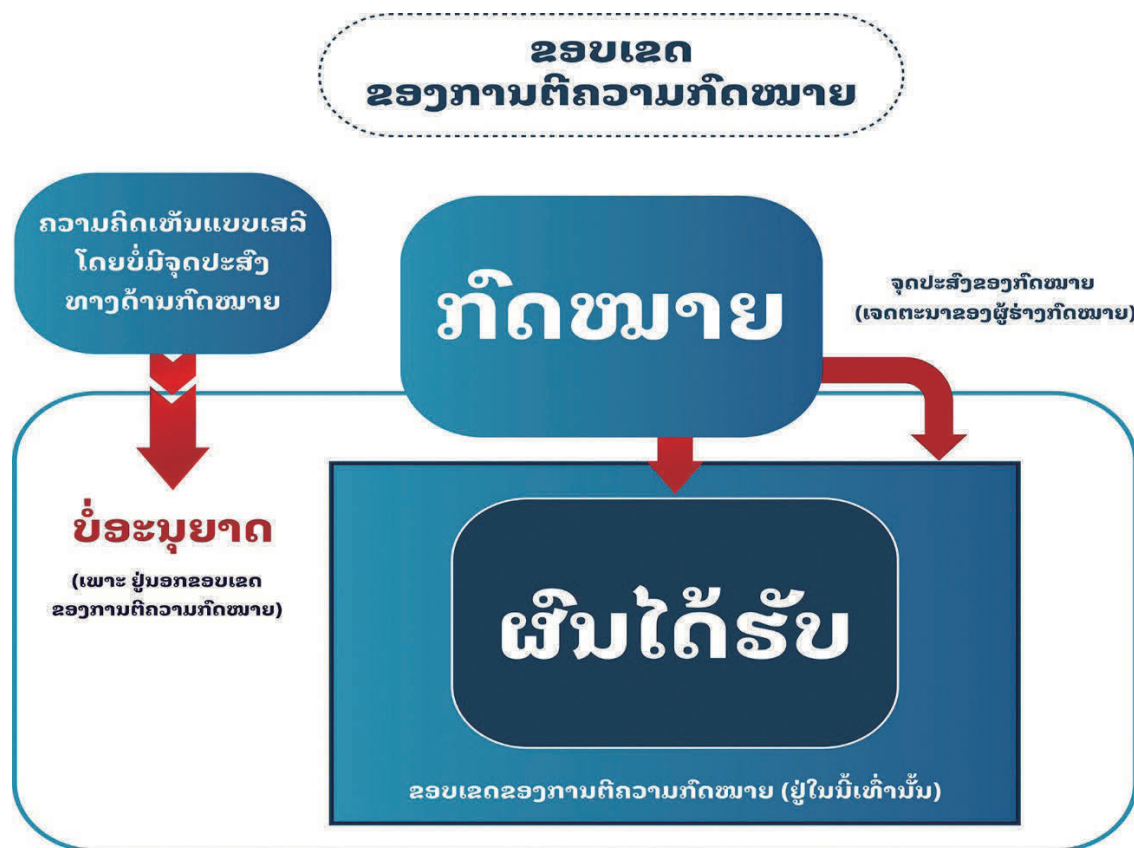
¹² 内田貴『高校生のための法学入門』150頁（信山社、2022）

(3) 法解釈しないとどうなるか

法というのは、誰が判断権者になっても、ある程度同じような結論を導くことができる仕組みとなっていないと、その都度異なる不公平な結果が生じてしまいます。その公平さを確保するのが、法の一つの重要な役割です¹³。

しかしながら、例えば裁判で、全ての裁判官、検察官、弁護士が自分勝手な判断をしていたら、同じ条文を使っているにもかかわらず、いつも結論が変わってしまうかもしれません（先程の「契約の重要な内容」は、どの弁護士に相談するかで、全然違うアドバイスをされてしまうかも知れません）。それでは、法律が安定して使われないこととなってしまう、法が社会に存在する意味がなくなってしまうのです。

逆に、法解釈技術を全ての法律家が身につけていたらどうでしょうか。法解釈はある程度は読み手自身の価値観が入るものの、一定のルールに従う限り、自分勝手な議論とは異なり、法律の想定している範囲から大きく外れた結論は許されない（導かれづらい）こととなります。



すると、たとえ初めて見た条文であっても、全ての法律家が概ね同じ方向性の（または近い）結論を導けるようになるのです。もちろん、解釈を行う者のそれぞれの価値観・正義感でA説、B説、C説と考え方に違いが生じ得ますが、これも法解釈とい

¹³ 早川吉尚『法学入門』26頁（有斐閣，2016）

う枠の中で、どちらがより適切なのか、どちらの方がより論理的かなどという議論を通じて、その社会が採用する考え方がいずれ収束していくこととなります。

(4) 結論

事案の解決について、色々な意見があることはもちろん良いことです。しかしながら、社会における公平性・安定性を確保するためには、法律家として一定の方法に沿って結論を導くことが重要なのです。そのため、その方法である法解釈は法律実務家にとって非常に重要な技術です。法律を学ぶ学生にとっては、今から全ての勉強において法解釈を実践することは、これを身につけるチャンスとなります。

初めてこれを知った人にとっては難しいと思うかもしれませんが、考えるプロセスはそれほど複雑ではありません。これから法解釈の方法をお伝えしますので、一緒に頑張っていきましょう。

●法解釈の重要性まとめ

法律は抽象的なものなので、法律家による説明が必要。

法律を自分勝手にではなく、適切に読み取れるようになる（法的判断が統一されやすくなる）。

どのような法律でも使いこなせるための基礎となる。

4 法解釈の手順（基礎）

(1) 法解釈を始める前に

本書では、法解釈を初めて学ぶ人向けに、法解釈のやり方をわかりやすく、簡単に説明したいと思います。

そのため、もうすでに法解釈技術を身につけている人にとっては、簡単すぎて、書いてあることは単純化し過ぎていると思われるかもしれません。しかし、はじめから複雑な内容を学習すると挫折してしまうため、あえて単純化しています（また、下記に述べる法の目的からの解釈については、ラオス社会において理解しやすいよう、立法者意思に基づく解釈に近づけて記載していますが、両解釈は別物とも分類できません）^{14 15}。他にも色々な法解釈の方法や考え方があり、また、法解釈の形態にも様々なものがあります^{16 17}が、それは本書では触れません（なお、このような法解釈は民法典だけではなく、刑法典でも行われるものであり¹⁸、他の法律でも同様です）。

加えて、ラオス憲法においては、国民議会常務委員会に法律の解釈権限が規定されておりますので（憲法56条）、ラオスにおいては国会の解釈権限を侵害するような内容の解釈については許されないということは、当然の前提として考えています。

その上で、個々の事案を考え、結論を導き、その理由を説明する技術として、法解釈技術の解説をしていきます。ここに書いている基本をしっかりと身につけた後で、さらに上級の法解釈理論へステップアップして下さい。

(2) 具体的な法解釈の順序

法解釈とは、法律・条文（契約を含む）が言おうとする本当の意味を探ること・適切な解決を導き出すこと・それを合理的に説明できることだと、私は考えています。

その法解釈において重要なのは、次の3つのステップを確実に行うことです。ステップ①や②は当然のことなのですが、重要なので説明します。法解釈の重要部分は、特にステップ③となります。

- ① 条文の確認（漠然とではなく、論理的に読む）
- ② 関連条文の確認（これを探し出す）
- ③ 条文の目的（または立法者の意図）の検討

それぞれ、順番に確認していきましょう。

¹⁴ ヘルムート・コーイング（松尾弘訳）『法解釈学入門』46－60頁（慶應義塾大学出版会，2016）

¹⁵ 道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に（第2版）』41頁（弘文堂，2017）

¹⁶ 松尾弘『民法』6頁（慶應義塾大学出版会，2023）

¹⁷ 早川吉尚『法学入門』71頁（有斐閣，2016）

¹⁸ 井田良『講義刑法学・総論（第2版）』57頁（有斐閣，2018）

ວິທີການຕີຄວາມກົດໝາຍ (ແນວຄິດພື້ນຖານ)

01

ຂັ້ນຕອນທີ 1

ກວດເບິ່ງຄວາມໝາຍ ທາງດ້ານເຫດ ແລະ ຜົນຂອງ
ມາດຕາ

02

ຂັ້ນຕອນທີ 2

ກວດເບິ່ງຄວາມສຳພັນກັນລະຫວ່າງມາດຕາ

03

ຂັ້ນຕອນທີ 3

ກວດເບິ່ງຈຸດປະສົງຂອງມາດຕາ ທີ່ຖືກກາດໄວ້
(ເປັນຫຍັງລັດຖະບານຈຶ່ງສ້າງມາດຕາດັ່ງກ່າວຂຶ້ນມາ?)

(3) ステップ①：該当条文の確認（漠然とではなく、論理的に読む）

これは当たり前のことですが、学生の方に質問すると、意外とできない人が多いところ。法律の条文は、具体的な目的を持って国民議会や政府によって作られています。不要であればその条文を入れることはしないですね。短い条文の中に、作り手の意図がそれぞれの言葉にしっかり組み込まれていますので、漠然と全体を読み流してはいけません。また、自分勝手に読むではいけません。

一つ一つの単語、文章の流れには作り手である立法者の意図が入っています。それを確認し、論理的な意味をしっかり見ていきましょう。

試しに、先ほどの下記売買契約の事例について検討しましょう。

（事例）

11月1日、X（買主）はY（売主）から餅米100Kgを購入し、代金を支払い、餅米は11月2日にX宅へ配達してもらう契約をした。しかし、11月3日になっても餅米が配達されない。そこで、XはもうYとの契約を解除し、支払済代金を返還してもらいたいと思っている。

この場合、XはYとの餅米の売買契約を解除できるでしょうか。該当条文を見てみましょう。

(民法典395条1項)

契約の重要な内容について違反があったときは、不利益を被った側の契約当事者は、契約を一方的に解除することができる（以下略）。

これをざっと分析すると、以下のようになります。

- ・ 主体：「不利益を被った側」の「契約当事者」は、
- ・ 要件（どのような場合に認められるか）：「契約の重要な内容」に「違反」があったときは、
- ・ 効果（何が起こるか、何が認められるか）：契約を「一方的に」「解除できる」。

このように、当該条文は上記の通りの主体・要件・効果に分けられます。

ここからは、以下のように論理的に条文を分析することができそうです。

- ・ 主体：「不利益を被った側」の「契約当事者」という文言から論理的に考えられることは・・・
 - 1 「不利益」がない契約当事者は解除できない。
 - 2 「契約当事者」以外がクレームを行っても解除できない。
 - 3 「不利益」とはどのような不利益かについては、これだけでは不明確でさらに解釈が必要かもしれない（経済的不利益か、精神的不利益か、手続的不利益か、社会的不利益かなど、色々と考えられそうです）。
- ・ 要件（どのような場合に認められるか）：「契約の重要な内容」「違反」という文言から論理的に考えられることは・・・

「重要」とはどの程度の重大さが必要なのか、誰にとって重要なのか、これだけでは不明確でさらに解釈が必要かもしれない（上記2(2)③においてすでに述べた通り）。

「重要な内容」とはどのような内容なのか、これだけでは不明確でさらに解釈が必要かもしれない（上記2(2)③においてすでに述べた通り）。

「契約の」「違反」なので、少なくとも契約違反でなければならない（すると、契約違反とならないクレームでは解除できない）。
- ・ 効果（何が起こるか、何が認められるか）：契約を「一方的に」「解除できる」という文言から論理的に考えられることは・・・

「一方的」に解除できるので、相手方に承諾を求める必要はない。

そうすると、「一方的」なので、少なくとも相手方に通知する必要があるのではないかという疑問が出てくる（ただし、この答えは、すでに395条2項に記載が

あり、立法者も既に考えている)。

この条文だけでも、以上のようなことが論理的に読み取れると思います。今まで条文をこのように読まず、小説や、F a c e b o o kやW h a t s A p pのメッセージ程度に、全体をざっと読んで、意味を直感的に考えていた方もいるかもしれません。

しかし、条文には立法者の考え方が詰め込まれており、論理的に読むだけで解決できる問題は、このステップ①の段階で解決すべきです。この条文に論理的に反する結論は、認められないはずです。

まずはこの点に気をつけないと、条文の読み手によって、全く異なる結論が導かれることになります。

(4) ステップ②：関連条文（これを探し出す）

ステップ①を経て、もしその条文だけで解決できれば、それで終了です。先ほど示したような、その条文の論理的な意味を説明してあげればよいのです。

反対に、もしその条文に答えがなくとも、ステップ②で他の条文を見れば、解答やヒントとなるものが見つかる場合もあります。なぜなら、法律は立法者の意思を表したルールですので、他の条文にも類似の事柄の解決策が書いてあるかもしれません。また、せっかく統一的な法律を作ったのに、一つの条文と他の条文を全く異なるルールで解決したいとは立法者は考えないはずです。

最も簡単な例は、上記の395条1項の「一方的に」解除できる場合には、相手方に解除の通知が必要ではないか、という疑問が論理的に出てきました。ラオス民法典の場合には、それは2項に答えが書いてありましたね（そのため、そもそも解釈というよりは単なる条文探しですが）。

これは、立法者としては、一方的に契約解除できるのだから、少なくとも相手方に通知しないと、相手方は解除されたのか契約が続いているのかさえ判断できないので、この点を配慮したと言えると思います。答えが書いてあるのでいわゆる法解釈ではありませんが、法律はこのように全体として整合的に作られていることが通常です。

また、そこまで明確な解答が見つからなくとも、他の条文を検討することで、解決に繋がるヒントが見つかることもあります（この点は、長くなるので後述のサッカーの事例を参照して下さい）。

(5) ステップ③：法律（条文）の目的・（立法者の意図）の検討

以上のステップ②で答えが導ければ、それで終了です。しかしそれでも答えが出ない場合もよくあります。その場合は、最も重要な「法律の目的」を考えるという次のステップに移ります。

これまでに出てきましたが、法律は立法者が特定の利益を達成したい、価値を守りたいという目的のために作られています。だから、条文は論理的に作られているし、他の条文とも整合しているため、その条文や他の条文にヒントが隠されているのです。

同様に、その条文が曖昧で、他の条文にさえヒントがなかったとしても、立法者がなぜこの条文を作ったのか、なぜこのような表現にしたのか、ということは自分の頭で考えればある程度わかるはずです。もちろん、立法者や政府の見解が表された文献があれば、それに立法者の意図や解決方法が書かれているかもしれません。しかし、仮にそのような文献がなくても、自分で法律の目的・立法者の意図を考えるのです。

法律にはそれぞれ作られた存在理由があり、達成したい事柄があるはずです。この条文があることによって、どのような価値が達成されるのか、法律はどのような正義を実現しようとしているのか、自分がもし立法者であればなぜこのような条文を作ったのかなど、「法の目的は何であるか」に、思考を巡らせましょう。

例えば、上記の395条1項の「契約の重要な内容」は解除可能であるという条文の目的を考えると、契約というのは当事者間の取引のために締結するものだから、この条文は当事者の意図や利益を尊重したのではないかと想像できます。

もし当事者の意思など関係なかったら、立法方法としては、「契約違反は全て解除可能」「履行期や品質違反は解除可能」と明確に規定していたかもしれません。しかしながら、この条文は、「契約」ごとの「重要な内容」に応じて、解除すべきほどに重要な事案かを考える内容となっております。このように、この条文が、当事者が作成した個別契約ごとに重要性を考えようとしていることから、この条文の目的は、契約当事者の意図の尊重ではないかと私は考えました。すると、実際のケースでは、条文の目的に沿って、契約の種類や当事者ごとに重要な事柄は異なると考えられます。

すなわち、当該契約において、当事者がその内容を重要事項だと考えていたか、を考えることになります。例えば、これを先ほどの1日遅れの履行のケースで考えると、通常の売買なら履行期の重要性は最優先ではなく、1日程度の遅れは当事者にとっては「重要」な違反ではないかもしれません。しかしながら、結婚式のドレスやケーキでは、履行期は1日たりとも遅れてはならない重要な内容となりやすいかと思います。

これは私見ですので、他の読み方もあるかとは思いますが、しかし、重要なのは、このように、自分で法の目的を追求して考えたり、条文についての立法者の意思を想像したりすることです¹⁹。

¹⁹ ヴィエンチャンキャピタル（ラオス）において開催された2024年2月6日付セミナーにおける松尾弘教授の講義「法律の適用と解釈」の説明内容より引用。

●法解釈の手順まとめ（ステップ①～③）

① 文理解釈

条文（漠然とではなく、論理的に読む）の確認

② 体系的解釈

関連条文（これを探し出す）の確認

③ 目的論的解釈

法律の目的（または立法者の意図）の検討

5 法解釈の実例講義（民法典以外の簡易事例）

上記の395条1項の法解釈については、いきなり民法典の条文の難しい理論の話でしたので、まだわからないという方もいるかもしれません。

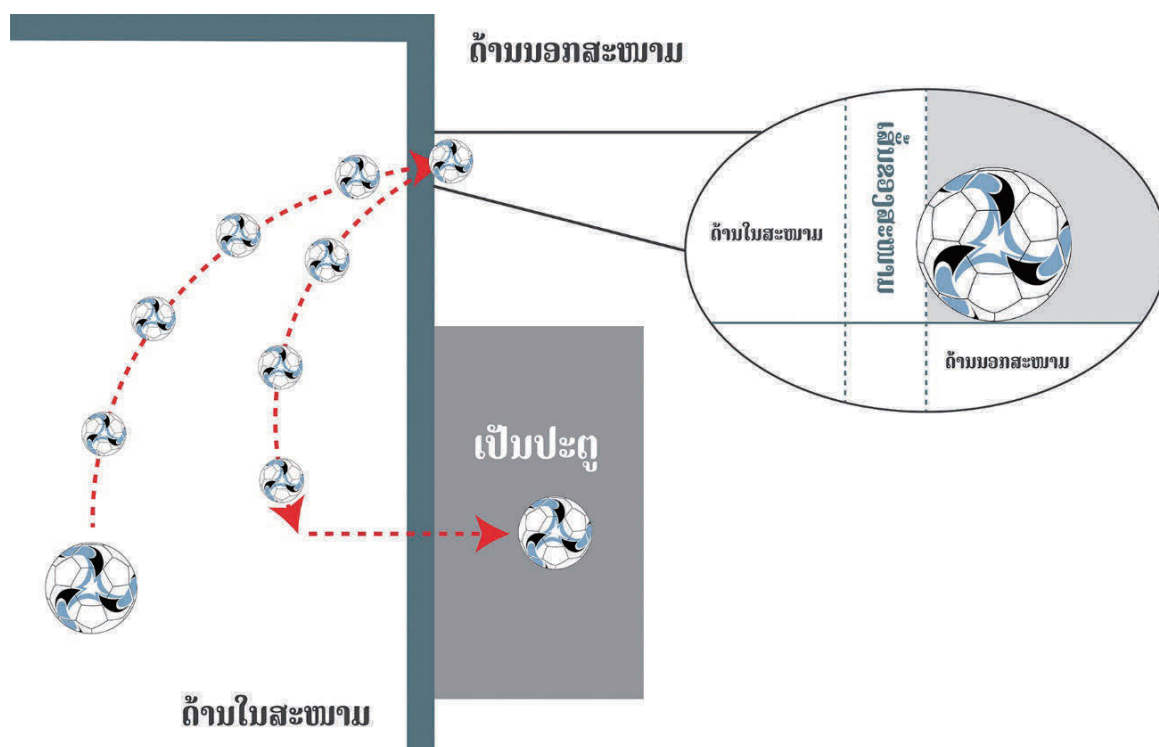
そこで、ここでは、法解釈の実例をシンプルに示すため、民法典以外の事例を用いて解説します。先ほど述べた、法解釈のステップ①～③について、それぞれ検討します。395条1項については、以下の部分を理解した上で、再度読んでみることをお勧めします。

(1) サッカーのルール（法解釈：ステップ①と②・当該条文と関連条文の検討）

ここからは、実際の講義でもよくある、先生と学生のやりとりを通じて見てみましょう。先生と学生の思考過程をたどってみましょう。

【サッカーのケース】

サッカーワールドカップで、日本がゴールを決めました。しかし、そのゴール直前、ボールが線（ゴールライン）を越えてフィールド外へ出てしまっていた（プレイはその時点で中断していた）のではないかという議論になりました。もしボールが線を越えていたら、この1点はなくなります。審判はどのように判断するのでしょうか。



ー ステップ①

先生：これは、2022年のサッカーワールドカップで、12月1日開催の日本対スペイン戦で実際に起こった事例です。日本のシュート直前にボールがフィールド外へ出たかに見え、1点取得が認められるかが問題でした。

実際には、ボールは線を越えてフィールド外へ出ていない（プレイは継続していた）という審判の判断で、日本は1点を取得し、その結果2対1で強豪スペインに勝利することができました²⁰。

ここでの問題は、ボールが線を越えてフィールド外へ出ていたか否か（いつの時点でボールが線を越えたと判断するか）です。審判はサッカーで言うところの裁判官と同じですね。何に基づいてこの問題を判断しますか。

学生A：多分、サッカーの公式ルールがあると思うので、それを利用すると思います。

先生：そうですね。そこで、先生は法律家ですので条文を調べてみました。すると、以下のようなルールがFIFAによって定められていることがわかりました。サッカールールは法律のようなものですね。

Laws of the Game 22 / 23 (FIFA) / Law 9.1 Ball out of play

The ball is out of play when:

• it has wholly passed over the goal line or touchline on the ground or in the air

学生A：要するに、ボールが完全に線を越えたら、試合は中断するということですね。

先生：このルールの中で、この問題解決の為に重要な表現は何でしょうか。

学生B：「wholly（完全に）」ボールが線を越えたという点ではないでしょうか。なぜなら、ボールがいつ線の外へ出たかどうかを決める表現になるからです。

先生：では、今回の試合では「wholly（完全に）」ボールが線を越えたのでしょうか？

学生B：えーっと、ボールはほとんど外へ出てはいますが・・・

学生A：僕は試合を見ていたので覚えています。試合中、ボールが線の外へ越えたように見えたのですが、実際は、ビデオ判定でほんのわずかに、たとえば1mmくらい線にかかっていたので、まだ「完全に」線を越えていなかったと審判されたと記憶しています。

先生：この場合、「完全に」という表現が決め手になっているんですね。法解釈ステップ①【該当条文の確認：漠然とではなく、論理的に読む】に基づけば、この「完全に」という表現をしっかり把握し読むことが重要です。ボールが

²⁰ 「W杯 三笥薫1ミリの奇跡」日刊スポーツ2022年12月2日 (<https://www.nikkansports.com/soccer/qatar2022/news/202212020000568.html>, 2024年12月13日最終閲覧)

「完全に」線を越えたというためには、ボールが線の上を通り過ぎ、真上から見たときに、わずか1 mmでも線に引っかけからず外へ出てしまったことが必要ですね。そのため、審判はこの試合では、わずかながら線の上に残っていたのだから、ボールは生きていた（線から外へ出ていなかった）として、日本の1点を認めたわけです。

学生B：確かに、ボールが線を越えたように見えても、1 mmでも線にかかっているのであれば、ボールが「完全に」外に出たとは言えませんね。大部分が外に出ているとは言えても。

先生：このように、審判や裁判官は条文の細かい表現を論理的に説明し、なぜ得点が認められたか（その結果、なぜスペインが負けたか）を説明する必要があります。もし、説明なく審判が日本を勝たせたらどうなりますか。

学生B：多分、スペインの監督やファンが怒ると思います。負けた理由を聞かないと納得できない。

先生：このような難しい判断は、審判や裁判官のような専門家しかわからないかもしれない。そのようなとき、条文解釈の内容を、当たり前でも丁寧に説明した方が良いでしょう。

ー ステップ②

先生：それでは、事案をちょっと難しくしますよ。同じ事案で、もしこのルールに「wholly（完全に）」という表現が欠けていた場合、審判はどう判断しますか。例えば、ルール作成者がうっかり入れ忘れていた場合。

Laws of the Game 22/23(FIFA) / Law 9.1 Ball out of play（仮定の条文）

The ball is out of play when:

・it has (~~wholly~~) passed over the goal line or touchline on the ground or in the air

学生A：ルールを直訳すると、「ボールが線を越えたら、試合は中断する」ということになります。

先生：それはどう言う意味ですか。いつ線を越えたと言えるんですか・

学生A：ルールに「完全に」と書いてないんだから、さっきの事案とは結論が異なるはずですよ。線を越えたと言うからには、線をボールが最低でも半分は越えなきゃいけないと思います。

学生B：線から外へ、ボールが1 mmでも越えたら、「線を越えた」と言えるんじゃないですか。線からボールがはみ出た以上、「線を越えた」と評価されるべきです。

学生C：さっきの事案と同じく、ボールが完全に線を越えた時ということでもいいん

じゃないですか。

先生：どれも法解釈ステップ①の条文解釈として、論理的にありうる回答ですね。その意味では少なくとも正解です。

しかしながら、これだけではこの紛争解決には役に立たないですね。どれでも正解ということは、どれでも自由に選べてしまいます。結局審判は、自分の好きな結論を選ぶだけになってしまいます。

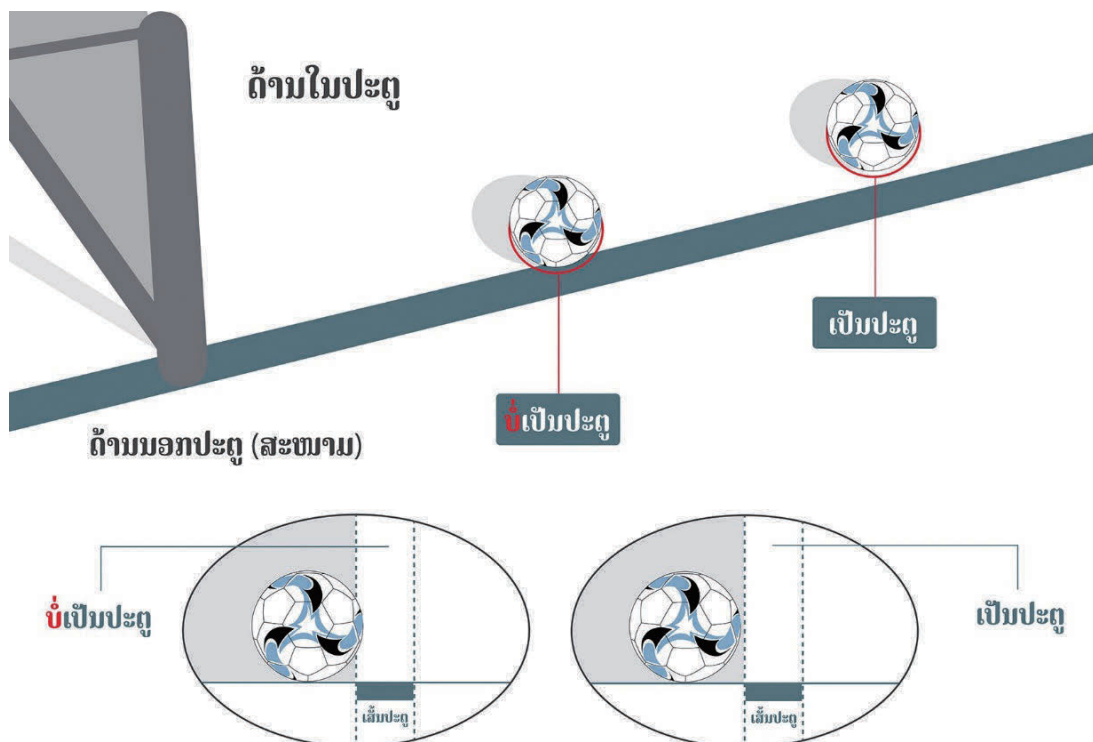
学生A：すると、さっき先生がおっしゃった法解釈ステップ②の出番ですか？

先生：段々わかってきましたね。法解釈ステップ②【関連条文の確認】で、ヒントを探してみても良さそうです。それでは、このサッカーのルールの中から、ボールが線を越えて試合が中断する事例と似ていたり、参考になりそうな条文がないか探してみてください。

学生C：以下のような条文が見つかりました。点が入るためには、同じくいつ線を越えたと考えるかという条文ですが、これは関係ありますか？要するに、ボールがゴールラインを完全に越えたとき、1点入ると書いてあります。

Laws of the Game 22/23(FIFA) / Law 10.1 Goal scored

A goal is scored when the whole of the ball passes over the goal line (以下略).



(参照：IFAB, Laws of the Game 22 / 23, 88頁)

先生：条文間で、それぞれが想定する場面の類似性によくぞ気づきました。この条文も、さきほどの Law 9.1 と同じく、点が入るには、ボールが「完全

に」線を越えたことを要求しています。仮に、1点が入るには「完全に」線を越えなきゃいけないくて、ボールが外に出て試合が中断するには「完全に」越えなくてもよいとなると、混乱しませんか？

学生C：確かに、それだとルールが複雑で審判が大変そうですね・・・

先生：同じ「線」と「ボール」の関係性を規定する条文なのに、そんなややこしいルールを作る必要性はおそらくないと思います。なので、Law 9.1には「完全に」という言葉が抜けていますが、Law 10.1と同様に考え、ルールに「完全に」という言葉を法解釈で補ってあげるということも合理的であるというわけです。

この点、法解釈ステップ③【法律の趣旨目的・立法者の意図検討】の観点からも、誰か説明できますか。

学生A：先ほど先生が述べておられましたが、ルールの作成者としては、ルールをシンプルに統一的にしたいということですか？

先生：それもありますね。作成者は同じ観点でいくつもの条文を作成する、だからこその他の条文を確認することが統一的な解釈に役に立つわけです。

その他、ここからは想像で構いませんので、自分でルールを作るとしたら、何に気をつけたいか、考えてみてください。

学生B：線からボールが出たかどうか、ビデオ判定が可能な基準が良いですね。

学生C：確かに、ボールが「完全に」線から出た時点というのはビデオ判定しやすいです。逆に、もしボールの中央が線の中央を越えた時点という考え方をとると、線自体も数cmの厚みがあるので、ビデオ判定でもいつ線を越えたかわかりづらいかもしれない。

先生：あくまで我々の議論の途中経過の段階ですが、この条文の目的としては、公平な審判のため、判断の容易性・明確性を確保したいということがあるかもしれません。そのように条文の目的から考えると、Law 10.1の定める「完全に」線を越えた時点というのは明確だし、その明確なLaw 10.1の考え方をLaw 9.1にも同様に当てはめることは、とても合理的でこのルールの目的にも合致していますね。

学生B：これをすべて説明しなければならないんですか。

先生：法律やルールが曖昧不明確な場合はよくありますが、説明なしには、紛争当事者もプレーヤーも、なぜ自分が負けたのか納得できない。それは、裁判もサッカーも同じですね。

学生C：確かに、審判の好みで決められたらルールの意味がないですもんね。

先生：わかりづらい時ほど、プロとしてこの点を説明してあげなければならない。その時に法解釈を使えば合理的に考え、説明できるということなのです。

●法解釈手順のまとめ

ステップ1～3を順に確認する。

法律（ルール）は立法者（ルール作成者）によって、論理的かつ統一的に作られているはずなので、条文の確認が重要である（ステップ①②）。

法律（ルール）は一定の目的達成のために作られているはずなので、法律の目的を考えるのが重要である（ステップ③）。

法律（ルール）が曖昧不明確な時ほど、法律家はこれを法解釈により説明しなければならない。

(2) 立て看板のケース（法解釈：ステップ③・条文の目的の検討）

それでは次に、法解釈ステップ③だけに絞って、これもごく簡単なケースで考えてみましょう。

【犬の持込み禁止看板のケース】

ホテルの前に「犬を連れて入ってはいけません」という立て看板があったとします。犬を連れて入ったらルール違反ですね。では、客Aが猫を連れて入ろうとしていたらどうでしょうか。ワニならどうでしょうか。蝶なら？²¹



ແລ້ວຖ້າເປັນ ໂຕແຂ້ ເດ ?

学生（男）：犬としか書いてないんだから、ワニは連れて入って良いと思います。

先生：それはルールの読み方としては論理的ですが、そんなことして本当に大丈夫

²¹ ヴィエンチャンキャピタル（ラオス）において開催された2024年2月6日付セミナーにおける、井田良教授の講義「刑法の解釈」の内容より引用。また、井田良『講義刑法学・総論（第2版）』56頁（有斐閣，2018）記載の事案も参考にした。

ですか？何か見落としていませんか？

学生（男）：自分で言っていて思いましたが、確かに、ひどいトラブルになるのは目に見えていますね。

学生（女）：猫は微妙ですが、ワニは明らかに連れて入ってはダメだと思います。だって危ないでしょう。まあ、蝶は良いと思いますが。

先生：一般的な感覚としてはそうかもしれませんが。でもそれだけでは法解釈ではなく、ただの感情的な意見や、個人的な意見だと言われてしまいます。法律家として、法解釈によって、法的な見地から適切な理由をつけましょう。この看板（ルール）の設置された目的は何ですか。

学生（女）：ホテルに聞かないとわからないのでは？

先生：そんなことを言っていては、全ての法律について、常にどのような簡単な事柄でも立法者に質問しないと、法律の読み方すらわからず、法律を使えないということになってしまいますよ。看板（ルール）の目的、ルールの作り手の意図を、自分の頭で想像してみましょう。

学生（男）：客の安全やリラックスできる環境を守るためでしょうか。犬が暴れたら危ないので。

先生：それはあるでしょうね。それだけですか？

学生（女）：ホテル側の施設を守るためという目的はあるでしょうか。犬が家具や絨毯を汚したり傷つけたりするかもしれない。

先生：二人とも良い点をついていますね。ホテルのオーナーであれば、大事な客と施設を守りたいのは当然です。そのために看板を設置したのではないかということは、少し考えれば想像できますよね。このような看板（ルール）の目的から考えて、他の動物はどのように考えられるでしょうか。

学生（女）：看板（ルール）の目的は、客と施設を守ることだから、犬以外の動物でも、客と施設を傷つける可能性のある動物は禁止だと考えるということですか？

先生：その通り。もちろん、本来は看板をそのように正確に書く（法律であれば法改正をする）方が良いかもしれない。しかし、現状の問題にはその場で対応することが必要な場合もありますね。この場合、「犬」と書いてあるから「ワニ」を持ち込んでも良いというのは、明らかにおかしいと感じますよね。ホテルオーナー（いわば立法者）も、ワニなら良いとは考えるはずがありません。

このように、法律家は法解釈（法の目的）の見地から、なぜその結論が導かれるのか、しっかり説明してあげる必要があるのです。ここで重要なのは結論ではなく、どのように考えるかという方法を理解することです。

学生（男）：ノートを取りたいので、これの法解釈について、法律家ならどのように説明するか、まとめてもらえますか。

先生：素晴らしいですね。論理的な説明のためには順序が重要です。項目ごとにお伝えしましょう。

●説明の仕方の例

1 （問題提起）

ホテルの前の看板には「犬を連れて入ってはいけません」と書かれているが、客Aは「犬」以外の動物（ワニ、猫、蝶）を連れて入ろうとしている。これは許されるか。「犬」という文言の解釈が問題となる。

2 （法解釈：法の目的検討）

この点、この看板の目的は、客と施設を動物から守ることであると考えられる。すると、ここでいう「犬」とは、客と施設を害するリスクのある動物一般を指していると考えるのが妥当である。

3 （具体的な事案について検討）

本件では、客Aが連れて入ろうとしているワニは、客の安全に重大な危険を生じさせるものである。また、猫は、危険性はワニよりは低いものの、客や施設を引っ掻いたりして傷つける可能性があり、そのリスクは犬と同程度である。これに対し、蝶は仮に虫籠から逃げたとしても、客や施設に害を与えることは考え難く、犬と比較しリスクは極めて低い。

このように考えると、ワニと猫は、客と施設を害するリスクがある動物であり、この看板（ルール）に定める「犬」に含まれ、連れ込みが禁止されていると考えるのが適切である。これに対し、蝶はそのようなリスクが低く、「この看板（ルール）に定める「犬」に含まれない。

4 （結論）

以上より、客Aはワニと猫をホテルに持ち込んではならない。これに対し、蝶の持ち込みは許される。

学生（女）：この場合、「犬」という看板の表現の意味を、法律（看板）の設置目的から考えていたわけですね。

学生（男）：今までは、「法律の目的」なんて考えたことなかったですね。

先生：法律は目的があるから、わざわざ作られているわけですね。だからこそ、このように順を追って話したら、ただ「危ないから」などというよりも、説得的になるでしょう。自分勝手な意見ではなく、適切に「法律の目的」から説明することがポイントです。各条文の目的を常に考える癖をつけましょう。

学生（女）：「法律の目的」ですね。

先生：ここで質問です。この問題が、ホテルではなく、細菌の研究所であり、同じ看板があった場合、蝶の持ち込みは可能でしょうか。看板（法律）の目的は変わりますか？

【犬の持込み禁止看板のケース（改）】

とある細菌の研究所の前に「犬を連れて入ってはいけません」という立て看板があったとします。Bが猫を連れて入ろうとしていたらどうでしょうか？ワニならどうでしょうか？蝶なら？

上記事例で、最後の質問は、ホテルと比較して、具体的に法の目的や立法者の意思を考える上で良い事例です。ホテルと細菌の研究所では守るべきものが明らかに異なります。

ホテルでは客と施設を守りたいですが、これに対して、細菌の研究所はどうでしょうか。もちろん、研究者や訪問者などの人や、施設を守りたいというホテル同様の観点もあると思います。しかし、それ以外にも、施設外から持ち込まれる細菌や物質による研究への悪影響を防ぎたいし、万が一の可能性としては、施設内の細菌が動物などに付着して外部へ漏洩したり、それにより外部での感染が拡大したりするなど、社会において大惨事を発生させてしまうことも懸念されます。

このように看板（ルール）の目的を考えると、細菌の研究所においては、施設内で蝶が逃げ出した場合、たとえ蝶であっても甚大な被害を生じかねないため、持ち込みは禁止されていると考えることも可能かもしれません。

しかし何度もお伝えしている通り、ここで重要なのは結論ではありません。法解釈をして、法の目的からしっかり分析することで、議論の論点は「法の目的にあっているか」という点に集中します。すると、多少の差はあっても、概ね同じ方向の結論が導かれやすくなります。これに対し、法の目的を考えず、自由な議論をしていては、なんとなく自分の意見を言ったり、声の大きな人の意見が通ったりすることになってしまうのです。

●法解釈による回答方法のまとめ

- 1 問題点を示す
- 2 その法律（条文）の目的を考え、法解釈する
- 3 現実の問題を、その目的から考える
- 4 結論を出す

(3) 法の目的からの説明

これまで、簡単なサッカーと看板の事例を基に、法解釈技術的基本的方法を説明してきました。これが法律の条文に変わると、難しく考えてしまいがちですが、基本的な考え方は全く同じです。しっかり条文を確認し、法律（条文）の目的を考え、これに基づいて説明できるようにしましょう。条文と法律の目的から外れた意見は、説得力を持ちません。

その為、自分の意見を示す前には、発言でも文書でも、必ず、「この条文のこの文言の意味は・・・」「この条文の目的は・・・」と述べて、法的な議論ができるようになりましょう。それさえできれば、法解釈という重要な法技術を獲得できるようになるでしょう。法律に基づいて考えることができるということが法律家の強みであり、法律家の前提条件でもあります。

●法律の目的のまとめ

法律は何らかの目的達成のために作られている。

法律の目的を常に自分で考える。

自分の意見を言う時には、必ず「この法律の目的は」と述べて、法律に基づく議論をする練習をする。

6 法解釈の実例（民法典の事例）

上記の法解釈を、民法の事例に適用したのが、すでにご説明した民法典395条1項の解釈です。上記「2 民法典の実現過程と法解釈」と「4 法解釈の手順（基礎）」で説明しましたが、ここまで読んだ後で振り返ってこれらの箇所を読んでいただくと、以前より記載内容がわかりやすいかもしれません。

その他、法律の条文については、当たり前だと思っていたとしても、解釈しないと正確な理解が難しいというものは沢山あります。その一部について、民法典の条文の中から、検討材料を以下にお示ししたいと思います。条文は、なんでもかんでも定義を法律に書けば良いというものではありません。そのようなことをしたら、全ての法律が定義だらけとなってしまいます。結論を自分の頭で考えて、解釈で結論を導く必要があるものです。

そこで、下記問題について、これまで勉強した法解釈の技術を適用し、考えてみてください。検討の際のヒントを※印で記載しておきます。

- (1) 民法典63条1項：人が「生まれた日」とはいつか
A説：母親の陣痛が始まった時
B説：子供が、母親の体から一部でも外部へ出た時
C説：子供が、母親の体から全部外部へ出た時
※63条が権利能力の始期や終期を定めた目的は何か
- (2) 民法典52条：消滅時効の3年間は、いつから起算するのか
※周辺の関連条文の確認、消滅時効制度の目的は何か
- (3) 民法典52条・53条：消滅時効の3年間は、いつ完成するのか
A説：3年間の期間経過時
B説：当事者が時効を主張したとき
※53条の目的は何か、消滅時効制度の目的は何か
- (4) 民法典24条1項1号「錯誤」による法律行為の無効：錯誤があればどのような場合でも無効なのか
※錯誤無効を定めた24条の目的は何か。錯誤に陥った人に重大な過失がある場合でも保護する必要があるか。
- (5) 民法典24条1項1号無効な法律行為の「追認」：誰が追認できるのか
※「権利及び利益を害された主体」とは誰か。追認制度の目的は何か。詐欺にあった本人は追認できるか。詐欺に遭ったのが代理人だったら代理人も追認できるか。詐欺にあった本人の夫は追認できるか。

(6) 民法典395条1項：契約解除ができる「契約の重要な内容」とは何か

※この条文の目的は何か。

※賃貸借契約で家賃は「重要」か（重要なら契約解除ができる）。1ヶ月の家賃不払いでも契約解除できるか。3ヶ月不払いならどうか。1年不払いならどうか。

※売買契約で履行期は「重要」か（重要なら契約解除ができる）。履行が1日遅れだったらどうか。1週間遅れだったらどうか。1年遅れだったらどうか。また、売買目的物が餅米の売買ならどうか。高級時計の売買ならどうか。結婚式のドレスやケーキだったらどうか。

※上記4「法解釈の手順（基礎）」内の解説参照

上記問題のうち一部は、現在JICA法律プロジェクトでも検討し文献を執筆中であり、将来出版される可能性もあり、その場合にはJICAから書籍データを公開致します。その他、重要な法律文献も含め、下記にデータへのリンク先を記載しておきますので、ご利用ください。

7 終わりに

この本を通じて、法解釈という技術のみに絞って、できる限り考え方の道筋がわかるように説明してきました。初めは難しいかもしれませんが、法の目的を考えるようになると、法律が無機質なものではなく、目的を持った生き生きしたものに見えてくるはずです。そうすると、法律というものが暗記だけではなく、哲学的であったり論理的であったり、とても面白いものであると感じられるようになると思います。さらに、法律の条文をその背後にある目的から理解することになるため、条文の理解や操作が容易になり、さらに深い議論も可能になると思います。

是非、法解釈の考え方を今後の学習や実務の機会にも考え、徐々に身につけていって頂ければと思います。そのためにも、本書で示した、「法の目的」を今後の学習や実務の中で、常に考える癖をつけて頂ければ嬉しいです。

なお、本書で述べた法解釈技術以外にも、訴訟の基本的技術（民事訴訟法における請求権・要件・争点の考え方）、論理的思考技術（法的三段論法）、事実認定技術など、ご紹介したい基本的かつ重要な法技術がまだまだあります。これらについても機会があれば、私だけではなく、JICA法律プロジェクトや所属の他の専門家を通じて、いつかご紹介できたらと思っておりますので、是非ラオスにおける当プロジェクトの活動をご注目下さい。

本書が、ラオスの法律家と学生の方の法技術獲得の助けとなり、それが活用されることで、ラオスの法制度及び法の支配の発展に資することを心より祈念しております。

●この本のまとめ

今後、講義・実務において、条文の文言にこだわって読み込む

検討時には、法律の目的を常に考える

意見発表時には、法律の目的から説明する

以上をマスターし、次にその他の法技術獲得を目指す

【参考資料】

ラオス国立司法研修所（N I J）における

J I C A 専門家からの講義資料

(The Basics of Legal Interpretation)

(略・2023年4月6日、2024年11月11日及び同月25日実施の
ラオス語資料)

【JICA 法律データベース】

JICA 法律プロジェクト支援による成果物は、本書を含め、以下のQRコードからすべてのデータにアクセス可能です。法律実務家及び法律を学ぶ学生の皆様の知見向上・法技術獲得の為に役立ててください。

ການເຜີຍແຜ່ຖານຂໍ້ມູນ ແລະ ເອກະສານທີ່ສ້າງໂດຍໂຄງການ J-ROL

1



ເອກະສານ ແລະ ປຶ້ມຄູ່ມືກົດໝາຍຂອງໂຄງການ

ຂໍ້ມູນເພີ່ມຕື່ມກ່ຽວກັບກິດຈະກຳຂອງໂຄງການ
ທ່ານສາມາດ ຕິດຕາມໂດຍການສະແກນ **QR code** ດ້ານລຸ່ມ !!

2



ຕິດຕາມເຮົາໄດ້:



<https://www.facebook.com/jica.legal.laos>

法学の基礎 - 法解釈技術 -

2025年3月1日 第1刷発行

著 者 阿讃坊 明孝

発行所 JICA J-ROL Project (The Project for Promoting Development and Strengthening of
the Role of Law in the Legal Sector・Phase II)

カンボジア裁判官・検察官養成校におけるシラバス作成の取組

JICAカンボジア長期派遣専門家

伊 藤 みずき

第1 はじめに

2022年11月から開始したカンボジア「法・司法人材育成プロジェクト」は、本稿執筆時点（2025年5月中旬）で、開始から約2年6か月が経過し、5年間のプロジェクト期間の折り返し地点を迎えたところである。本プロジェクトは、王立司法学院（Royal Academy for Justice of Cambodia、以下「RAJC」という。）の民事司法分野の養成を強化することを目的としており、特に、RAJCに属する養成機関である裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors、以下「RSJP」という。）における裁判官養成の強化に主眼を置いている。プロジェクト初期には調査フェーズを設けてカンボジア裁判実務と裁判官養成上の課題及びその改善点を検討し、それを踏まえた教材作成等の活動を進めてきた¹。本稿では、同調査結果を踏まえた裁判官養成改善の一つの取組として行ったシラバス作成について紹介したい。

第2 RSJPにおける養成の課題とシラバスの重要性

1 過去のRSJP民事教育改善プロジェクト等の成果と現状

ここでは、当プロジェクトの計画・策定段階の調査²や当プロジェクト初期の調査で判明したRSJPにおける養成の課題について概観する。しかし、課題を指摘する前に、筆者が現地で活動する中で、2005年から2012年まで実施されたJICAのRSJP民事教育改善プロジェクト（以下「RSJPプロジェクト」という。）フェーズ1及び2をはじめとする過去の支援の成果がいかに現在まで波及し、その成果が持続しているかを実感する場面が多々あったことについて言及しておきたい。

RSJPプロジェクトでは、それまで統一的なものが存在していなかったカリキュラムの策定や教官候補の育成など、養成機関を機能させるための形を作り上げる活動が行われた³。その当時、RSJPを修了して間もない若手裁判官たちが「教官候補生」として育成されたところ、現在は、その元「教官候補生」らは、カンボジアの裁判官の中で最も深い民事法の知識を有する信頼できる教官として後進の指導を続けているほか、最高裁判所副長官をはじめとする要職につき、カンボジア司法省が進める司法改革の諸々の活動に裁判所側の中心として参加するなど、正に現在のカンボジア

¹ これまでの活動の詳細については、戸部友希「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」のワーキンググループ活動 ～調査フェーズ～」(ICD NEWS第98号53頁)、「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」離婚教材作成からみえた成果及び課題」(ICD NEWS第101号20頁)を参照されたい。

² 詳細は、拙稿「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」の開始 ―プロジェクトの計画・策定経緯を中心に―」(ICD NEWS 第94号36頁)を参照されたい。

³ 独立行政法人国際協力機構 社会開発部「カンボジア王国 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト 終了時評価調査報告書報告書」<https://libopac.jica.go.jp/images/report/11888526.pdf>

司法を担う人材となっている。なお、彼・彼女らの一部は、当プロジェクトのテクニカルワーキンググループ（以下「TWG」という。）メンバーでもあり、TWGの活動をリードする若手裁判官をサポートする役割を担っている。筆者は、日々のTWGでの活動や、当プロジェクトの調査で全国各地の裁判所の裁判官にインタビューをするなどした経験から、RSJPを修了した若手裁判官は、民事法を理解・解釈する能力が比較的高いことを実感しているところ、そのような若手裁判官は、元「教官候補生」である教官に育成されたのであり、RSJPプロジェクトの開始から20年が経過した現在、その人材育成の成果は、直接育成された人材の能力向上のみならず、その育成された人材が後進を育成する形で波及し、大きな成果が出ていることが分かる。

また、統一的カリキュラムについては、現在も継続してカリキュラムが策定されており、その内容についても、司法省及びRAJCにおいて検討し（その検討会議にも、元「教官候補生」である教官が参加している。）、改善がなされてきた。各科目のコマ数のバランスを再検討したり、各科目で教えるべき単元について以前より詳細にカリキュラムに記載したりするようになるなど、自律的に改善が行われている。このように、これまでの支援の成果を前提として、RAJCの状況も着々と進化していることは明らかであるが、他方、以下のようにまだ課題が多く残されているのも事実である。

2 RSJPにおける養成の課題

これまでのRSJPのカリキュラムとしては、複数のモジュールに分け、そのモジュール期間、教えるべき科目（例えば、「離婚と離婚紛争の解決技術」、「強制執行手続」など）とそのコマ数、各科目の担当教官などが記載されたカリキュラムのみが存在していた⁴。

詳細な授業実施計画はなく、一週間ごとに翌週の授業のスケジュールを決めている状況であり、授業が教官の都合で休講となる場合もあり、予定されている研修期間内にカリキュラムを修了できないこともある。そのため、学生にとっては、どのような内容を勉強する予定なのかが事前に分からず、学習効率が悪いことは容易に想像がつく。

このような事態に陥る原因は、RSJPの事務局の人材が乏しく中長期的に計画を立てて調整するためのキャパシティが十分ではないこと、教官が専任ではなく、裁判官としての本業と並行して教官業務を行っているため本業を優先し、予定していた講義を休講とする教官がいることなどが原因として考えられるが、それ以外にも、各科目の担当教官において明確な授業計画が立てられておらず、授業進行が効率的に行われていないことも原因の一つであると考えられた。そのため、各科目のシラバスを作成し、各科目における授業計画を立てることが有用である。

⁴ 拙稿「裁判官・検察官養成校における法曹教育について（カンボジア）」（ICD NEWS第90号47頁）を参照されたい。現在のカリキュラムは同記事で紹介したものから改訂されているが、大きく異なるものではない。

また、将来的に更なるカリキュラム改訂を行うには、まずは、現在のカリキュラムの問題点について検討する必要がある。そこで、これまで、プロジェクト活動の一環として、カリキュラムの内容の分析と改善点の検討を試みた。しかし、そもそもシラバスが存在せず、現存するカリキュラムには詳細な項目が記載されていないため、具体的に各科目の授業でどのような内容を教えることが想定されているのか、実際にどのような内容が教えられているのかについては、各教官に個別にヒアリングをする以外に知る術がないため、詳細な検討をすることは難しく、暫定的に行った検討としては、概括的なものに留まらざるを得なかった。そのため、今後カリキュラムを改訂するにあたって、シラバスが策定され、具体的な授業計画が示されることは、極めて有用であると考えた。

このように、R S J Pの養成における課題に照らせば、シラバスの作成は、単に授業内容の充実や学生の学習効率の向上だけに留まらない効果があると考えられ、その重要性は明らかであった。

第3 シラバス作成のプロセス

1 本邦研修におけるインプット

(1) 松尾弘教授の講義

カンボジアでも、現在は大学の講義ではシラバスが作成されているのが一般的であり、司法省及びR A J Cとしても、シラバス作成の意義や重要性は従前から認識しており、R A J Cから教官らに作成を依頼したこともあったようだが、具体的にどのような観点で検討し、どのように進めていくべきかについてはノウハウもなく、作成は思うように進んでいなかった。

そこで、2024年10月の第2回本邦研修の機会を利用し、当プロジェクトのアドバイザーグループ委員である松尾弘教授（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）にシラバスに関する講義をしていただくこととした。松尾教授の講義では、シラバス作成の利点と問題点、日本の法科大学院におけるシラバス作成の方法（全体的な授業計画の策定を前提に、個別の授業計画の策定が行われることなど）、シラバスに記載すべき事項等について、具体的なシラバスの内容も紹介いただきながら、丁寧にご説明いただいた。

本邦研修中に、松尾教授の講義後に研修員の間で今後のシラバスの作成について議論をした際、研修員（R S J Pの教官）から、「シラバスの作成を検討するにあたって、まずは、シラバスを作成することの意義や利点について普及し、学校や教官らの理解を深めることが重要である。」との意見が出た。研修員から、シラバスを作成するためのテクニックだけに着目するのではなく、将来的にシラバス作成を普及させるという視点に立って、このような重要な指摘がされたのは、松尾教授の講義の際、特に、シラバスの意義や利点について、多角的に整理され、R S J Pにおける授業計画の不在や休講の問題も踏まえて具体的に分かりやすい説明をしてい

ただいたことが大きかったと思われる。

また、本邦研修に先立ち、TWGメンバーである研修員には、TWGで作成した離婚科目をテーマとする教材を「離婚と離婚紛争の解決技術」の授業で使用することを前提に、同科目のシラバス案をグループごとに作成してもらい、松尾教授の講義の後、その講義で学んだことを踏まえてシラバス案を修正することとしていた。研修員が事前に準備をしていたことで、目的意識を持ちながら講義を聴講することができ、より効果的に講義を吸収することができたと感じた。

(2) 持続的な成果達成を見据えた研修員の選定

シラバスを作成する活動については、単にシラバスが完成したという成果だけではなく、RSJP（RAJC）が組織的にシラバスの作成を継続し、普及する体制が構築されるという持続的な成果を達成することが重要である。そのためには、普段からTWGにおける教材作成等の活動にコミットしている優秀なメンバーだけではなく、RSJPにおける組織的蓄積を担う人材に、本邦研修を通じて理解を深めてもらう必要がある。そこで、プロジェクトとしては、特にRSJP校長に参加してもらう必要があると考え、プロジェクトマネージャーである司法省長官やRAJC学院長にその必要性を説明し、理解を得た上で、RSJP校長ら必要な人材を研修員のメンバーとして含めてもらうことができた。結果として、本邦研修後には、RSJP校長がシラバスの作成と普及について強い意欲を持って活動の推進に尽力し、成果の達成に向けて前進することができた。

2 シラバスのフォーマットと離婚科目のシラバスの作成

本邦研修後、TWGでは、まず、研修に参加したメンバーから、シラバス作成に関して本邦研修で学んだことについて研修に参加しなかった他のTWGメンバーにプレゼンを行い、研修中にブラッシュアップした離婚科目のシラバスの説明も行った。研修に参加したメンバーは、本邦研修で研修員自ら指摘したとおり、シラバスを作成する意義や利点についても十分に強調していた。

本邦研修での成果を共有した後は、離婚科目のシラバスの作成とともに、それ以外の科目でも将来的にシラバスが作成されることを見据えて、シラバスのフォーマットも同時に作成するべく、TWGにおける議論を重ねた。議論をするにあたって、シラバスに含めるべき項目を先に議論して定め、フォーマットを完成させた後で、それに基づいて離婚科目のシラバスの作成にあたることも考えられたが、そのような方法を採ると、フォーマットを作成する際にシラバスに含めるべき各項目について抽象的な議論となり、議論のポイントがまとまらなくなることが予想されたため、フォーマットと離婚科目のシラバスは同時に議論して作成することとした。具体的には、離婚科目のシラバス案をベースに、「この項目はこのような内容を記載するイメージであるが、その項目自体をシラバスに含めるべきか、その他に必要な項目はないか」といった議論をして記載する項目を決めた後、各項目の具体的な記載内容を修正するなどして議論を進めた。シラバスに記載するべき各項目について具体例を前提に議論できた

ことで、抽象的な議論に終始することを避けることができ、結果としては効率的であった。

特に印象深かったTWGでの議論について紹介したい。議論を経て、シラバスには当該授業の「目的」と「目標」をそれぞれ項目として含めるという意見が多数派となったが、当初、「目的」と「目標」の違いについてメンバー間の共通の認識がなく、その違いについて議論が混乱したことがあった。そのとき、研修に参加したメンバーが、『目的』とは、授業において教官が学生に教え、理解させたい内容であり、『目標』とは、その内容を学生に教えて理解させた後、学生がどのような結果を得ることが期待できるかを記載するものである。』旨発言し、そこで議論が明確に整理された。このように、シラバスの作成過程では、研修に参加したメンバーが、研修で学んだ内容を自分なりに咀嚼した上で他のメンバーに共有し、議論をリードした。

第4 完成したシラバスの概要

1 シラバスのフォーマット

このようにして、シラバスのフォーマットと離婚科目のシラバスが完成した。実際のシラバスについては、本稿末尾を参照いただきたい。

シラバスのフォーマットは、今後、RSJPやそれ以外のRAJCに属する養成校においても活用されることを期待して作成されたものであり、シラバスに記載すべき項目と、それらについての記載要領を記載している。項目は、①科目名、②時間数、③目的、④目標、⑤教授方法、⑥授業計画（各回の計画）、⑦関連する教材、⑧関連する科目である。各項目についての記載要領では、例えば、⑧の関連する科目に関しては、「この科目に関連するカリキュラム上の他の科目について記載する。そうすることで、学生が他の科目との関係について把握することができ、予習や復習の際に、効果的に学習を進めることができる。」と記載するなど、一部についてはその項目を設けた趣旨も含めて記載することとした。シラバスの作成はRSJPにとって初めての試みであり、まずは教官らにその記載について十分に理解させる必要があるとの議論を踏まえたものである。

2 離婚科目のシラバス

TWGで作成した離婚科目の教材を使用することを想定して、前記フォーマットのとりの各項目を記載した。離婚科目は、現在、前記RSJP校長が教官として担当しており、将来的には、離婚教材の作成に深くコミットしていた若手裁判官であるTWGメンバーが教官として科目を担当する見込みである。そのため、特に各回の授業計画については、実際に教鞭を執ることになるメンバーらが主にドラフトし、TWGで議論した結果が反映されている。シラバスのうち授業計画の部分に関する議論では、特に、離婚教材の事例問題を教えるタイミングやその順番などについて様々な意見が交わされた。離婚教材が、第1章に「コースアウトライン」として離婚するための手続などを含め基本的な知識を整理した内容がまとめて記載され、続く第2章に

は、事例問題がまとめて記載されているという構造になっていることもあり、授業計画としては、第1章を全て終えた後に、第2章の事例問題を最後にまとめて扱う意見などもあったが、議論の結果、各事例問題が取り扱うテーマについての項目を教えた直後にそれに対応する事例問題を扱う（つまり、第1章と第2章の一部を組み合わせながら教える）という現在の形となった。基本的な事項について学んだ直後にそれに関連する事例問題を検討することで、その都度、学んだ事項をより具体的に理解できるように教えるべきであるという意見を反映した結果である。

新しく作成した離婚教材は、今後実際のRSJPの授業で利用されることが予定されているところ、今後、教官が実際の授業で実践した後、授業計画を更に修正することが想定され、現在のシラバスはあくまで暫定版である。TWGでは、「現在のものはまだ完璧なものではないが、初めて作成をするにあたり完璧なものを目指すと作成が持続しなくなってしまう。将来的に、更に良いものにしていきたい。」旨の意見が多く出た。

第5 持続可能な体制構築を目指して

シラバス完成後の2025年3月、RAJCが主催し、RSJPの教官を対象としたシラバスに関する説明会を開催した。説明会では、TWGメンバーではない教官（プロジェクトが対象とする民事だけではなく、刑事科目の教官も含む）に対して、RSJP校長及び若手裁判官メンバーから、シラバスの意義や利点とともに、TWGで作成したシラバスのフォーマットや離婚科目のシラバスの内容について説明がされ、今後のシラバス作成の重要性が強調された。

プロジェクトにとっては、この説明会が、プロジェクト（現地専門家）ではなく、RAJCによる開催であり、資料作成や説明についても全てカンボジア側において行ったという点も極めて重要であると考えている。これまでのプロジェクト活動では、セミナー等はプロジェクトが主催し、現地専門家主導の下で進めることが常であったが、今回の説明会は、RSJP校長の尽力により、RAJC側が主催し、現地専門家は意見を求められればコメントをする程度で、ほとんど準備に関与することなく説明会が開催された。このような経緯で説明会が開催されたことは、RAJCが組織としてシラバスの重要性を認識し、シラバスの作成を広く継続していく必要性を意識していることの表れであり、その体制構築に向けた第一歩であると考えている。今後、RSJPだけではなく、RAJCの他の養成校においてもシラバスが普及されることを期待している。

残りのプロジェクト期間においては、RAJCにおけるシラバスの作成・普及状況について情報収集・モニタリングし、持続的な体制構築という成果の達成に向けて尽力する必要がある。

第6 おわりに

筆者は、当プロジェクトに計画・策定段階から携わり、その後、当プロジェクトの開

始から2025年6月まで、当プロジェクトの現地専門家として活動する機会を得た。これまで、プロジェクトを実施するにあたっては、教材やシラバスの完成など、目に見える成果の達成のみを目指すのではなく、重視すべきは、その目に見える成果を達成するまでの過程でなされる人材育成や、組織的な知見の蓄積であり、それらを通じた持続的な体制の構築であると考え、常にそれを念頭に置いて活動を進めてきた。人材育成については、幸いにして意欲の高いTWGメンバーに恵まれたため、一緒に成果物を作成する活動を進めていくことで、メンバーの能力が着実に向上してきたことを実感することができる。他方、持続的な体制の構築については、一朝一夕には解決できない多くの課題があり、現時点で、プロジェクトとしてRAJCという組織に劇的な変化を生じさせ、強固な体制の構築を実現できたとは言い難い状況にある。しかし、今回のシラバス作成の取組を通じて、わずかではあるかもしれないが、体制構築に向けて着実に前進していると感じ、プロジェクトの目標達成に近づくことができたと考えている。RSSJP校長をはじめ、これらの活動に尽力してきたカンボジアの方々に心から敬意を表したい。そして、松尾弘教授をはじめ、この取組に協力してくださった全ての皆さまに感謝申し上げる。

以上

カンボジア王国
国家 宗教 国王

シラバスの書式

R A J C

R S J P

科目¹：

時間²：

目的³：この科目は、学生に以下のことをさせるためのものである。：

目標⁴：この科目を勉強した後、学生は以下の結果を期待することができる。：

教授方法⁵：

¹ シラバスを作成するカリキュラムにおける科目名を記載する。

² 合計時間、回数、コマ数を記載する。1 コマは90分である。例：24時間＝8回＝16コマ（1コマ＝1時間30分）

³ 教官が授業において学生に教え、理解させたい内容を記載する。

⁴ 「目的」に記載した内容を学生に教えて理解させた後、学生がどのような結果を得ることが期待できるかについて記載する。「目的」は教官側が学生に与えたい内容であり、その後、学生側にどのような結果を期待するのが「目標」である。

「目的」と「目標」を記載するメリットは、以下のとおりである。学生は、自分たちが勉強すべき科目や内容、受講した後どのような結果を得ることができるかを理解することができ、自分の学習を管理することができる。学生のその科目に対する関心が高まる。また、教官は、その目的や目標に沿って教える内容を管理することができるし、自分の講義の不十分なところを確認し、アップデートすることができる。

⁵ 教官が授業をどのような方法で進めるかを記載する。例えば、「教官による講義形式を主とする。学生への質問をして双方向で進めることもある。」など。

教える計画⁶

回 ⁷	コマ ⁸	教える内容	その他 ⁹
1	1		
	2		
2	3		
	4		
3	5		
	6		
4	7		
	8		
5	9		
	10		
6	11		
	12		
7	13		
	14		
8	15		
	16		

教材¹⁰：関連する科目¹¹：

⁶ 下の表に、1コマ（1時間30分）ごとの授業計画について記載する。あらかじめ計画を立てることにより、教官が指導の進捗を体系的に管理することができ、学生も予習・復習など自分の学習計画を立てやすくなるメリットがある。教官は、できる限り計画に従って教えるように努める必要があるが、学生の状況によって実際の授業の進捗を少し調整することはあり得る。

⁷ 1回は、2コマ（1時間30分×2）である。

⁸ 1コマは1時間30分である。裁判官学校のカリキュラム上、1時間30分1コマが正式な単位であるから、教える計画は1コマずつ記載する。

⁹ 教官が、各回の授業について、学生に共有しておきたい事項を記載することができる。例えば、その回の授業の進め方、授業で扱う予定の資料の名称、学生が予習しておくべき内容、学生が準備する内容、学生がその授業で発表を行うこと、教科書の該当するページなど。

¹⁰ 授業内容に関連する参照すべき資料のうち、主要なものを記載する。

¹¹ この科目に関連するカリキュラム上の他の科目について記載する。そうすることで、学生が他の科目との関係について把握することができ、予習や復習の際に、効果的に学習を進めることができる。

カンボジア王国
国家 宗教 国王

R A J C

R S J P

シラバス

科目：離婚と離婚紛争の解決技術

時間：24時間＝8回＝16コマ（1コマ＝1時間30分）

目的：この科目は、学生に以下のことをさせるためのものである：

1. 離婚請求権と離婚請求要件に関する知識を身に着ける。
2. 離婚後の効果発生と付帯処分に関連する考慮しないといけない要件（例えば、親権者の定め、共通財産の分割、子の監護に要する費用の定め、子と面会・交流の方法の定めなど）について学び、理解する。
3. 離婚事件と付帯処分に適用される手続をはっきり理解できる。
4. 離婚事件における争点の整理や事実認定の基礎的技術を学び、適切な理由及び主文を書くことができる。

目標：この科目を勉強した後、学生は以下のように期待される：

1. 離婚請求・付帯処分に関する要件と裁判を適法に考慮する能力を持つ。
2. 離婚事件と付帯処分の手続を指導し、適切、公正、迅速な紛争の解決を導き、十分に論理的・適切な理由と主文を書くことができるようになる。

教授方法：1. 教官による講義

2. グループでケーススタディーを議論し、学生によるプレゼンテーション
3. サンプル資料をみせて、記録資料と比較すること

教える計画：

回	コマ	教える内容	その他
1	1	はじめに A. 離婚の種類と要件 1. 訴訟による離婚	別紙1
	2	2. 合意離婚	
2	3	B. 離婚による効果発生 1. 親権者の定め	別紙2
	4	2. 共通財産の分割	
3	5	3. 子の監護に要する費用の定め 4. 子と面会し交流する方法の定め	別紙3
	6	5. 扶養料の定め	別紙5
4	7	C. 離婚請求の手続 1. 人事訴訟手続	サンプル資料を見せる
	8	2. 民事非訴訟事件手続 事例1	
5	9	D. 離婚事件における他の請求の手続 1. 人事訴訟手続 2. 非訴訟の手続	
	10	3. 民事訴訟手続 事例2	
6	11	D. 離婚事件における他の請求の手続 (続き)	
	12	事例3	
7	13	E. 裁判の作成 1. 判決2. 決定	サンプル資料を見せる
	14	事例4	サンプル資料を見せる
8	15	E. 裁判の作成(続き) 事例4(続き)	サンプル資料を見せる 科目の重要なポイントを復習する
	16		

資料2 離婚科目のシラバス

教材

1. 離婚教材
2. 民法教科書 P a r t 3
3. 民事訴訟法要説
4. 民法（婚姻と離婚に関する規定）
5. 民訴法
6. 人訴法
7. 非訟法
8. 婚姻・家族法

関連する科目

1. 訴え、訴状審査（訴状の方式）と訴えの要件の審査
2. 弁論準備手続
3. 口頭弁論手続
4. 民事事件における証拠
5. 主文の記載の一般原則を決める種類と方式（主文の原則と概要が含まれる）
6. 民事主文の記載方法
7. 民事事件に特別な手続（非訴訟手続と人事訴訟手続）
8. 親族と親族関係

ウズベキスタンにおける法整備支援 ～行政法分野に関する支援～

国際協力部教官
山下 拓郎

第1 はじめに

ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」という。）は、1991年に旧ソヴィエト連邦の崩壊とともに独立後、カリモフ大統領の指導の下、司法・行政改革を推し進めてきた。

具体的には、法分野において、市場経済システムを取り入れるべく、民事法分野や行政法分野を中心とする改革が行われてきている。

我が国においては、ウズベキスタン最高経済裁判所等からの要請を受け、2001年から国際協力機構（JICA）が国別研修等を開始し、2005年から2007年までの間に実施された倒産法注釈書作成プロジェクトと併行して、2005年から2008年までの間に「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令改善プロジェクト」を実施し、さらに、2010年から2012年までは、「民間セクター活性化のための行政手続法改善プロジェクト」を実施して行政手続法等の行政法関係の起草支援を行ってきた。

2016年にカリモフ大統領が逝去された後、同年に大統領に就任したミルジョーエフ大統領により国家行動計画2017－2021が発出され、急速に司法・行政改革が推進されるようになり、そのような中で、ウズベキスタンにおいて、2018年1月に行政手続法等が成立した¹。

我が国法務省は、前記行政手続法等が成立したことを受け、2018年3月にウズベキスタン司法省職員等を招へいし、行政法共同研究を実施し、さらに、2019年3月には、我が国法務省が、ウズベキスタン司法省との間で、協力覚書（Memorandum of Cooperation：MOC）を締結した。

当部は、ウズベキスタンの法務・司法関係者において、前記行政手続法等への理解が十分になされていないという当時の現状を踏まえ、新たに制定された行政手続法に関するオンライン共同研究セミナーを毎月実施し、行政手続法解説書の作成に向けた協力を開始した。

第2 活動概要

当部は、2019年から毎月ウズベキスタン司法省担当者やタシケント国立法科大学

¹ 2018年に制定されたウズベキスタン行政手続法等の概要等については、市橋克哉「ウズベキスタンにおける行政法の法典化と法解釈および法解釈学の可能性」ICD NEWS 第75号（2018年6月号）23頁以下、及びネマトフ・ジュラベック「ウズベキスタン行政法における新改革：課題とその解決」ICD NEWS第75号（2018年6月号）29頁以下等を参照されたい。

准教授、最高裁判所裁判官、法執行アカデミーの指導検察官などとともに、ウズベキスタン行政手続法に定められている重要な基本原則に関するオンライン共同研究セミナーを実施してきた。

ウズベキスタン行政手続法においては、我が国のそれと異なり、様々な基本原則が条文により定められているところ、特に重要である6つの基本原則、すなわち、比例原則、平等原則、合理性の原則、適法性の原則、信頼保護の原則、聴聞の機会付与に関して、解説書を作成することとした。この活動においては、名古屋経済大学市橋克哉特任教授にも協力いただき、我が国の行政法理論や判例の紹介など、日本の知見の提供を行うとともに、ウズベキスタンで問題になった事案についても、ウズベキスタン側から紹介していただき、解説書作成に向けて、意見交換も実施してきた。このような活動を経て、ウズベキスタンの専門家が、前記6つの基本原則の内容や、各原則について問題となったウズベキスタンや日本の事例について触れながら解説する解説書の執筆を行なった。

第3 行政手続法解説書第1弾発刊記念式典

2024年9月に行政手続法解説書第1弾が発刊される運びとなり、同月13日には、発刊記念式典がウズベキスタン司法省において開催された。

日本からは、法務省大臣官房上原龍政策立案総括審議官、市橋特任教授、若手研究者である名古屋経済大学松本未希子准教授、国際協力部教官が式典に出席した。

ウズベキスタン側は、シェルザド・ラビエフ司法副大臣、そして、この活動のウズベキスタン側の担当者であるヤクシラトフ・ウザクベルゲン法執行研究部長をはじめとする司法省職員、この解説書の執筆者である最高裁判所司法裁判法分析部司法効率改善課アハトヴァ・シャフノーザ課長、法執行アカデミー汚職対策科学教育センターボルシエワ・ザミラ上級検察官、最高裁判官学校アーティコフ・ディルムロド准教授（当時）²、タシケント国立法科大学ジュラベック准教授³が出席した。そのほかにも、ウズベキスタンの各行政機関から多数の出席者が会場となった司法省の講堂に参集し、非常に盛大な式典となった。

ウズベキスタンの現地報道機関による取材もなされ、同日の報道番組で、その報道がなされるなど、この行政手続法解説書の発刊がウズベキスタンにとって非常に関心が高いものであることが伺われた。

² アーティコフ准教授は、ウズベキスタンにおいて、2024年10月に実施された総選挙において、国会議員に選ばれた。

³ ジュラベック准教授は、名古屋大学に留学したご経験もあり、本活動において、日本法及びウズベキスタン法の両方の知見を持つ専門家として、また、法律の専門用語等も難なく通訳可能な通訳者として重要な役割を担っていただいている。



(行政手続法解説書第1弾発刊記念式典記念撮影)



(左：法務省上原龍政策立案総括審議官、右：シェルザド・ラビエフ司法副大臣)

第4 行政法共同研究

1 共同研究の背景

前記のとおり、解説書第1弾を発刊したものの、同解説書は、ウズベキスタン行政手続法に規定されている多くの基本原則のうち重要な6つの基本原則について解説したものであり、同法の理解のためには、さらに解説書第2弾の作成をする必要があった。また、ウズベキスタン行政手続法は、現在改正手続中であり、このような事情を考慮すると、今後施行される予定の改正行政手続法の内容を踏まえて解説書を作成する必要が生じた。

そこで、解説書第2弾の作成に向けた活動を開始するとともに、ウズベキスタンの司法省職員等に我が国の行政手続についての知見を共有することを目的として、解説書作成に関わる司法省職員及び解説書第1弾の執筆者等を我が国に招へいの上、行政法共同研究を実施した。

2 共同研究について

共同研究の日程及び参加者は別添 1 の日程表及び別添 2 の研究員名簿⁴のとおりである。

ウズベキスタン司法省から、現在行政不服審査制度を構築しているところであるため、我が国の行政不服審査制度や、その実務上の運用、さらに我が国における行政手続のデジタル化について、知見を共有してほしいとの要望があったことを踏まえ、本共同研究においては、関係機関を訪問し、各機関において、概要説明を行なっていたほか、前記松本准教授や市橋特任教授、名古屋大学教授により講義も実施していただいた。

それぞれのプログラムの概要は、以下のとおりである。

(1) 我が国の行政訴訟法に関する講義

名古屋経済大学松本准教授に、我が国の行政訴訟法の概要について講義いただいた。

特に取消訴訟の対象となる行政行為について、処分性を有していることが訴訟要件であり、これを慎重に検討する必要がある事案があること、原告適格についても、個別の行政法令を慎重に検討し、行政処分の直接の対象者でなくても訴訟提起が可能な場合があることなどについては、丁寧に説明いただいた。

(2) 我が国の行政不服審査制度に関するプログラム

ウズベキスタンにおいては、現時点で、行政行為に対して不服を申し立てる場合、行政裁判所に提訴する方法があるが、行政行為の違法性について行政機関が審査を実施するといういわゆる行政不服審査制度自体は構築・運用されていない⁵。

ウズベキスタン司法省によると、行政裁判以外に行政行為に対して不服申立てを可能にする仕組みとして行政不服審査制度を構築するための検討を行っているとのことであり、今後、制度構築するためにも、日本の行政不服審査制度についての知見を得たいとのことであった。

そこで、研究員には、総務省を訪問していただき、総務省において、我が国の行政不服審査制度の概要や、総務省内に設置されている行政不服審査会に諮問がされた事例について、紹介していただいた。

また、名古屋大学大学院法学研究科深澤龍一郎教授には、研究者の立場から、地方公共団体における行政不服審査制度の運用状況について講義いただき、さらに、名古屋市役所を訪問して、地方公共団体における行政不服審査制度の運用に関して、実際の事例を紹介していただきながら説明いただいた。

⁴ アーティコフ氏は、本共同研究実施直前に国会議員になられたため、用務都合により本共同研究には参加いただくことができなかった。

⁵ 2025年5月16日に発出された大統領令によると、司法省（及びタシケント市司法省）に行政不服審査を担当する Appeal Council を設置し、同機関が全ての行政機関の行政行為に対する不服申立ての審査を担当する仕組みを構築し、約1年間試行した上で、本格運用を行う予定であるようである。

(3) 行政手続のデジタル化に関するプログラム

ウズベキスタンでは、ミルジヨーエフ大統領の指導の下推し進められている司法・行政改革の重要な要素の一つとして、法務・司法分野にデジタル技術の導入の促進が掲げられている。この影響で、ウズベキスタンにおいては、行政手続や司法制度にデジタル技術（A Iを含む）を導入し、多量の行政手続や裁判手続の迅速に処理するための仕組みの導入が検討され、一部運用開始されているものも存在する。

このような背景から、ウズベキスタン側から日本の行政手続のデジタル化に関する知見の提供を求められた。そこで、本共同研究では、特許庁、デジタル庁を訪問した。また、名古屋市役所訪問時にも、名古屋市役所が実施するデジタルトランスフォーメーションの取組みについて紹介いただいた。

特許庁では、我が国の特許審査制度の概要を説明いただいた上、特許情報検索システムなどについても紹介いただいた。

デジタル庁では、我が国の行政手続のデジタル化の取組として、マイナンバー制度や、これを活用した行政サービス、e - g o v等の法令データベースについて紹介していただいた。

名古屋市役所では、より利便性のある行政サービスの提供と職員の柔軟な働き方・業務効率化による行政資源の効果的かつ効率的な活用の実現に向け、行政手続のオンライン化、職員の事務の効率化、セキュリティ対策、デジタル人材の育成等の取組みについて紹介いただいた。

(4) 解説書第2弾作成に向けた協議

本活動に関与するウズベキスタン側担当者、日本側担当者が一堂に会する機会を捉えて、今後、行政手続法第2弾の作成に向けた協議も実施した。

解説書第1弾では、掲載できなかったウズベキスタン行政手続法上の基本原則は、相当程度あるものの、行政機関の行為の性質等を理解することも重要であることに鑑み、行政行為自体に関する研究や、行政行為の瑕疵に関する研究を行うことが重要であり、これらを解説書第2弾で掲載する予定とすることで合意した。

また、ウズベキスタン司法省から、行政不服審査制度に関する内容も解説書第2弾に掲載したい旨の要望が出されたことから、これについても解説書第2弾に掲載する予定とすることで合意した。

第5 ウズベキスタン行政手続法解説書第2弾発刊に向けて

前記共同研究終了後、本格的に解説書第2弾の作成に向けて活動するべく、オンライン会議を重ねながら、具体的な活動計画を作成していった。

解説書第2弾のワーキンググループメンバーは、別添3のとおりであり、この活動に、ウズベキスタンの検察庁からマルクソフ・イスロム主任検察官、タシケント国立法科大学からは、サイダジモフ・ユスフ上席講師が新たに加わり、より多くの方にこの活

動に関与いただけることとなった。関係する機関も増えたことにより、今後、より充実した共同研究セミナーが展開されることが期待される。

また、今後共同研究セミナーを実施していく解説書第2弾に盛り込まれる予定であるテーマについては、行政行為の特性、行政行為の瑕疵、行政行為の適法性、行政不服審査制度、行政裁量の制限の5つを取り上げることとし、2025年2月から、本格的に解説書第2弾の作成に向けた毎月のオンライン共同研究セミナーを開始した。

第6 おわりに

行政手続法解説書第1弾の発刊に至ったことは、2019年に締結されたMOCに基づいて当部が行ってきた活動に関する重大な成果となったと評価できる。また、同解説書には、法務省のロゴ、当部のロゴを表示していただいております、このような解説書が今後、ウズベキスタンの法務・司法関係者の間で活用されることになることは非常に感慨深い。

今後も、行政手続法の改正の動向を注視しつつ、解説書第2弾の作成に向けた共同研究を継続していく必要があると感じられた。

なお、2025年1月30日付大統領令が発出され、行政訴訟法の改正に向けた研究や草案作成活動を行うことなどに関して指示がされており、ウズベキスタン最高裁判所を中心としたワーキンググループが作成された。このワーキンググループには、行政手続法解説書の執筆者としてご協力いただいている前記アハトヴァ課長及びジュラベック准教授も加わっている。

当該大統領令は、外国の専門家を関与させ、外国の法制の研究も行い、改正を検討している事項について意見を得ることなども指示する者であるところ、前記ジュラベック准教授から当部を推薦いただき、2025年2月にウズベキスタン最高裁判所副長官から法務総合研究所宛に、行政訴訟法改正に向けた協力を要請する公式依頼文書をいただいた。

このように推薦いただいたこと自体、我々の活動がウズベキスタンにおいて評価されていることの現れであり、当部としても非常に光栄なことであるため、この依頼に応えることとし、今後、行政訴訟法の改正に向けた協力活動も最高裁判所をカウンターパートとして行なっていく予定である。

以 上

別添 1

令和6年度ウズベキスタン行政法共同研究日程表

(行政手続法, 行政訴訟法について)

【令和6年11月12日(火)～11月20日(水)(移動日を含む。)】

[担当: 山下教官, 原教官, 梶谷統括]

月 日	曜 日	午前		休憩等	午後		備考						
11	火				【移動】 タシケント発→韓国(仁川空港)着 (乗り継ぎ) 韓国(仁川空港)発→		機中泊						
12													
11	水	【入国】 成田空港着		【移動】			東京泊						
13													
11	木	9:30	9:50	10:00	12:00	12:15	14:15	15:00	17:00	東京泊			
		オリエンテーション		【講義】 日本の行政事件訴訟法について		所長主催意見交換会		特許庁訪問及び講義(日本の特許手続の概要)					
14		ICD教官	赤れんが	名古屋経済大学 松本准教授	赤れんが	赤れんが	特許庁担当者	特許庁					
11	金	10:00		12:00		昼食・移動		15:00	17:00	東京泊			
		デジタル庁訪問及び講義 (行政手続法のデジタル化への取り組みについて)						総務省訪問及び講義(行政不服審査制度について)					
15		デジタル庁担当者				デジタル庁		総務省担当者		総務省			
11	土	東京観光									東京泊		
16													
11	日	移動日東京⇒名古屋									名古屋泊		
17													
11	月	10:00		11:30		昼食	13:00		14:30	14:45	16:45	名古屋泊	
		ウズベキスタン側発表 行政行為の瑕疵論					【講義】 地方公共団体における 行政不服審査の運用について		【講義】 行政行為の瑕疵論				
18		於:名古屋大学 (東山キャンパス アジア法実務部)				名古屋大学 深澤教授	於:名古屋大学 (東山キャンパス アジア法実務部)		名古屋経済大学 市橋特任教授 松本准教授	於:名古屋大学 (東山キャンパス アジア法実務部)			
11	火	10:00		11:30		昼食	13:00					16:30	名古屋泊
		行政手続法第2弾作成に向けた協議					名古屋市役所訪問及び講義 (行政手続のデジタル化、行政不服審査制度について)						
19		名古屋経済大学 市橋特任教授 松本准教授				於:名古屋大学 (東山キャンパス アジア法実務部)		名古屋市役所担当者		名古屋市役所			
11	水	【出国】中部空港発											
20													

ウズベキスタン共和国行政法共同研究訪日者名簿

1	ヤクシラトフ ウザクベルゲン	
	Mr. JAKSIMURATOV Uzakbergen	
	司法省法執行実務研究部 部長	
	Head of the Department for the Study of Law Enforcement Practice of the Ministry of Justice	
2	ムハンマディエフ ヌモン	
	Mr. MUKHAMMADIEV Numon	
	司法省タシケント市司法部 部長	
	Head of the Justice Department of Tashkent city of Ministry of Justice	
3	ベクミルザエフ アリベク	
	Mr. BEKMIRZAEV Alibek	
	司法省法執行実務研究部 チーフコンサルタント	
	Chief Consultant of the Department of Study of Law Enforcement Practice of Ministry of Justice	
4	ドナエフ ボブルジョン	
	Mr. DONAEV Boburjon	
	司法省法執行実務研究部 チーフコンサルタント	
	Chief Consultant of the Department of Study of Law Enforcement Practice of Ministry of Justice	
5	サイドババエワ ビビオリヤ	
	Ms. SAIDBOBOEVA Biboliya	
	司法省国際法協力・国際評価部 シニアコンサルタント	
	Senior Consultant of the Department of International Legal Cooperation and International Ratings of Ministry of Justice	
6	アハトヴァ シャフノーザ	
	Ms. AKHATOVA Shakhnoza	
	最高裁判所司法裁判法分析部司法効率改善課 課長	
	Head of the Judicial Efficiency Improvement Division of the Department of Legal Analysis in Justice Trial of the Supreme Court	
7	ボルシエワ ザミラ	
	Ms. BORSIEVA Zamirat	
	法執行アカデミー汚職対策科学教育センター 上級検察官	
	Senior prosecutor of the Scientific and Educational Center for Combating Corruption of the Law Enforcement Academy	
8	ネマトフ ジュラベック	
	Mr. NEMATOV Jurabek	
	タシケント国立法科大学行政・金融学部 准教授	
	Associate Professor of the Department of Administrative and Financial Law at Tashkent State University of Law	
9	アーティコフ ディルムロド	
	Mr. ARTIKOV Dilmurod	
	最高裁判官学校行政法学部 准教授	
	Associate professor of Administrative Law Department of the supreme school of judges	
10	エルムロドフ エルドルジョン	
	Mr. ELMURODOV Eldorjon	
	名古屋大学ウズベキスタン事務所 所長／特任講師	
	Head and Designated Lecturer of Uzbekistan office of Nagoya University	

List of candidates for the Working Group to develop a guidebook on the Law of the Republic of Uzbekistan
“On Administrative Procedures” in collaboration with the Ministries of Justice of Uzbekistan and Japan

№	Full name	Position, Organization
From Uzbek side		
1.	Mr.Jaksimuratov Uzakbergen	Head of the Department for the Study of Law Enforcement Practices, Ministry of Justice of Uzbekistan (Head of the Working Group from Uzbek side)
2.	Mr.Sodiqov Khidirali	Head of the Department of Economic Legislation, Ministry of Justice of Uzbekistan
3.	Mr.Bekmirzaev Alibek	Chief advisor of the Department for the Study of Law Enforcement Practices, Ministry of Justice of Uzbekistan
4.	Mr.Donayev Boburjon	Chief advisor of the Department for Methodological Support of Law Enforcement, Ministry of Justice
5.	Mr.Oqtamxojaeva Odinabonu	Leading advisor of the Department for International Legal Cooperation and International Ratings, Ministry of Justice of Uzbekistan
6.	Ms.Axatova Shaxnoza	Head of section of the Supreme Court of Uzbekistan
7.	Mr.Marksov Islom	Chief prosecutor of the General Prosecutor's Office of Uzbekistan
8.	Ms.Borsieva Zamirat	Senior prosecutor of the Academy of Law Enforcement of Uzbekistan
9.	Mr.Saidazimov Yusuf	Senior lecturer at the Tashkent state university of law
From Japanese side		
10.	Mr.Yamashita Takuro	Professor of International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice of Japan
11.	Mr. Hara Shoichi (～2025.3.31) Mr.Higuchi Rui (2025.4.1～)	Professor of International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice of Japan
12.	Mr.Ichihashi Katsuya	Expert to International Cooperation Department (Specially Appointed Professor of Nagoya University of Economics)
13.	Ms.Matsumoto Mikiko	Expert to International Cooperation Department (Associate Professor of Nagoya University of Economics)
14.	Mr.Nematov Jurabek	Expert to International Cooperation Department (Professor of the Department of Administrative and Finance Law Tashkent State University of Law / Doctor of Laws of the Nagoya University)
15.	Mr.Elmurodov Eldorjon	Facilitator to International Cooperation Department (Head of the Nagoya University Office in Uzbekistan)

スリランカの刑事司法における取組み ～量刑政策と児童虐待事案等に関する刑事司法～

国際協力部教官

山下 拓郎

1 はじめに

スリランカ社会民主共和国（以下「スリランカ」という。）は、1983年以降20年以上の内戦が続き、2009年に内戦が終結してからは、健全な社会制度の再建に向けた取組みを行っている。もっとも、特にスリランカの裁判所においては、様々な要因により、刑事訴訟が遅延し、さらに、多量の未済事件が長期間滞留している状態であり、内戦時代の重大犯罪の処罰を含む重大事件の犯罪者が適切に処罰されないなどの問題が生じていた。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、スリランカ政府から刑事司法の実務改善に関する要請を受け、当部もこれに協力し、2019年以降現地調査等を実施したところ、スリランカは、イギリスの植民地だった影響からイギリス法の強い影響を受けた磐石な法制度を有している上、司法関係者も相当程度の能力を備えているものの、イギリスから継受した複雑な刑事手続を硬直的に行なっていることにより、立証活動の非効率性など、訴訟遅延や未済事件の滞留を引き起こす様々な問題が生じていると考えられた。そこで、JICAは、刑事訴訟の遅延解消をテーマとして国別研修を実施することとし、当部もこれに協力する形で、我が国の刑事司法の概要の紹介や、刑事手続の迅速化の取り組みの一つとして、公判前整理手続の概要説明や、模擬公判前整理手続などを行ってきた¹。

スリランカにおいて、2022年にPre-Trial Conference（公判前手続）が導入された改正刑事訴訟法が施行されたところ、その後は、同手続が効果的に運用されるようStandard Operating Protocol（標準運用指針）の策定に向けた活動等を行ってきた。

現在、2023年11月から開始されているJICA国別研修「公正な司法アクセス強化」においても、当初は、このStandard Operating Protocolの策定に向けた議論を引き続き行うこととし、2024年3月には、Standard Operating Protocolの最終ドラフトを完成させるため、本邦研修²が実施された。当該本邦研修後にStandard Operating Protocolの最終ドラフトが完成したため、2019年から行ってきたPre-Trial Conferenceに関する活動がひと段落した。

「公正な司法アクセス強化」を実現するためには、さらに、刑事実務改善を図る必要があるところ、その後は、量刑政策と児童虐待及びジェンダーに基づく暴力（Sexual

¹ 従前の活動の概要については、ICD NEWS 83号140頁以下、同87号209頁以下、同89号122頁以下、同91号114頁以下、同93号150頁以下の各研修等に関する記事を参照されたい。

² 同本邦研修については、ICD NEWS 100号151頁以下を参照されたい。

and Gender Based Violence : S G B V) を取り上げることとし、2024年7月には、主に法曹向けに量刑政策に関する現地セミナーを、また、主にスリランカ警察向けに児童虐待事案等の被害者供述の重要性や、捜査事項や技法に関する現地セミナーを実施した³。同現地セミナー後も、カウンターパートであるスリランカ司法省からの要望で、引き続き量刑政策と、児童虐待事案・性犯罪事案を国別研修のテーマとして取り扱うこととなった。

以下では、上記の経緯を経て実施した現地セミナー（2024年12月実施）や本邦研修⁴（2025年2月に実施）について、紹介するとともに、スリランカにおける課題や取組みについても紹介したい。なお、本稿中の意見にわたる部分は、当職の私見である。

2 量刑政策について

(1) 背景

現在のイギリスでは、量刑ガイドライン⁵が策定されているが、スリランカは、前述のとおりイギリス法の影響を強く受けた法制度となっているものの、量刑ガイドラインは存在しない。さらに、従前行ってきたスリランカの法律実務家等へのヒアリング結果によると、スリランカにおいては、①裁判官の量刑判断手法が不透明であり、同種の事件でも裁判官によって、量刑判断に大きな違いが生じることがあること、②被告人が自白したとしても、厳罰に処されるような事案があり、被告人が自白したことが量刑上有利に考慮されていないと思われる事例もあるため、スリランカの低い有罪率に鑑みると、無罪主張をして無罪判決を得る方針をとる方が被告人の利益になる可能性があると考えても仕方がないという事情などが存在するようである。このような状況に鑑みると、裁判官の量刑判断の不透明さが否認事件の増加を引き起こす一つの要因となっており、訴訟遅延や未済事件の滞留が生じている可能性があると考えられた。

スリランカにおいても、量刑の不統一性や地域格差の是正、さらに、量刑判断の透明性や予測可能性を確保するため、現在、元最高裁判所判事などを中心として、量刑政策検討委員会が組織されており、量刑ガイドラインを作成に向けた検討がなされている。

(2) 現地セミナー（2024年12月）

主にスリランカの法曹に向けて、児童虐待事案や、性犯罪事案をテーマとしたセミナーを実施した。同セミナーの中で、当部樋口教官より、性犯罪の類型を取り上げ、我が国における量刑判断の思考方法等に関する講義を実施した。その際には、当部樋口教官より、一般的な量刑判断の手法について説明した上で、性犯罪事案や、児童虐

³ 2024年7月の現地セミナーの概要等については、ICD NEWS 100号221頁以下を参照されたい。

⁴ 同本邦研修の日程については、別添1、研修員については、別添2のとおり。

⁵ イギリスにおいては、量刑評議会において量刑ガイドラインが策定されており、これは同会のホームページ（<https://www.sentencingcouncil.org.uk>）において、一般に公開されている。

待事案に関して、量刑判断上の考慮要素を交えながら、行為責任主義の考え方を基にいかにして量刑を決定するかという点に着目した講義を実施した。

(3) 本邦研修（2025年2月）

本邦研修では、量刑判断の手法に関し、日本大学大島隆明教授（元東京高等裁判所裁判官）に、わが国における量刑判断の手法についての講義を実施していただいた。

さらに、その講義に引き続き、量刑ケーススタディとして、以下の3問の事例について、研修員を3グループに分けスリランカにおいてどのような量刑判断になるかを検討していただいた⁶。

ア 事例1概要及び研修員の意見

事例1の概要は、スポーツクラブのインストラクターである被告人Aが当時10歳の被害女児Bに対する指導終了後、BをBの自宅に自動車で送り届ける途中、立ち寄った駐車場内において、後部座席で寝ていたBのズボンとパンツを脱がせ、Bの陰部を直接触わり、わいせつ行為に及んだという事案である。Aによる犯行は、本件当時が初めてであるものの、Bは本件被害により多大な恐怖を感じ、パニック症状が出るようになったことや、Aは、本件犯行を認め反省の弁を述べるとともに、Bの両親に400万円支払い、示談が成立したという事情がある。

スリランカにおいては、この種のわいせつ事案の場合には、拘禁刑7年から20年の範囲で法定刑が定められているとのことであった。

もっとも、各グループでの議論の結果、示談していることを考慮して、裁判官の裁量により、拘禁刑2年執行猶予10年と判断すると述べたグループ1⁷、法定刑の下限の拘禁刑7年から検討を開始し、事案の重大性に鑑みて3年加重し、10年の拘禁刑と判断したグループ2、法定刑の中間の拘禁刑13年から検討を開始し、被告人にとって不利な情状と有利な情状を丁寧に検討して10年程度の拘禁刑が妥当としたグループ3と結論に差が出る結果となった。

イ 事例2概要及び研修員の意見

事例2の概要は、被告人Aが女性Bと交際する中で、Bの姪であるC（当時11歳）と親しくなったところ、B及びCと海辺のホテルで宿泊した際、Cを姦淫したという事案である。もっとも、Aは、本件犯行の際に、Cに対して暴力や脅迫を行っておらず、証拠上CがAの姦淫行為を拒んだ状況が認められず、Cの意思に反してAがCに対する姦淫行為に及んだとまでは認め難く、その後、AとCは、繰り返し性行為をするようになり（本件後の複数の性行為については、起訴されていない。）、一時は同居したこともあったが、Cは、Aとの交際解消後、自身の母親に本件被害を打ち明けたという事情がある。

⁶ スリランカにおいては、通常の業務の中で、機関の枠組みを超えて議論したり、打ち合わせなどの調整をしたりすることがほとんどないとのことであったため、様々な立場の方が混在するように3グループを作り、各事案について、スリランカにおいて、どのように量刑判断がなされるのか各グループに議論していただいた。

⁷ 研修員によると、裁判官に法定刑の下限を下回る刑を科す裁量は法律上認められているわけではないが、最高裁判所の判例により、裁判官は、この法定刑に拘束されることはなく適切に裁量権を行使すれば、法定刑の下限を下回る判断を科すことが可能となっているようである。

この種事案については、スリランカの法定刑では10年から20年の拘禁刑とされている。

この事案においても、被害者が11歳の女児であること、被告人が自らの立場を利用した犯行であることを考慮して13年と判断したグループ1、裁判官の裁量権行使を前提として3年の拘禁刑と判断したグループ2、各種量刑事情を考慮して、10年と判断したグループ3とまたも結論が異なる結果となった。

ウ 事例3概要及び研修員の意見

事例3の概要は、被告人Aは、路上通行中のBを発見し、強姦しようと考え、刃物のようなものとガムテープなどを手に持って、Bに近づいた。Aは、Bに背後から近づくと、Bの背後から片腕で首を絞め、刃物のようなものをBに示して、「静かにしろ。」と申し向け、暴行脅迫を加え、Bを近くの廃屋敷地内に連行し、Aは、BにAの陰茎を手淫ないし口淫させたのち、Bが所持していたカバンをBの頭に被せ、目隠しをした状態で、Bを姦淫した結果、Bは、本件被害にあった後、PTSDになったという事案であり、Aは、本件発覚後、自身の姉の助けを借りて、Bに対し、被害弁償金の一部として200万円支払ったという事情が存在する。

この種事案については、スリランカの法定刑では、10年から20年の拘禁刑とされている。

この事案については、時間の都合上グループ2の検討結果のみしか共有できなかったが、同グループは、姦淫行為以外に口淫や手淫させたという過度な犯罪に及んでいる一方で、被害弁償金の一部を考慮して、10年程度の拘禁刑が妥当であるとの意見が出た。

(4) 研修を経ての所感

前記(1)記載のヒアリング結果を踏まえると、裁判官の量刑の判断過程が不透明であり、統一性がないことや、地域格差も生じていることなどの事情から、そもそも、量刑判断の手法が画一的ではなく、量刑の考慮要素も十分に検討されていないのではないかと考えられた。

しかし、本邦研修において量刑ケーススタディを実施し、各事案について、スリランカではどのような量刑判断がなされるかについて検討していただいた結果、スリランカの法曹においても、事案の重大性（行為の危険性や結果の危険性等）を念頭に置き、一般情状事実を考慮して調整するという行為責任主義と同様の思考方法により量刑判断をしていることがうかがえた。もっとも、裁判官の裁量により大きく減刑できる仕組みがあることや、その裁量権行使も個々の裁判官の判断に委ねられており、裁判官によって裁量権を行使するかどうかが大きく分かれる（ひいては、最終的な刑期の結論に大きく差が出る）ことがうかがえた。

さらに、個々の量刑事情の評価にも人によって大きく差があるようであり、刑罰の均衡を実現する必要性の観点からは、裁判官の当該裁量権行使の適切かつ統一的な運用を実現するとともに、各量刑事情を刑罰という形で数値化する際の評価の方法や、

ダイヴァージョン制度の活用に一定の指針を設けることにより同種事案における刑の均衡を図る必要があると感じられた。

その点で、量刑政策委員会において、量刑ガイドラインを策定しようという試みは、各裁判官の事実評価や裁量権行使等を一定程度統一的に運用するために必要と思われる取組であり、今後も動向を注視する必要があると感じられた。

3 性犯罪事案・児童虐待事案における取組みについて

(1) 背景

スリランカでは、児童虐待や性犯罪が深刻な問題となっており、特に児童に対する性犯罪は、児童が被害者となった犯罪3213件のうち、1254件と半数近くを占めている⁸。

また、2024年12月に事件当時児童に対する性犯罪事案の公判を傍聴し、警察署の子供や女性を保護する部署を視察したところ、①スリランカの地方部であるアヌラダプラの警察署の児童・女性局施設では、児童や女性が相談に来て話がしやすいように、ソファや個別ブースを設置したり、絵画や玩具を配置したりするなどの工夫の跡が見られたが、一方で、相談内容のプライバシーが確保されるか疑念がある場所で、月60件から70件の家族紛争を取り扱っているとのことであり、②複数の性犯罪被害者の証人尋問を傍聴したところ、事件の発生が証人尋問期日の10年前や20年以上前であり⁹、③証人尋問の方法においても、性犯罪被害者が証人尋問の前後に被告人席の直近で一定時間待機させられる状況が存在するなど被害者への配慮が十分であるが疑念を抱かざるを得なかった。

(2) 現地セミナー（2024年12月）

前記2(2)記載のとおり、法曹向けのセミナーを実施したところ、同セミナーにおいて、当職から、被害児童や性犯罪被害者の負担を軽減する方策に関する講義を行った。当職からは、被害者供述が最重要な証拠であるため、被害者から被害状況や犯人について、一通り聴取する必要がある、捜査の過程で、客観的証拠を必要かつ十分に収集することにより、公判段階で、被害者が些細な事実や争いのない事実も含めて事件の全てについて詳細に証言することによって生じる負担が軽減できる可能性があることや、捜査段階で被害者の事情聴取状況を録音・録画することによって、そのビデオを公判廷で実質証拠として活用する方策も検討できることなどを指摘した。

さらに、主に警察や司法医官¹⁰向けに実施されたセミナーにおいては、法曹向けのセミナーで実施した講義に加え、泥酔した被害者を友人である被疑者が強姦をしたという架空事件において、いかなる客観証拠を収集すべきか、被害者からどのような供

⁸ スリランカ警察が把握している2024年の認知件数である。

⁹ 傍聴した事件のうち、10年前の事件は、事件当時6歳の女兒（証人尋問時16歳）で、20年以上前の事件は、事件当時10代の女兒（証人尋問時30代）であった。なお、20年以上前の事件については、被害者が外国に出稼ぎに行っていた関係で、証人尋問が長きに渡り実施できなかった事件であるとのことであった。

¹⁰ Judicial Medical Officer（通称：JMO）という役職であり、薬物事件における薬物鑑定、DNA鑑定、被害者の診察、その他科学捜査等、刑事事件に関わるあらゆる検査、鑑定を実施する機関である。

述を得る必要があるか（聴取する際の注意事項を含む¹¹⁾）などに言及した。加えて、被害児童に対する事情聴取について、当職が過去に担当した司法面接事案の成功例と失敗例なども紹介した。

(3) 本邦研修（2025年2月）

本邦研修では、①司法面接の概要やNICHHDプロトコルの紹介、②中野区児童相談所の訪問及び児童相談所の役割等に関する概要説明、③東京地方裁判所訪問及び被害者保護措置（証人尋問の際の遮へい措置や、ビデオリンクシステム等）を施した法廷の見学等を行い、さらに、④司法面接ケーススタディとして、架空の児童虐待事例を用いて、研修員に被害児童役、事情聴取者役、バックスタッフ役をそれぞれ担っていただき、実際に司法面接を体験するプログラム¹²⁾等を実施した。

研修員からは、「日本には、子供の権利・利益を保護し、さらに被害児童が刑事手続上大きな負担を受けないように配慮されていることに感銘を受けた。」「司法面接を始めてやってみたが、誘導することなく供述を得るということが大変だった。」「児童相談所を見学できたのが特にいい経験だった。今回の研修で学んだことを少しでも、スリランカで取り入れられるように検討したい。」などと感想をいただいた。

(4) 研修を経ての所感

スリランカにおいては、そもそも捜査時点から様々な要因が複雑に絡み合って遅延が生じているところ、特にこの種事案においては、早急な証拠収集を実現するとともに、被害者から誘導なく丁寧に被害状況等を聴取するという捜査手法の改善等も必要と思われる。

特に、司法面接ケーススタディにおいて、面接相手が児童であることに鑑みて、誘導することなく丁寧に供述を聞き取ることに判事を含め多くの研修員が苦戦している状況がうかがえた。

現地のNGO等は、スリランカ警察に対し、被害児童からの聴取手法として司法面接的手法に関するワークショップを実施しているようであるが、法曹等にそのような手法についての理解が得られていないようにもうかがえ、実際に司法面接を実施するかはともかく司法関係者に司法面接的手法の意義と有用性についての理解を得られるよう取組みをしていく必要性が感じられた。

4 おわりに

スリランカは、未だに刑事訴訟の遅延が深刻であるところ、かかる状況は、我が国にとっても、例えば、我が国の企業等がスリランカに進出し、その社員等がスリラン

¹¹⁾ スリランカでは、捜査機関の警察のみが公判請求前に被害者に対する事情聴取を実施するところ、当該警察の聴取方法が多分に誘導して被害者供述を得る状況があるようである。また、検察は証人尋問期日より前に被害者等に接触することが出来ず、証人テストも実施できないため、公判では検察が、最初から詳細に被害者に事件の概要を説明させるようである。また、余談ではあるが、公判進行上、主張整理や証拠整理をする機会がないため、スリランカにおいては、検察が、主尋問の際に弁護人からの反論を受けないように主尋問の時点から、些細な事実も含めて証人に証言させようとするようであり、これも訴訟遅延の一因になっていると思料される。

¹²⁾ 同ケーススタディにおいては、司法面接を体験していただくにあたり、NICHHDプロトコルを活用し、研修員には、これに沿って模擬司法面接を行なっていただいた。

カにおいて犯罪に巻き込まれてしまった際に、非常に困難な状況に陥る結果を招いてしまうことになりかねない。

仮に犯罪の被害者になったとしたら、少なくとも10年程度結論が出ない上、無罪になってしまう可能性があるし、他方、万が一えん罪により被告人になってしまったとしても、第一審で無罪を勝ち取るのにも非常に時間がかかる結果となってしまう。

このように訴訟の滞留・遅延は、スリランカ国内の問題だけにとどまらず、スリランカとの関係を構築する上でも改善すべきものであるため、今後も引き続き、日本の知見の提供など必要な活動をしていく必要がある。

以 上

第6回スリランカ本邦研修日程表（案）

【令和7年2月3日（月）～2月14日（金）（移動日を含む。）】

[担当：山下教官、樋口教官、神谷専門官]

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考	
2 ／ 3	月	【入国】 成田空港着				JICA東京センター (TIC) 泊
2 ／ 4	火	10:00 JICAオリエンテーション TIC	12:00	14:00 ICD オリエンテーション TIC	14:30 【講義】 日本の刑事手続の概要 (ICD教官 山下拓郎) TIC	15:00 17:00 TIC泊
2 ／ 5	水	10:00 【講義】 司法面接の理論と実践 (I C D教官 山下拓郎) 法務省赤れんが棟	12:00	14:00 中野区児童相談所 へ移動	15:00 中野区児童相談所訪問 中野区児童相談所	17:00 TIC泊
2 ／ 6	木	10:00 【講義】 日本の刑罰と量刑 (大島隆明 元東京高等裁判所部総括判事) 法務省赤れんが棟	12:00	14:00 【事例研究・意見交換】 量刑のケーススタディ (大島隆明 元東京高等裁判所部総括判事 ほか) 法務省赤れんが棟	15:00 17:00	TIC泊
2 ／ 7	金	10:00 【講義】 刑事手続の迅速化～弁護人の視点から～ (誠法律事務所 弁護士 島田亮) 法務省赤れんが棟	12:00	12:15 写真 所長主催意見交換会 撮影 森本所長・建元部長 サンクン 初つぼみ	14:30 【講義】 検察官の終局処分における考慮事情 (宇川春彦 元京都地方検察庁検事正) 法務省赤れんが棟	15:00 17:00 TIC泊
2 ／ 8	土	休務日				TIC泊
2 ／ 9	日	休務日				TIC泊
2 ／ 10	月	10:00 【訪問（東京地方裁判所刑事部）】 施設見学、公判傍聴（又は模擬手続傍聴） 東京地方裁判所	12:00	13:00 【講義・意見交換】 公判手続の迅速化に向けた日本の取組 (東京地方裁判所刑事部裁判官) 東京地方裁判所	15:30	TIC泊
2 ／ 11	火	休務日				TIC泊
2 ／ 12	水	10:00 【講義】 検察庁による社会復帰支援について (東京地方検察庁総務部社会復帰支援室 江藤純子室長) 法務省赤れんが棟	12:00	14:00 【講義】 司法面接ケーススタディ (I C D教官 山下拓郎) 法務省赤れんが棟	15:00 17:00	TIC泊
2 ／ 13	木	10:00 【総括質疑・意見交換】 (ICD教官 山下拓郎、同 樋口瑠惟 ほか) 国際法務総合センター (IJC) カンファA	12:00	13:00 評価会・修了式 IJC カンファA	15:30	TIC泊
2 ／ 14	金	【出国】 成田空港発				

令和6年度スリランカ本邦研修

1	ワルナクラスーリヤ・イボンヌ・シャンティ・フェルナンド
	Ms. Warnakulasooriya Yvonne Shanthi FERNANDO
	ネゴンボ高位裁判所判事
	High Court judge, Negombo High Court
2	セラハンディ・インドリカ・カリンガワンサ
	Ms. Sellahandi Indrika KALINGAWANSA
	クルネガラ高位裁判所判事
	High Court Judge, Kurunegara High Court
3	スラウィーラ・アラチチゲ・インディカ・スメダ・スラウィーラ
	Mr. Suraweera Arachchige Indika Sumedha SURAWEERA
	クルネガラ高位裁判所判事
	High Court Judge, Kurunegara High Court
4	マハーラチチゲ・ニルパ・ナナヤッカラ
	Ms. Mahaarachchige Nirupa NANAYAKKARA
	マトウガマ治安判事裁判所治安判事
	Magistrate, Mathugama Magistrate's Court
5	ウドゥワ・ヴィダナラゲ・ドン・トウシタ・ダンミカ
	Mr. UDUWA VIDANALAGE DON Thusitha Dammika
	ウェリサラ治安判事裁判所治安判事
	Magistrate, Welisara Magistrate's Court
6	ハフェーズ・アザード・ナヴァヴィ
	Mr. Hafeez Azard NAVAVI
	検察局上席副訟務長官
	Senior Deputy Solicitor General, Attorney General's Department
7	アンソニー・ジャヤラクシ・デシルバ
	Ms. Anthoney Jayalakshi DE SILVA
	検察局上級検事
	Senior State Counsel, Attorney General's Department
8	アブドゥル・マリク・アジーズ
	Mr. Abdul Malik AZEEZ
	検察局検事
	State Counsel, Attorney General's Department
9	ワニセカラ・ムディヤンセラゲ・チャマラ・サリンダ・ワニセーカラ
	Mr. Wannisekara Mudiyanseelage Chamara Salinda WANNISEKARA
	スリランカ弁護士会弁護士
	Attorney -at-Law, Bar Association of Sri Lanka
10	チャンディマ・ジャナカ・アタパットゥ
	Mr. Chandima Janaka ATAPATTU
	スリランカ弁護士会弁護士
	Attorney -at-Law, Bar Association of Sri Lanka

11	イーダマルピティヤゲ・タヌカ・マドウハワ・ナンダシリ
	Mr. Iddamalpitiyage Thanuka Madhawa NANDASIRI
	スリランカ弁護士会弁護士
	Attorney -at-Law, Bar Association of Sri Lanka
12	タンバウィタ・ヴィダネラゲ・ドン・ダマヤンティ・セパリカ・カルナラトネ
	Ms. Thambawita Vidanelage Don Damayanthi Sepalika KARUNARATHNE
	公安・国会省次官補
	Additional Secretary, Ministry of Public Security and Parliamentary Affairs
13	シンハ・アラチチラゲ・レノカ・ジャヤスンドラ
	Ms. Singha Arachchillage Renuka JAYASUNDARA
	スリランカ警察副総監
	Deputy Inspector General of Police, Sri Lanka Police
14	ラジャパクサ・パティラナゲ・マルカ・ピユミ・セナヴィラトネ
	Ms. RAJAPAKSHA PATHIRANAGE Malka Piyumi Senavirathne
	スリランカ警察女性副捜査官
	Women Sub Inspector, Sri Lanka Police
15	ワサンタ・ウィジェワルダナ・ラトナヤカ
	Mr. Wasantha Wijewardana RATHNAYAKA
	スリランカ警察副捜査官
	Sub Inspector, Sri Lanka Police

【研修担当/Officials in charge】

FALSE

国際専門官 / Administrative Staff 神谷 哲夫 (KAMIYA Tetsuo)

キルギス基本法制について（１） ～キルギス共和国の統治機構等

法務省大臣官房国際課兼国際協力部教官

高 橋 一 章

第１ はじめに

本職は、昨年度法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）が新たに法務司法分野での協力を開始したキルギス共和国（以下「キルギス」という。）の担当教官として、令和７年２月に第１回共同研究を実施した。

本稿では、第１回共同研究実施を通じて得たキルギスの法制について３回にわけて報告する。第１回は統治機構、キルギス法務省の所掌事務、法曹資格取得プロセスについて紹介する。

第２ キルギスに関する基本情報^１

キルギスの法制を紹介する前提として、キルギスに関する基本情報を確認する。

キルギスの人口は約６８０万人であり、首都はビシュケクである。日本からの直行便はない。中央アジアに位置しており、中国、タジキスタン、ウズベキスタン及びカザフスタンが隣接する。国語はキルギス語であり、公用語としてロシア語が用いられている。主たる宗教はイスラム教スンニ派である。政治体制は共和制となっている。

キルギスは、１９９１年に独立後、いち早く民主化及び市場経済化を軸とした改革路線を打ち出し、１９９８年には旧ソ連諸国で初となるWTOに加盟した。経済的な面をみると、主要産業は農業・畜産業、鉱業（金採掘）であり、一人当たりGDPは２，０１９ドルとなっている。実質GDP成長率は６．２％に対して物価上昇率は１０．８％である。主要貿易品目をみると、輸出では、金、衣料品・服飾雑貨、野菜・果物、金属くずなどとなっており、輸入では、自動車、ガソリン、軽油、医薬品、圧延金属、灯油などとなっている。主要貿易相手国は、輸出につき、スイス、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、中国であり、輸入につき、中国、ロシア、カザフスタン、韓国、トルコとなっている。

キルギスと我が国の二国間関係について概観すると、我が国がキルギスを国家として承認したのは１９９１年であり、翌年には外交関係を開設した。日本大使館をキルギスに開設したのは２００３年であり、翌２００４年にキルギス大使館が日本に開設された。１９９１年の独立以降、積極的なODA供与も背景に両国関係は進展し、１９９５年５月には、市場経済化促進のための人材育成を目的とする「キルギス日本人材開発センター」を首都ビシュケクに開設した。

^１ 本項の記載は、外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kyrgyz/data.html>）を参照した。

日本の対キルギス貿易をみると、輸出は37.67億円（原動機、建設用・鉱山用機械、ゴムタイヤ及びチューブ、自動車部品等）、輸入は2.9億円（電気機器、金属鉱及びくず、はちみつ等）となっている。在留邦人数は122人、在日キルギス人数は891人である。

第3 キルギスにおける統治機構

1 キルギスにおける統治に関する規定は、憲法第3章²に定められている。

2 大統領に関する規定

キルギスは国家元首として大統領をおく（憲法66条1項）。大統領は、国内及び国際関係においてキルギスを代表する（憲法66条5項）。大統領の任期は5年であり、同一人物が2期を超えて大統領になることを禁じている（憲法67条）。

大統領の権限につきみると、行政との関係では、内閣の機構及び構成を規定し、共和国議会の同意を得て、内閣の長、その代理、その他の閣僚を任命するほか、内閣の長、その代理、閣僚の辞表を受理し、辞任を決定し、閣僚及び行政府長官を、自らの意思、あるいは共和国議会、人民クルルタイ³の提案を考慮しつつ法律の枠内で解任する。このほか、他の行政機関の長を任命・解任する、地方国家行政府の長を任命・解任する、大統領府を設置することができる（以上につき憲法70条1項各号）。

立法府との関係では、共和国議会への法案提出、法令への署名・公布を行う。なお、大統領は立法府に異議を唱えて法令を差し戻すことも可能である。また、必要に応じて共和国議会臨時会合を招集し、検討すべき事項を決定する権利を有する（以上につき憲法70条3項）。加えて、大統領は、政令及び命令を採択する権限を有している（憲法71条）。

司法府との関係をみると、大統領は、司法委員会の提案に基づき、憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官職に就任するための候補者を共和国議会に提示すること、本憲法及び憲法関連法令に規定する場合において、裁判官会議の提案に基づき、憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官の解任候補者を共和国議会に提示することができる。また、司法委員会の提案により地方裁判所の裁判官を任命し、本憲法及び憲法関連法令の定めにしたがい、裁判官会議の提案により地方裁判所の裁判官を解任することができる。加えて、大統領は、裁判官評議会の提案に基づき、また共和国議会の同意を得て、5年の任期で憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官の中から憲法裁判所及び最高裁判所の長官を任命し、又は解任することができる（以上につき憲法70条4項）。さらに、大統領は、立法府の同意を得た上で検事総長を任命・解任することができる（憲法70条5項1号）。

² なおキルギス憲法の日本語訳は、在キルギス日本大使館作成のものに依拠している <https://www.kg.emb-japan.go.jp/files/000414759.pdf>。

³ 各民族や宗教・地方・政治・社会勢力の代表者を集めた諮問・調整機関として設置されている国民会議をいう。

3 立法府に関する規定

キルギスでは立法府として共和国議會をおいているが、共和国議會は、最高の代表機関であり、その権限の範囲内で立法権及び監督機能を行行使すると規定されている（憲法76条1項）。一院制であり、90人の議員で構成され、任期は5年である（憲法76条2項）。具体的な権能としては、憲法改正及び追加、法律の可決、法律の公式解釈を行うこと、国際条約の批准や廃止通告の実施、内閣長官、内閣副長官、閣僚の任命の認証、共和国予算の承認などである（憲法80条1項各号）。また、共和国議會は大統領に対する弾劾を提議することができる（憲法80条6項）。

立法発議に関しては、共和国議會議員のほか、大統領及び内閣長官も発議することができることに加え、国民発議として有権者1万人以上で立法発議することが認められているほか、管轄事項に関するものに限定されてはいるが最高裁判所も立法発議が可能となっている（85条1項から5項）。

立法までの手続は、法案が共和国議會に提出されると、議會内で3回の読会が行われ、最終的には議員総数の過半数の賛成によって可決するとされている（憲法86条1項及び4項）。ただし、憲法⁴及び国境の変更に係る法律では、議員総数の3分の2以上の賛成が必要とされている（86条5項）。共和国議會で可決された法律は、14日以内に大統領の署名手続に回され、これを受領した大統領は1か月以内に署名するか再審議するために差し戻す必要がある（憲法87条1項及び2項）。差し戻された法案は、共和国議會の3分の2以上の同意による承認があった場合には再度大統領の署名手続に回されるが、この場合には、大統領は14日以内に署名しなければならない（憲法87条3項）。

4 司法府に関する規定

憲法上、裁判官の独立が謳われている（憲法95条1項）。具体的には、裁判官は憲法及び法律にのみ従うとされ、不可侵権を有し、現行犯を除き、拘束、逮捕、捜査または個人的検査を受けないと定められている（憲法95条1項及び2項）。また、何人も個別事件について裁判官にその報告を求めることはできないとする（憲法95条3項）。加えて、裁判官は、その地位に応じ、その独立性のための社会的、経済的及びその他の保障を受けることが認められている（憲法95条4項）。

裁判は、裁判所によってのみ実施されるとされ（憲法94条1項）、憲法裁判所、最高裁判所及び地方裁判所から構成されると規定する（憲法94条3項）ほか、法律により特別裁判所を設置することができると定められている（憲法94条3項）。

裁判官の任命は、大統領が行う。すなわち、大統領は、裁判官評議会の提案を基に、共和国議會の同意を得て、5年の任期で憲法裁判所と最高裁判所の裁判官の中から憲法裁判所及び最高裁判所の長官を任命する（憲法95条7項）。また、大統領

⁴ 憲法とは、共同研究に参加した研究員によれば、「国家の根幹にかかわるものについて制定される法のことをいい、社会関係その他について制定することができる」とされている通常法律とは区別されているものである」とのことである。

は、憲法裁判所長官及び最高裁判所長官の提案を基に、5年の任期で憲法裁判所及び最高裁判所の副長官を任命する（憲法95条7項）。地方裁判所の裁判官は、司法評議会の候補者提示により、当初5年の任期で、その後制限年齢までを任期として大統領によって任命される（憲法95条8項）。

全ての裁判所において裁判は公開され、非公開審理は、法律により規定された場合にのみ行われる（憲法100条1項）。裁判所の決定は公表される（憲法100条1項）。また、法律により規定された場合を除き欠席裁判の実施は許されていない（憲法100条2項）。

我が国にはない憲法裁判所について特にみると、憲法裁判所は、憲法秩序の基盤、基本的な人権、自由及び公民権を擁護し、憲法の優位性と直接効果を確保するために、憲法手続を通じて憲法的管理を施行する司法権の最高機関である（憲法97条1項）。憲法裁判所は以下の事項を管轄する（憲法97条1項）。

すなわち、憲法の公式解釈の提供、キルギスの法律、その他の規範法令の憲法に違反の抵触の認定、キルギスが加盟する未発効の国際条約の合憲性に関する決定、国家権力の組織間の権能に関する争いの解決、本憲法の改正及び追加に関する法案についての決定、大統領を起訴するための確立された手続きの遵守についての決定することができる。

何人も、法律及びその他法律等によって憲法が保障する自由及び権利が侵害されていると考える場合、憲法裁判所において当該法律の合憲性を争うことができるとされる（憲法97条3項）。一方で、憲法裁判所の判決は最終的なものであり、上告されない（憲法97条4項）。加えて、事件の審理の際にその解決を左右する法律又はその他の法令について、その合憲性の問題が発生した場合には、裁判所は、憲法裁判所に質問状を送付すると定められており（102条2項）、当該規定から、法令の憲法適合性の判断は憲法裁判所に一元化されていることが分かる。

なお、法律により規定される場合や、訴訟の参加者が裁判の実施のために十分な資金を持たないとの証拠を提出する場合には、裁判は無料で実施されることが憲法上定められている（憲法104条）。

5 行政府（内閣）に関する規定

キルギスにおける行政権は大統領がこれを執行するとされ（憲法89条1項）、政府機構及び構成は大統領によって決定される（憲法89条2項）。組閣される内閣の内閣長官は大統領府長官があたりられる（憲法89条2項）。大統領は憲法に基づいて行政権の活動を指導し、内閣及び内閣の下に置かれる機関に指示を与え、本人の指示の実行を監督し、内閣と内閣の下に置かれる機関の行為を廃止し、憲法法律に基づいて閣僚を一時的に解任する権限を有する（憲法89条3項）。

内閣は、長官、副長官、他の閣僚から構成され、内閣長官は、議会の合意の下大統領によって任命される（90条1項）。

内閣は、憲法及び法律を執行するとともに、政府の国内政策及び対外政策の主な方

向性を決することとなっているほか、共和国予算を編成しその執行を確保することとされている（憲法91条1項各号）。

6 小括

憲法の規定上、行政府・立法府・司法府が設置された三権分立の型となっている。ただし、近年大統領の権限強化のためと思われる憲法改正が実施されている点は留意する必要がある。例えば、現行憲法は、2021年4月に憲法改正の国民投票を経て、同年5月に施行されているが、この中で、当初120議席あった共和国議会の議席数は、90議席に削減されている。これは、立法府が大統領の弾劾を困難にすることが目的だったのではないかと指摘されている⁵。すなわち、憲法73条には大統領の罷免に関する規定があるが、これによると、大統領は、憲法や法律違反行為を理由に、または、立法府や司法府への不法な干渉を理由に罷免されるとなっている。そして、罷免のための告発には、共和国議会の半数以上の発議が必要であり、かつ、同議会が結成した特別委員会の結論を総議員数の3分の2が賛成しなければならない。加えて、告発後に行われる大統領の罷免に関する共和国議会の決定にも、大統領に対する告発後3ヶ月以内に同議会の総議員数の3分の2以上の賛成が必要となっている。上記のような見方は、まさに、議員の総数を少なくすることで、この3分の2の賛成を得にくくすることが目的なのではないかと指摘される。

また、憲法裁判所に関しても、これを否定的に評価する指摘もある。すなわち、憲法解釈を憲法裁判所に独占させるとともに、大統領が憲法裁判所長官を任命するとすることで、大統領自らの憲法解釈が正当であることを容易にするような体制を整えているのではないかといれている。

このような否定的な指摘はあるものの、憲法の規定によれば、なお三権分立が担保された統治機構であると評価することができる。すなわち、立法府は行政府の長たる大統領を弾劾する権限を有し、また、司法府の長たる憲法裁判所及び最高裁判所裁判官の任命権を有している。行政府は立法府に対して法案の差戻し権限を有し、司法府との関係では最高裁判所長官及び憲法裁判所長官を選定する権限を有する。司法府においても、裁判官の独立が保障された形で行政事件を含む司法権を行使することが認められており、また、立法府との関係では法令の憲法適合審査の権限が司法府（憲法裁判所）に認められるなどの権限を有している。このように、三権が互いに相応の権限が分配されているといえる。

ただし、司法府における裁判官の独立に関しては、キルギス憲法103条2項において、裁判所の自治を担う機関として、裁判官大会、裁判官評議会及び裁判官会議があることとの関係で留意する必要がある。仮にこれらの機関が個別の裁判官の法的判断をある程度拘束するなどの事情があれば、裁判官の独立が完全に保障されていると

⁵ なお、共和国議会に関する規定の変遷についてみると、2003年憲法改正により二院制から一院制に変更になり、2007年の憲法改正により議席数75から90に、2010年の憲法改正により議席数を90から120に拡大していたという経緯がある。

までは評価されないように思われる。実際に、研究員の説明によれば、法令の解釈は個別の裁判官が自由に行うものではなく、最高裁判所に解釈指針を決める審議会があり、ここが解釈にあたっての指針を決めることとなっている⁶とのことであった。

また、上記のとおり、大統領の権限として、政令及び命令を採択するという事項があるが、この意味が法律の委任によることなく政令や命令が発出できることを含むとすれば、例えば、制定された法律の内容と政令・命令の内容が齟齬する危険性をはらむ⁷。この点、研究員によれば、憲法上法律の根拠がなくても大統領による政令や命令を出すことができるとのことである。研究員は、同時に、政令や命令は法律に抵触する内容であってはならず、また、個人の権利を侵害するまたは制限する内容であってはならないとも説明していたが、憲法の規定による限り、法律に抵触する場合に大統領による政令や命令が無効であるなどとは定められていない。これらのルールが法律によって記載されている可能性はあるが、いずれにしても、ときの大統領によって上記大統領による政令や命令を法律に根拠なく発出する権限が悪用される危険は残るというべきである。

第4 キルギス法務省の組織、所掌事務等

1 キルギス法務省の組織及び所掌事務

キルギス法務省は、法務大臣を長とし、第一次官を含む5人の次官⁸が存在する。

キルギス法務省には、大きく6つの部署が存在している。それぞれ、法律扶助部門、科学調査部門、保護観察部門、矯正部門、矯正施設警護部門、訟務部門となっている。

法律扶助部門は、主として国家が保証する法的サービスを必要とする国民に対する無料法律サービスの提供に関する事項や、キルギス政府や弁護士会等と協力して行う法教育等の実施に関する事項を所掌事務としている。

また、科学調査部門は、科学調査のための組織運営や科学調査の実施、科学調査を実施するための人材育成等を所掌事務としている。日本における科学警察研究所に類似する部署であるといえる。

保護観察部門は、保護観察の実施のほか、仮釈放等によって解放された受刑者の監督・監視業務を所掌事務としている。

矯正部門は刑事裁判によって有罪判決を受けた者の収容・受刑者の管理・監督を目的としている部署である。

矯正施設警護部門は、主として刑務所等の収容施設の警備のほか、受刑者の移送等の業務を担当する部署である。なお、法務省の部署ではあるものの、本職がキルギスに出張した際のキルギス法務省の説明によれば、当該部署のみ軍隊員で構成されてい

⁶ ただし、これは旧社会主義国ではまみられるもので、必ずしも珍しいものではない。

⁷ 法律の規定と大統領や閣僚による命令の規定が矛盾することにより法令間の不整合が生じている例として例えばインドネシアなどが挙げられる。

⁸ ただし、英文における肩書表記は”Deputy Minister”、第一次官の肩書表記は”First Deputy Minister”である。

るとのことであった。

最後に、訟務部門についてみると、同部署は、国内における裁判や仲裁、国際裁判法廷、その他特殊な法廷において国を代表する事務を所掌している。

加えて、キルギス法務省は、同省に付随する機関として、法制定及び法の支配研究所を置いており、同研究所において、制定予定の立法の審査を含む法の制定・改正に関する業務、法の適用や運用に関する提言等を行っている。

2 日本法務省との比較等

- (1) 我が国の法務省の組織と比較したとき、一見すると我が国における民事局・刑事局に相当する部署がないようにうつる。しかしながら、我が国における民事局や刑事局の役割は、基本的には上記法制定及び法の支配研究所が担っている。例えば、我が国においては、シンガポール条約批准に伴う国内法整備が民事局を中心になされたが、現在キルギスにおいてもシンガポール条約批准に伴う国内法整備を進めており、これを主導しているのは上記法制定及び法の支配研究所となっている。
- (2) 今回の共同研究等で得た情報によるかぎり、我が国における法務総合研究所に相当する機関があるのかという点までは確認することができなかった。キルギス法務省からは、法務総合研究所が実施するところの研究部署に関しては、法制定及び法の支配研究所において同種の業務を実施しているとのことであったが、いわゆる検事研修等専門家の研修業務に関しては法制定及び法の支配研究所が実施しているというわけではない。

ただし、この点については、キルギスの最高検察庁や最高裁判所が実施する検察官及び裁判官に向けた研修は存在するものと考えられるため、今回の共同研究では確認できなかったものの、今後研修制度に関する共同研究等を模索する場合には、最高検察庁及び最高裁判所に問い合わせをすることが適切だと思われる。

第5 キルギスにおける法曹資格取得のプロセス等

- 1 キルギスにおいては、我が国のように司法試験等特殊な試験を受けることによって法曹資格を得るというものではない。
- 2 裁判官になるためには、憲法95条8項により、「地方裁判所の裁判官は、高等法学教育及び5年以上の法曹活動歴を有する（中略）キルギス共和国国民とする。」とあるとおり、例えば大学で法学を専攻し、その後法務省や司法府の職員として勤務経験を得ることで裁判官になる資格が付与される。ただし、実際に裁判官になるためには、司法評議会から候補者として提示される必要があり、当該条件を満たす者であれば誰でも裁判官になれるわけではない。
- 3 また、検察官任命に関しても、基本的には裁判官同様、法務省や検察庁の職員として相応の年数の経験を積むことで検察官候補者となり、正式に任命されることで検察官としての資格が付与されることになる。
- 4 裁判官や検察官との比較において、弁護士に関してみると、扱う事件の種類によっ

て区別されている。例えば、民事事件を扱う限りにおいては、大学の法学部を卒業していれば弁護士として活動できる⁹。民事事件であっても、法廷代理人として法廷に立つためには別途法務省の定めるライセンスを取得する必要がある。刑事事件を扱う弁護士となるためには、民事で法定代理人として活動する場合と同じように、法務省の定めるライセンスを取得する必要がある。

- 5 このように、キルギスにおける法曹資格所得のためのプロセスは、日本のそれとは大きく異なる。いずれかの制度の善し悪しを論じることにはできないが、少なくとも、汚職という文脈においては、客観的な試験制度による採用プロセスとなっておらず、候補者名簿に掲載されるためのプロセスや、候補者のうち誰を任命するかといった選定手続が透明化されているとは言いがたいため、検察官や裁判官に任命してもらうために何らかの腐敗が生じている可能性は否定できないというべきであろう。

⁹ このため、キルギスにおいては必ずしも弁護士の地位は高くない。本職が出張時に首都を管轄する弁護士会長から聴取した話によれば、キルギスにおける弁護士の地位の向上は喫緊の課題であるとのことであった。

活動報告

【国際研修・共同研究】

令和6年度バングラデシュ本邦研修及び出張の報告

前国際協力部教官（千葉地方裁判所判事）

原 彰 一

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）は、2024年12月8日（日）から同月20日（金）までの日程（移動日を含む。）で、バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）に対する令和6年度の本邦研修を実施した。詳細な研修日程等は、別添1及び2（別添1は日程表、別添2は研修参加者名簿）を参照されたい。

また、2025年2月10日（月）から同月17日（月）までの日程（移動日を含む。）で、バングラデシュに出張し、JATI（Judicial Administration Training Institute、司法研修所）の実施する研修に参加するとともに、関係機関を訪問するなどした。

本稿は、上記本邦研修及び出張の報告を行うものである。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 バングラデシュへの支援の背景

バングラデシュは、平成25年に、「法制度整備支援に関する基本方針（改定版）」において法制度整備支援の重点対象国の一つに指定されたことを契機に、ICDにおいて、同国の司法制度に関する調査や同国との共同研究等を実施したところ、同国では、裁判所における膨大な民事未済事件の滞留（バックログ）による司法救済の遅延が深刻な問題となっていることが判明した。そこで、バングラデシュ側の要請を受けて、平成29年から、法律・司法・国会担当省（以下「司法省」という。）をカウンターパートとして、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の国別研修「下級裁判所能力向上」（3年間）が実施され、令和2年から、同じく国別研修「調停制度・事件管理強化」（3年間）が実施されたが、更に本格的な支援の実施及び協力体制の確立が必要と考えられたことから、令和6年4月より、新たにJICAの技術協力プロジェクトである「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」（3年間。以下「本プロジェクト」という。）が開始され、ICDもこれに全面的に協力している。

本プロジェクトは、過去2回の国別研修と同様に、調停の利用促進及び訴訟実務の改善によりバックログの問題を軽減し、司法アクセスの向上に寄与することを目的としているが、過去の国別研修とは異なり、JICA長期専門家（総括として藤岡拓郎弁護士、業務調整として藤原扶紀氏）が派遣されるとともに、2カ所のパイロット地区（クミッラ、ノルシンディ）が選定され、パイロット地区でのワーキンググループ（WG）

活動等を通じた制度・運用面の改善に向けた取組の実施を目指している。調停の利用促進との関係では、バングラデシュにおいて、貧困者向けに無償で司法サービスを提供する法律扶助事務所で若手の裁判官が法律扶助官として主に訴訟前の調停を実施しており、これが訴訟に代わる紛争解決手続として重要な役割を果たしていることから、法律扶助事務所の機能強化が重要な課題となっている。また、訴訟実務の改善との関係では、非効率な訴訟運営が裁判の長期化の一因となっており、審理の効率化による迅速化や裁判官の負担軽減を図る必要性が高い。加えて、両方に共通する課題として、制度・運用面の改善には弁護士の理解と協力を得ることが不可欠であることから、これらの取組に弁護士を巻き込む必要があると考えられる。

第3 本邦研修の実施

1 本研修のテーマ

本研修では、上記背景を踏まえ、バングラデシュの課題であるバックログ問題の軽減に向けた取組を促進することを目的として、パイロット地区の裁判所や法律扶助事務所、弁護士会を含む本プロジェクトに関わる主要な機関から研修参加者を選定した上で、調停の利用促進及び訴訟実務の改善を実現する上で有益な講義や意見交換、トレーニング等を実施するとともに、裁判所や弁護士会を訪問して、民事裁判のデジタル化やそれに伴う審理の改善、裁判所と弁護士会との協議会、家事調停の運営・職種間の連携等を含む我が国における適正・迅速な紛争解決の実現に向けた様々な取組を紹介することとした。なお、バングラデシュについて本邦研修を実施するのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2019年の実施を最後に5年ぶりとなる。

2 本研修の結果概要

本研修のテーマは、上記のとおり、調停の利用促進及び訴訟実務の改善であるところ、ICD教官において導入講義として日本の民事訴訟手続及び調停制度等について概説した後、調停の利用促進については、慶應義塾大学の宮武雅子客員教授、九州大学の入江秀晃教授、稲葉一人弁護士による調停人トレーニングや模擬調停、調停制度に関する講義、裁判所の調停委員を務めた経験を有する弁護士らとの経験交流を実施するとともに、東京家庭裁判所を訪問して、裁判官及び家庭裁判所調査官より家事調停に関する概要説明を受け、調停室や面会交流室等の施設を見学した。

訴訟実務の改善については、一橋大学の山本和彦教授による裁判の迅速化検証に関する講義を実施するとともに、東京地方裁判所を訪問して裁判官より民事裁判のデジタル化を含む審理の改善の取組等に関する概要説明を受け、また、日本弁護士連合会を訪問して、裁判官と弁護士との協働や協議会の実施等に関する概要説明を受けた。

さらに、以上の本研修の内容を振り返り、バングラデシュで導入可能な取組を集中的に検討してパイロット地区でのWG活動につなげるために模擬WG活動を実施した。模擬WG活動2コマのうち前半のコマでは、研修参加者に導入可能な取組につい

てグループディスカッション及び発表をしてもらったところ、研修参加者は、研修内容を的確に理解してこれをバングラデシュの司法に取り入れようとしていたが、現実的に導入可能であるかの検討が不十分であったことから、後半のコマでは、日本側から、現実的に導入可能と思われる取組として、法律扶助事務所での調停への弁護士の活用（法律扶助官の監督の下、パネルロイヤー¹と呼ばれる弁護士が法律扶助事務所での調停を担当する仕組み）と裁判所と弁護士会との協議会を提示して研修参加者に検討してもらったところ、非常に好評であり、日本側とバングラデシュ側で活発な意見交換が行われた。

3 総括

本研修は、本プロジェクトでの初回の研修であり、調停の利用促進及び訴訟実務の改善に関する幅広いテーマを取り上げた。研修参加者は、各講義や訪問先で真剣に耳を傾け、必要に応じてメモを取ったり、積極的に質問したりするなど、日本の制度及び実務を熱心に調査・研究しようとしていた。また、最終日の研修参加者による発表は、模擬WG活動での検討結果も踏まえて各研修参加者が相当に準備をしたことが窺われる内容であった。このように研修参加者の意欲は旺盛であり、真摯な受講態度であった。

研修参加者のアンケートでは、本研修で多くの新しい知識を習得し、これを業務に役立てることができ、大変有意義な研修であった旨の意見が多数見られるなど、プログラムの内容に対する高い理解度・満足度を得ることができた。また、模擬WG活動では、研修参加者と専門家及びICD教官との間で集中的な検討・協議を実施し、改善点と方策を具体的に議論することを通じて、実際のWG活動においても同様に活発な議論が交わされる素地を築くことができた。なお、本研修に参加したルフル・アミン局長は、政変後に新たにプロジェクトディレクターに着任したが、本研修を通じて早期に本プロジェクトへの理解を深めていただけたことも非常に意義のあることであった。

このように本研修は所期の目的を達成したといえる。本研修にご協力いただいた講師の先生方、ご多忙の折に訪問を快く受け入れていただいた関係機関の方々に、この場を借りて厚く御礼申し上げます²。

¹ 民事事件の国選弁護士として法律扶助事務所より選任される弁護士である。法律扶助官に代わって、法的助言や調停を行うことができるとされる。

² 本研修の準備及び実施に当たっては、藤岡専門家及び磯井美葉調査員にも尽力いただいた。



【集合写真（山本和彦教授の講義）】



【講義の様子（宮武雅子客員教授）】



【講義の様子（稲葉一人弁護士）】



【日本弁護士連合会訪問の様子】



【模擬WG活動の様子】



【集合写真（法務省赤れんが棟）】

第4 出張の報告（現地セミナーの実施）

1 出張の目的

本出張は、プロジェクト活動の一環として実施されたJ A T I研修に参加するとともに、昨年12月に実施した本邦研修のフォローアップとして、司法省等の関係機関との間で、本プロジェクトの進捗状況を確認し、今後のプロジェクト活動に関する協議・意見交換を行う目的で実施したものであり、講師を務めていただいた慶應義塾大学の宮武雅子客員教授に加えて、ICDから建元亮太部長と当職が、JICA本部から山口友寛特別嘱託（当時）がそれぞれ出張した。

特に、今後のプロジェクト活動との関係では、藤岡専門家において、本邦研修でも議論された法律扶助事務所での調停へのパネルロイヤーの活用³を本年4月より各パイロット地区で試行することを計画しており、その実現に向けた協議・意見交換等を行った。

出張日程（移動日を含まない。）は、次のとおりである。

- ・ 2月11日（火）クミッラ訪問
- ・ 12日（水）国家法律扶助機構（NLASO）、最高裁判所訪問
- ・ 13日（木）J A T I研修（1日目）
- ・ 14日（金）J A T I研修（2日目）、司法省次官・局長との面談、JICAバングラデシュ事務所長との面談
- ・ 16日（日）在バングラデシュ日本国大使館訪問、JICAバングラデシュ事務所訪問

2 出張結果の概要

(1) J A T I研修

J A T I研修では、裁判官、法律扶助官、弁護士ら合計50名⁴が参加した。裁判官と法律扶助官はバングラデシュ全土の様々な地区から参加しており、弁護士はパイロット地区であるクミッラとノルシンディから参加していた。昨年11月に稲葉一人弁護士が行った研修がベーシックコースであるのに対し、今回の宮武先生による研修はアドバンスコースと位置付けられており（なお、稲葉先生はベンガル語通訳をつけて実施したが、宮武先生は通訳をつけずに英語で実施した。）、今回の研修参加者のうち、28名が前回の研修にも参加していた（前回の研修には40名が参加）。

研修は2日間にわたって開催され、いずれも宮武先生に講師を務めていただいた。初日には、調停の基本（前回研修の振り返りを含む。）とアドバンス・スキルの説明、模擬調停が実施され、2日目には、初日の振り返り、アドバンス・スキル

³ 現在、法律扶助事務所においては法律扶助官1名が調停を担当しているが、これでは処理できる事件数に限りがあり、バックログの問題を解消するには十分でないことから、法律扶助事務所でパネルロイヤーを活用して調停を行う仕組みの導入を目指している。

⁴ 内訳は、裁判官12名、法律扶助官17名、弁護士18名、その他3名である。

の説明、模擬調停、バングラデシュにおける調停の課題に関する意見交換が行われた。

講義は双方向的に進められ、参加者は模擬調停にも熱心に取り組むなど、その受講態度は非常に良好であった。宮武先生の行う模擬調停（各グループ5名で10班に分かれた。）では、事例中に講義で説明したスキルを上手く活用すると調停が成立するような仕掛けがあり（逆にそれを活用しないと成立しない事例になっている。）、模擬調停を通じて講義で学んだスキルを効果的に学習できるよう工夫がされていた。この点、初日の模擬調停では、参加者が要領をつかめずに、引き出すべき情報を引き出せていないにもかかわらず、勝手に情報を追加するなどして調停が成立しているグループが相当数見受けられたが、2日目の模擬調停では、要領をつかみ、適切にスキルを用いることで多くのグループで調停が成立に至っていた。

また、参加者のうち弁護士は、比較的高齢であったことや研修が英語で実施されたことなどから、裁判官の参加者らと比べて、初日は発言が少なかったが、2日目は、参加者同士がベンガル語で議論するなどしており、初日に比べて弁護士からの発言も活発になっていた。

最後のセッションである調停の課題に関する意見交換では、調停での相手方の出頭を確保する方策、調停合意への執行力の付与、調停法の制定等、調停の利用促進に向けた様々な課題と対策が議論された。

総じてJATI研修では、参加者が多くを学ぶことができ、高い満足度を得ることができたものと思われる。

(2) クミッラ訪問

パイロット地区の一つであるクミッラを訪問し、宮武先生が裁判官やパネルロイヤーら弁護士に対して調停の基本とスキルに関するセミナーを実施した。当事者の代理人として、又は調停人として調停の利用促進への協力を求めることを目的とした新たな試みであったが、参加者に非常に好評であった。

また、新しく着任した地方判事（地裁所長に相当する役職）と面会し、本プロジェクトの概要を説明するとともに、パイロット地区での活動への理解と協力を求めたところ、非常に好意的であった。

(3) 関係機関との協議・意見交換

・ 司法省

ルフル・アミン局長ら司法省メンバーには、出張期間中、訪問先等にも帯同いただいており、その間に適宜協議を実施した。プロジェクトの進捗状況について、調停の利用促進との関係では、研修の実施に関して、昨年11月と今回の現地セミナー及び昨年12月の本邦研修がそれぞれ実施され、制度・運用の改善に関して、法律扶助事務所での調停へのパネルロイヤーの活用が本年4月から試行

的に実施される予定であるなど、昨年8月に政変が起きたにもかかわらず、これまで本プロジェクトが順調に推移してきたことが確認された。訴訟実務の改善との関係では、具体的な取組がまだ実施できてはいないが、今後、具体的な改善策について協議する場として、裁判所と弁護士会との協議会を定期的に開催することを提案したところ、好意的な反応があった。アミン局長は、上記のおとり、昨年12月の本邦研修に参加しており、本プロジェクトに対して非常に協力的であった（例えば、調停へのパネルロイヤーの活用のために、各パイロット地区で、追加の調停室を確保してもらえる見込みである。）。

また、新たに着任した Sheikh Abu Taher 司法省次官とも面談する機会を得て、バングラデシュの課題やプロジェクト活動について協議・意見交換をすることができた。

- ・ 国家法律扶助機構、最高裁判所

国家法律扶助機構では、新たな取組として、デジタル化を進めて、各地の法律扶助事務所での事件処理状況を管理するシステムを導入したことが紹介された。

最高裁判所では、新たに着任した Registrar General ژیال Aziz Ahmed Bhuiyan 氏と面談することができ、同氏からはバックログの解消には、裁判官の不足の解消や手続法の遵守、ADRの促進が重要であるとともに、改めて裁判官や法律扶助官に対する研修の実施が必要であることが述べられた。こちらからは、研修の実施に加えて、制度・運用面での改善に取り組むことを伝えるとともに、現在バングラデシュで検討されている司法改革にも可能な限り協力したい旨を伝えた。また、同氏から最高裁長官を訪日させたいとの要望が出されたことから、非常に光栄であり、検討したい旨を回答するとともに、同氏に対しても、本邦研修に参加して研修の様子を見ていただきたい旨を伝えたところ、好意的な反応であった。

- ・ 在バングラデシュ日本国大使館

最終日に在バングラデシュ日本国大使館を訪問し、本年1月に着任した齋田伸一大使を表敬し、意見交換をする機会を得た。

こちらから本プロジェクトの概要や本出張の目的・結果等を説明するとともに、他のプロジェクトでは、カウンターパート機関との関係構築が難しいケースがある一方で⁵、司法省との間では政変後にも良好な関係を構築できており、プロジェクトが順調に推移していることを説明したところ、本プロジェクトへの期待を述べられた。他方で、バングラデシュでは、政情が不安定となっていることから、今後の情勢の変化には注意が必要である旨を伺った。

⁵ 出張中に JICA バングラデシュ事務所等で聞いた話では、バングラデシュには多数の省庁があり、高官は省庁の垣根を越えて異動するため、当該分野を全く知らない人が突然着任して、活動に非協力的になることがあるようである。他方で、司法省は、Bangladesh Judicial Service から任命され、法務・司法部門は、裁判官が75%以上でなければならないというルールがあるため、このようなリスクは小さい。

4 所感

出張結果を踏まえ、今後のプロジェクト活動等に関する所感を若干述べたい。

(1) J A T I 研修

宮武先生にJ A T I 研修とクミッラでのセミナーを担当いただいたが、本邦研修のときと同様、参加者に非常に好評であり、今後も協力を求めることが不可欠であると思われた。

また、J A T I 研修について、現在は、稲葉先生をビギナーコース（ベンガル語通訳を入れて実施）、宮武先生をアドバンスコース（通訳なしで英語で実施）としてそれぞれ異なる役割を持たせて実施しているところ、バングラデシュの裁判官は、調停について一定の知識・経験を有している一方で、弁護士は、調停をほとんど知らない、経験したがことがない者も少なくなく、また、裁判官に比べて英語が得意な者が少ないことから、レベルや使用言語を異にする研修を組み合わせることには十分な合理性があるように思われた。他方で、J A T I 研修の主な対象者をどこに捉えるかという観点から別の考え方もあり得ることから、最も効果的な研修のあり方について引き続き検討されるべきものと思われる。

(2) カウンターパートである司法省との関係

本出張を通じて強く感じたことは、カウンターパートである司法省や関係機関の本プロジェクトへの期待の高さと協力的な姿勢である。今回は政変後の初めての出張であり、政変後に次官、局長が交代になったが、本邦研修と本出張を通じて、従前よりも良好な関係を築くことができたと感じている。特に、アミン局長は非常に協力的であり、今後もプロジェクト活動が円滑に推移することが期待される。もっとも、バングラデシュ全体でいえば、政情の不安定さは依然として残っており、その点は今後も注視する必要がある。

(3) 今後のプロジェクト活動の展望と課題

今後のプロジェクト活動の中心として、法律扶助事務所での調停にパネルロイヤーを活用する取組があり、藤岡専門家は、各パイロット地区で10名ずつ調停を担当するパネルロイヤーを選定し、報酬については、当面の間はプロジェクト予算から支出することとして⁶、本年4月より試行を開始する予定である。司法省やパイロット地区の協力の下、実施自体は可能と思われるが、この取組を成功させるには、調停の処理件数を増やすことと調停の成立率を下げないことが必要になるが、いくつか課題がある⁷。これらの点は今後詰めていくとともに、試行後にも適宜見直していくことが必要と思われる。また、この取組において法律扶助官が大きな役割

⁶ プロジェクト開始の際にも問題となったが、バングラデシュにはT A P Pと呼ばれる手続があり、プロジェクトとの関係でバングラデシュ側が支出できる費目がプロジェクト開始時に決められているため、それを変更しない限りバングラデシュ側が費用を負担することができない。変更手続にも時間を要するため、ひとまずプロジェクト予算から支出することが予定されている。

⁷ 例えば、①制度設計として、事件をパネルロイヤーが単独で受けるか、法律扶助官と共同で受けるか（調停がまとまりそうにない場合に法律扶助官が介入することが想定される。）、②パネルロイヤーの報酬額と算定方法（成功報酬を導入するか否か）、③調停人マニュアルの準備、④パネルロイヤーの人選、⑤パネルロイヤーへの指導・監督の方法、⑥利用者への説明・アンケートの方法、⑦市民への広報の方法等が挙げられる。

を果たすことは間違いないと思われるが、いずれのパイロット地区でも法律扶助官が異動するおそれがあり、後任の法律扶助官が適切に対応できるか懸念される。

また、本プロジェクトでは、調停の利用促進（成果1）と訴訟実務の改善（成果2）を二つの柱としており、訴訟実務の改善との関係では、引き続き具体的な方策を検討するとともに、実施に向けた協議のプラットフォームとして、裁判所と弁護士会との協議会を実施することが考えられる。

いずれにしても、本年4月より上記取組が試行される予定であり、様々な問題に直面することが予測されることから、今年度が本プロジェクトにとっての正念場になると思われ、ICDとしてプロジェクト活動を最大限サポートしていくことが重要である。併せて、政変を契機に改革に向けた機運が高まっていることから、本プロジェクトの中で調停法の立法や司法改革に関する支援を可能な範囲で実施することも考えられる。



【JATI研修（ダッカ）の様子】



【現地セミナー（クミッラ）の様子】



【集合写真（クミッラ）】

第5 最後に ～バングラデシュ法制度整備支援の2年間を振り返って～

当職は、2023年4月にICDに着任し、2年間にわたりバングラデシュの法制度整備支援を担当し、計4回バングラデシュに出張した。この2年間を振り返ると、プロジェクトの案件形成から始まり、2年目には本プロジェクトが開始され、昨年8月にバングラデシュで政変が起こりカウンターパート機関の体制が一新されたが、同年12月に5年ぶりとなる本邦研修を実施することができた。また、本年4月からは、法律扶助事務所でのパネルロイヤーの活用という新たな取組の開始が予定されている。

このように大きな変革のあった時期に、ICD教官という立場でバングラデシュ法制度整備支援に携わり、その発展に寄与できたことを喜ばしく思うとともに、同じ裁判官として、バングラデシュの優れた裁判官の方々と交流できたことは大変光栄なことであった。また、この立場を通じて、多くの素晴らしい方々と共にこの活動に取り組むことができたことは、当職にとってかけがえのない財産となった。

これからプロジェクト活動が本格化するところでICDを離れることは名残惜しく感じるが、今後は、バングラデシュ法制度整備支援の更なる発展に期待するとともに、ここで学んだことを活かし、熱意をもって日々膨大な数の事件に奮闘するバングラデシュの裁判官に思いを馳せながら、一裁判官として我が国司法のバックログ問題の解消に尽力していきたい。

以 上

令和 6 年度バングラデシュ本邦研修日程表
【令和 6 年 1 2 月 8 日（日）～1 2 月 2 0 日（金）（移動日を含む。）】
[担当：原教官、磯井調査員、行部専門官]

月 日	曜 日	午前	休憩等	午後	備考
12	／ 日			ダッカ発（23:45）	機中泊
12	／ 月	成田着（9:15）		（資料整理）	JICA東京 センター泊
12	／ 火	10:00 JICAオリエンテーション 12:00		14:00 14:30 ICDオリエンテーション 15:00 導入講義（調停・事件管理） 17:00	JICA東京 センター泊
10		JICA東京センター		原教官 JICA東京センター	
12	／ 水	10:00 弁護士会訪問（国際交流委員会） 12:00		14:00 14:30 最高裁判所施設見学 15:00 東京地方裁判所訪問 17:00	JICA東京 センター泊
11		日本弁護士連合会		最高裁判所 東京地方裁判所	
12	／ 木	10:00 調停研修・調停指導方法 12:00		14:00 模擬調停 17:00	JICA東京 センター泊
12		稲葉一人弁護士 JICA東京センター		稲葉一人弁護士・弁護士会ADRセンター JICA東京センター	
12	／ 金	10:00 東京家庭裁判所訪問 12:00		12:30 13:30 意見交換会 記念撮影 14:00 日本の裁判迅速化と検証 17:00	JICA東京 センター泊
13		東京家庭裁判所		山本和彦教授 赤れんが棟	
12	／ 土	休務日			JICA東京 センター泊
14					
12	／ 日	休務日			JICA東京 センター泊
15					
12	／ 月	9:30 調停管理・調停制度 12:00		14:00 調停人トレーニング 17:00	JICA東京 センター泊
16		入江秀晃教授 JICA東京センター		宮武雅子教授 慶應義塾大学	
12	／ 火	10:00 調停経験交流 12:00		14:00 WG活動（課題の整理・今後の活動計画） 17:00	JICA東京 センター泊
17		調停官・調停委員・弁護士会ADRセンター JICA東京センター		JICA東京センター	
12	／ 水	10:00 WG活動（審理の改善に向けた意見交換） 12:00		14:00 発表準備 17:00	JICA東京 センター泊
18		JICA東京センター		JICA東京センター	
12	／ 木	総括質疑及び発表、評価会・修了式		（資料整理）	JICA東京 センター泊
19		JICA東京センター		JICA東京センター	
12	／ 金	成田発（11:00）		ダッカ着（15:30）	
20					

令和6年度バングラデシュ本邦研修 研修参加者名簿

1	ルフル・アミン	
	Mr.	Ruhul Amin
	法律・司法・国会担当省 法務・司法局長	
2	モハメッド・アル・マムン	
	Mr.	Mohammad Al Mamun
	国家法律扶助機構部長	
3	エスケー・モハメッド・トファエル・ハサン	
	Mr.	SK. M. Tofayel Hasan
	最高裁高裁部司法登録官	
4	モハメッド・ファルク	
	Mr.	Mohammad Faruque
	司法行政研修機構研修部長	
5	フォリダ・ヤスミン	
	Ms.	Mst. Farida Yasmin
	クミッタ追加地方判事	
6	シャミマ・パルヴィン	
	Ms.	Shamima Parvin
	ノルシンディ追加地方判事	
7	モハメッド・イマン・ハサン	
	Mr.	Md Imam Hasan
	クミッタ共同地方判事	
8	モハメッド・レゾアンヌジャマン	
	Mr.	Md Rzoanuzzaman
	クシティア共同地方判事	
9	サルマ・アクタール	
	Ms.	Salma Akter
	ポリシャル共同地方判事	
10	マリジア・カトウーン	
	Ms.	Mst Marzia Khatoon
	ポンチョゴール共同地方判事	
11	ロウシヨン・ジャハン	
	Ms.	Rawshan Jahan
	ノルシンディ上級判事補	

12	シュブロット・ゴーシュ・シュボー	
	Mr. Subrata Ghosh Shuvo	
	法律・司法・国会担当省 法務・司法局 上級補佐官	
13	エフエム・シャファヤット・サラム	
	Mr. F.M. Shafayat Salam	
	クミツラ地方法律扶助官	
14	マスマ・カノム・ズティ	
	Ms. Mst Masuma Khanom Zuthi	
	ガイバンダ地方法律扶助官	
15	ムクタ・モンドル	
	Ms. Mukta Mandal	
	ナラヤンガンジ地方法律扶助官	
16	シャツジャトン・ネサ	
	Ms. Shazzatun Nessa	
	コックスバザール地方法律扶助官	
17	ナズムル・カデル	
	Mr. Md Nazmol Kader	
	ノルシンディ弁護士会 弁護士	
18	イスラット・ジャハン	
	Ms. Ishrat Jahan	
	ノルシンディ弁護士会 弁護士	
19	モハメッド・イクバル・ホサイン	
	Mr. Md Iqbal Hossain	
	クミツラ弁護士会 弁護士	
20	マリジア・スルタナ・ポリ	
	Ms. Marzia Sultana Poly	
	クミツラ弁護士会 弁護士	

※民事事件を担当する裁判官は、地方判事 (District Judge)、追加地方判事 (Additional District Judge)、共同地方判事 (Joint District Judge)、上級判事補 (Senior Assistant Judge)、判事補 (Assistant Judge)に分けられます。1～4の方は、地方判事相当、地方法律扶助官 (District Legal Aid Officer)は、上級判事補相当の役職です。

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 原 彰一 (HARA Shoichi)、磯井美葉 (ISOI Miha)

国際専門官 / Administrative Staff 行部 黎 (GYOBU Rei)

JICA長期派遣専門家 / JICA Project Expert 藤岡拓郎 (FUJIOKA Takuro)

令和6年度東ティモール共同法制研究（法案起草能力向上支援）

国際協力部教官

大谷 洋史

前国際協力部教官（現千葉地方裁判所判事）

原 彰 一

国際協力部教官

樋口 瑠 惟

第1 はじめに

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）は、平成14年（2002年）の独立回復後、諸外国、国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めており、現在、「東ティモール司法分野戦略計画2011－2030」等に基づき、東ティモール司法省を中心として、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等に取り組んでいる。

しかしながら、いまだ、制度の基盤、人材、情報、経験等が不足しており、外国人アドバイザーの関与による立法作業、外国人専門家の講義による法曹養成、諸外国及び国際機関の支援を受けた訴訟手続等、諸外国、国際機関等による支援に、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等の大部分を委ねている状況にある。

我が国としても、平成21年（2009年）頃から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みによる支援又は当部の独自支援により、東ティモールに対する法制度整備支援を行ってきた。支援の内容としては、東ティモール司法省法律諮問立法局の幹部職員等を対象とし、東ティモールの優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援を行いながら、法案起草能力の向上を目指すものであり、これまで、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取引取締法、少年法、調停法、不動産所有権の定義のための特別措置法、不動産登記法、地積情報法等を取り上げてきた。その結果として、起草の対象とした法令の一部が成立するとともに、東ティモール司法省において、立法手続に係る基本的知識が習得され、具体的な法案起草に役立てられるなど、支援の成果は着実に上がっている。現在も、当部による支援が継続され、令和6年（2024年）8月の現地出張においては、東ティモール司法省から、引き続き我が国の支援を実施してほしい旨の要望が示された。

第2 本共同法制研究の趣旨

東ティモールに対する当部によるこれまでの継続的な支援により一定の成果が上がり、良い評価を受けている中で、今般、東ティモール側から、①土地関連法案、②個人情報保護法案及び③サイバー犯罪関連法案を対象として、法案起草能力向上支援をしてほしい旨の要望が示された。

これらの中でも優先度が高いものは①土地関連法案であるとのことであるが、東ティ

モールにとって、土地関連法制は、国家の基礎的な基盤に当たり、経済発展及び開発を推進するためにも重要な法制度であり、これまでに不動産所有権の定義のための特別措置法、不動産登記法、地積情報法が施行されたことを踏まえ、その関連法の整備が課題であるため、上記の要望に応えた法案起草能力向上支援を実施することは有益であると考えた。

また、②個人情報保護法案及び③サイバー犯罪関連法案についても、行政部門のデジタル化を含む東ティモールの状況の変化により新たに喫緊の課題になったものであり、当部がこれまで支援してきた土地法等、不動産登記法、地積情報法の実施とも密接に関連する必要不可欠な法制と認められることから、その要望に応えた法案起草能力向上支援を実施することは有益であると考えた。

他方、当部にとって、土地関連法を中心とした我が国の法制度を研究するとともに、東ティモールの法令及び司法制度の状況を把握し、東ティモール司法省関係者と意見交換することは、今後、我が国による東ティモールに対する法制度整備支援の方向性を検討する上で必要であると思われた。

したがって、今回、土地関連法を中心とした共同法制研究を実施することは、東ティモール及び我が国双方にとって、有意義であると考え、東ティモール司法省の要望に応じることとし、本共同法制研究を実施することとした。

以下、本共同法制研究の概要を簡単に報告する。

第3 本共同法制研究の概要

1 全体の概要

本共同法制研究は、令和7年（2025年）1月14日（火）から同月23日（木）までの間、東ティモール司法省の職員6名を我が国に招へいし、東京において、我が国の法制度に関する講義、関係機関に対する訪問及び見学、同機関職員との協議等を実施するとともに、東ティモールの法令及び司法制度に係る情報を収集するものであった。

本共同研究の詳細な日程等については、別紙（別紙1は日程表、別紙2は共同研究参加者名簿）を参照されたい。

2 東ティモール側研究員（以下「研究員」という。）による発表

研究員から、東ティモールにおける土地問題等について発表を受け、研究員と当部教官らとで意見交換を実施した。

3 講義

(1) 「公物法」

亘理格北海道大学名誉教授から、公物法に関する講義を受けるとともに、公物法の基礎理論を踏まえながら、研究員と教授とで、東ティモールの土地関連法案に関

する意見交換を実施した。

(2) 「土地に関する紛争解決手続」

前学習院大学教授、元裁判官の草野芳郎弁護士から、我が国における土地の所有権の所在についての紛争及び境界についての紛争に関する解決手続について講義を受け、東ティモールの土地紛争解決に向けての示唆が与えられた。

(3) その他

その他、国土交通省政策統括官付地理空間情報課地籍整備室の担当官から国土調査事業の講義を受け、法務省刑事局の担当官から、マネーロンダリング・サイバー犯罪捜査の講義を受けたほか、当部大谷教官から日本の土地政策概観に関する講義を実施した。

2 訪問・見学

(1) 個人情報保護委員会

個人情報保護委員会を訪問し、担当官から個人情報保護法の基本に関する説明を受け、東ティモールにおける個人情報保護法制の検討に役立てることができた。

(2) 財務省理財局

財務省理財局を訪問し、担当官から国有財産法、国有財産の管理実務等に関する説明を受け、東ティモールの土地関連法の検討に役立てることができた。

3 協議

支援対象としている土地関連法のうち、主として、公有不動産に関する法制度（大統領令草案：the Bill on Regime Jurídico Domínio Público do Estado）について、協議・意見交換を実施した。

協議に先立って、公物法や国有財産法の講義を受けていたことにより、より深みのある協議をすることができた。

第4 おわりに

本共同法制研究において、東ティモールの司法省職員である研究員は、我が国の公物法、土地に関する紛争解決手続等の講義、個人情報保護委員会及び財務省理財局の訪問及び見学、協議等を実施することにより、法制度の具体的な仕組みについて知見を得て、法案起草能力の向上が図られ、我が国も、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができた。

東ティモールに対する法制度整備支援の在り方として、東ティモールの持続的かつ効果的な発展を確保し、東ティモール及び我が国双方にとって継続的かつ緊密的で有意義な協力関係を構築するためには、基本的で重要な基盤となる法令について、計画の段階から共同法制研究、現地セミナー等で取り扱い、長期的視野に立った活動を実施することが重要であると考えられる。また、法律が成立した後においても、その運用が適切に

行われるよう支援することが重要である。

東ティモールでは、令和4年（2022年）に不動産登記法及び地籍情報法が施行されたとはいえ、必ずしも地籍調査や土地所有権の確定が円滑に進んでいるとは言えない状況であり、依然として、土地関連法の整備や円滑な運用が優先課題となっているため、引き続き日本の不動産関連法制や土地紛争解決に関する情報提供が不可欠である。

東ティモールとの共同法制研究は、前回令和2年（2020年）2月に実施したところ、その後、コロナ禍でしばらく実施することができなかったが、今回約5年振りに実施することができた。全体を通じて、内容は充実し、研究員の評価も高く、東ティモール司法省の法案起草能力の向上が図られ、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができことから、有意義な共同法制研究であった。引き続き、日本の法制度整備支援の伝統である寄り添い型の姿勢を大切にしながら、東ティモールに対する法制度整備支援を継続してまいりたい。

最後に、御多忙の中、本共同法制研究に協力していただいた亘理名誉教授、草野弁護士その他の各講師及び各訪問先関係者の方々、通訳の辻村氏、在日本東ティモール大使館その他の関係者の皆様に、この場を借りて厚く感謝を申し上げたい。



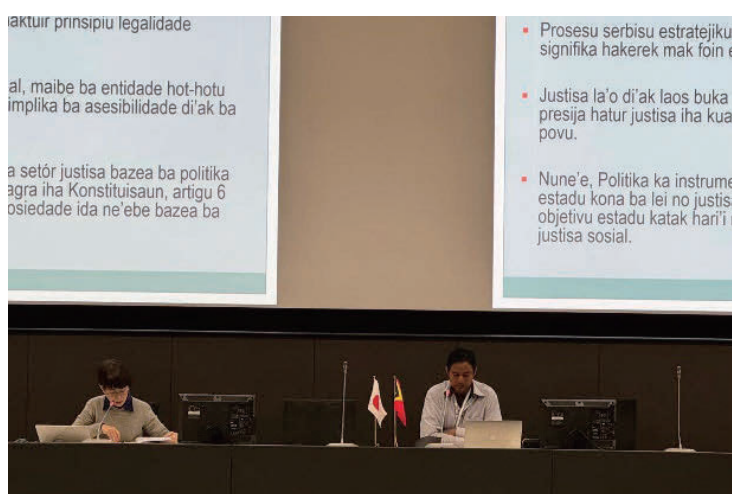
【集合写真】



【講義の様子】



【協議の様子】



【発表の様子】

令和6年度東ティモール共同法制研究日程表

(法案起草能力向上支援)

【令和7年1月13日(月)～23日(木)(移動日を含む。)]

[担当教官:大谷教官、原教官、樋口教官、担当専門官:矢口専門官]

月 日	曜 日	AM	PM	備考
1 ／ 13	月	(ディリ13:20発→デンパサル14:10着)		
1 ／ 14	火	【入国】 (デンパサル0:20発→成田8:50着)	14:00 オリエンテーション IJC	IJC泊
1 ／ 15	水	10:00 [東ティモール側発表・意見交換] 東ティモール土地問題・土地関連法の現状等 IJC	12:00 14:00 [講義] 日本の土地政策概観 (ICD 大谷洋史教官) IJC	17:00 IJC泊
1 ／ 16	木	10:00 [講義] 国土調査事業 (国土交通省地理空間情報課地籍整備室 高壽俊秀係長) 法務省赤れんが棟	12:30 14:30 所長主催意見交換会 法曹会館	15:00 17:00 [訪問] 個人情報保護委員会 中央合同庁舎第7号館 IJC泊
1 ／ 17	金	10:30 [講義] 公物法 (亘理格 北海道大学名誉教授) 法務省赤れんが棟	12:30 14:00 [訪問] 財務省理財局 財務省	17:00 IJC泊
1 ／ 18	土			IJC泊
1 ／ 19	日			IJC泊
1 ／ 20	月	10:00 [講義] マネーロンダリング・サイバー犯罪捜査 (法務省刑事局公安課 丸山真里子局付) IJC	12:00 14:00 [講義] 土地に関する紛争解決手続 (草野芳郎弁護士) IJC	17:00 IJC泊
1 ／ 21	火	10:00 [協議] 土地関連法案に関する協議 IJC	12:00 14:00 [協議等] 土地関連法案に関する協議・総括質疑及び意見交換 IJC	17:00 IJC泊
1 ／ 22	水	【出国】 (成田11:00発→デンパサル17:25着)		デンパサル泊
1 ／ 23	木	(デンパサル9:30発→ディリ12:20着)		

令和6年度東ティモール共同法制研究

1	カルメルンド・ダ・シルヴァ・カエタノ	
	Mr.	Carmelindo da Silva Caetano
	司法省法律諮問立法局課長	
2	アフォンソ・ダ・コスタ・ベロ	
	Mr.	Afonso da Costa Belo
	司法省土地財産局課長	
3	エリオ・ペレイラ・レベロ	
	Mr.	Helio Pereira Rebelo
	司法省法律諮問立法局リーガルドラフター(弁護士)	
4	カルロス・セケイラ・レモス	
	Mr.	Carlos Sequeira Lemos
	司法省司法大臣官房アドバイザー	
5	ホセ・アントニオ・バロス・カルバリオ	
	Mr.	Jose Antonio Barros Calvario
	司法省登録公証局登記官・公証人	
6	ヴィクトル・デ・ファティマ・ヴァーディアル	
	Mr.	Victor de Fatima Verdial
	司法省法律諮問立法局リーガルドラフター	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 大谷 洋史 (OTANI Hirofumi), Professor 原 彰一 (HARA Shoichi), Professor 樋口 瑠惟 (HIGUCHI Rui)

国際専門官 / Administrative Officer 矢口 昌宏 (YAGUCHI Masahiro)

第73回ベトナム法整備支援研修（首相府）

国際協力部教官

村 上 愛 子

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、令和7年2月24日（月）から同年3月5日（水）までの間（移動日を含む。）、ベトナム首相府を対象として、第73回ベトナム法整備支援研修（以下「本研修」という。）を実施した。本稿では、以下、本研修の概要を紹介する。（なお、本研修の詳細な日程及び研修参加者については、別添1（日程表）及び別添2（研修参加者名簿）を参照されたい。）

本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的等

1 ベトナムに対する法制度整備支援の経緯

ベトナムに対する我が国の法制度整備支援は、平成6（1994）年に、法務省がベトナム司法省に対する支援を行ったことをきっかけに始まり、平成8（1996）年には独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「JICA」という。）による技術協力としての法整備支援プロジェクトが開始された。その後、数々のプロジェクトが実施され、令和3（2021）年1月からは、7フェーズ目のプロジェクトにあたる「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」¹（以下「現行プロジェクト」という。）が実施されている。（同プロジェクトの終了時期は、令和7（2025）年12月。）

本研修の対象機関であるベトナム首相府は、ベトナムにおいて行政手続改革や法規範文書（我が国における法令に相当する。）の審査及び整備・運用状況の監督権限を有する行政機関であり、平成27（2015）年の6フェーズ目のプロジェクトからカウンターパート機関に加わり、現行プロジェクトにおいては、行政手続等の見直し、法規範文書の審査の質及び向上に焦点を当てた活動を行っている。ベトナム首相府に対しては、これまでも数回にわたり本邦研修を行っており、今回が通算で4回目の実施（現行プロジェクトにおいては、2回目の実施）となる²。

2 本研修の目的

本研修の参加者は、首相府の行政手続監視局及び法律局の職員が中心であるところ、

¹ ベトナムに対する法制度整備支援に関しては様々な参考文献や資料が存在するが、基本情報を掲載したものとして、「JICA法整備支援に関するポータルサイト（ベトナム）」（<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/index.html>）、河野龍三「ベトナム支援について～概説記事～」ICD NEWS第87号（2021年6月号）23頁以下等を参照されたい。また、現行プロジェクトの概要については、横幕孝介「ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要と現況」ICD NEWS第91号（2022年6月号）11頁以下を参照されたい。

² 首相府に関する過去の本邦研修を紹介したものとして、松尾宣宏「第53回ベトナム法整備支援研修」ICD NEWS第69号（2016年12月号）129頁以下等を参照されたい。

行政手続監視局においては、ベトナム政府における規制改革・行政改革、ベトナム国内の行政手続等の見直し及びデジタル化等の分野について重点的に取り組んでおり、本邦研修の機会に、かかる分野における日本側の知見を提供してもらいたい旨の要望があった。また、法律局からは、ベトナム国内で新たに策定されている民事司法共助等の法律分野について、法律審査能力の向上を図りたいとのニーズが挙げられた。

このような首相府からの要望を受け、「規制改革・行政改革、行政手続等の見直し及びデジタル化」、「法律審査能力の向上」をテーマとして、我が国における法制度や関係機関の取組等の知見を共有するため、本研修を実施するに至った。

第3 研修の内容

1 研修カリキュラムの構成

本研修では、上記テーマに沿って、内閣府規制改革推進室、経済産業省経済産業政策局産業創造課、法務省（民事局参事官、同局民事調整官兼民事監査官及び法務総合研究所国際協力部教官）による各講義、吉牟田剛総務大臣秘書官・大阪大学招へい教授（以下「吉牟田秘書官」という。）及び高橋滋法政大学教授（以下「高橋教授」という。）による各講義及び意見交換の時間を設けたほか、デジタル庁に訪問した。また、研修期間中には、ベトナム側による発表及び現行プロジェクトの成果物取りまとめに向けた協議等も実施した。各講義等の概要は、実施順に以下のとおりである。

2 デジタル庁への訪問及び講義

研修一日目は、各種オリエンテーションを終えた後、ベトナム側の関心が高い行政手続のオンライン化に関して我が国の取組を紹介するため、デジタル庁を訪問した。デジタル庁では、国民向けサービスグループ事業者手続システム整理班の栗田竣介氏より、行政手続等のオンライン化に向けた取組の概要及び背景、オンライン化に向けた調査等、生成AIの活用等について説明を受けた。

3 内閣府規制改革推進室による講義

研修二日目は、首相府から要望のあった分野について、関係機関から講師をお招きして講義を実施した。初めに、同日午前は、内閣府規制改革推進室の佐藤岳文参事官補佐より、規制改革の経緯、規制改革推進会議の構成及び審議の過程、規制改革・行政改革ホットラインの概要等について説明があったほか、規制改革の具体的な取組事例について紹介をしていただいた。

4 民事局参事官による講義

研修二日目の午後は、民事局の北村治樹参事官より、民事局における所管法令の立案、法令の立案過程における法令の整合性及び法令の制定・改廃並びにこれらに伴う整備の実情について説明があったほか、令和6年5月に成立した民法等の一部を改正

する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について、改正に至る背景も含めた解説を行っていただいた。

5 吉牟田秘書官の講義・意見交換

研修三日目は、規制改革や行政改革、行政手続の見直し等について、日本の有識者や研究者による講義及び意見交換を行うこととし、同日午前は、吉牟田秘書官を講師にお招きした。吉牟田秘書官からは、長年にわたる行政での実務経験や学術分野での研究実績を踏まえ、日本政府の概要、規制改革、行政手続改革及び行政改革について、具体例を交えた詳細な説明をいただいた上、ベトナム側からも多くの質問が寄せられた。

6 高橋教授の講義・意見交換

研修三日目の午後は、行政法の著名な研究者である高橋教授より、行政手続法の制定経緯及び概要について、個々の条文の内容及び趣旨等を踏まえた網羅的な説明をいただいた上、行政手続の定義等について、充実した意見交換が行われた。

7 民事局民事調整官兼民事監査官による講義

研修四日目は、二日目と同様、首相府からの個別のニーズに基づく知見を提供するため、関係機関による講義を実施した。この日の午前は、民事局の三枝稔宗民事調整官兼民事監査官による、行政機関間の登記情報連携、法務局業務の電子化等に関する講義を実施した。三枝調整官からは、不動産登記簿等の電子化、登記情報連携システム等について、紙媒体からオンライン化への移行といった実務における取扱いの変化も交えた説明をいただいた。

8 経済産業省経済産業政策局産業創造課による講義

研修四日目の午後は、経済産業省経済産業政策局産業創造課の勝部総介係長より、「事業者単位」の規制改革制度として、グレーゾーン解消制度、規制のサンドボックス制度及び新事業特例制度に加え、スタートアップの制度利用を促す仕組み等について、具体的な例を交えた説明をいただいた。

9 ベトナム側発表及びプロジェクト成果物の取りまとめに向けた協議

本研修の終盤にあたる研修五日目は、当部がオフィスを構える東京都昭島市の国際法務総合センターにおいて、研修を実施した。同日午前は、団長であるグエン・ズイ・ホアン行政手続監視局副局長（当時。現在は同局長。以下「ホアン団長」という。）及びグエン・フン・フェ同局課長より、「行政手続規制改革の結果、方向性及び2025年における優先的協力に係るいくつかの提案」というテーマによるプレゼンが行われた。その中では、ベトナムにおける行政手続の見直しの実情、行政手続改革

の方向性、プロジェクト実施の結果及び協力の提案について説明があり、ベトナム国内で進められている行政手続のオンライン化についても紹介があった。

そして、「プロジェクト成果物の取りまとめに向けた協議」では、JICAプロジェクトにおいて首相府の活動を担当している大西宏道専門家（法務省民事局出身。以下「大西専門家」という。）が進行役を務め、研修参加者との間で、現行プロジェクトの活動についての振り返りを行うとともに、プロジェクトの取りまとめに向けた具体的な協議を行った。

10 民事司法共助に関する法制に関する講義

本研修の最後の講義として、首相府法律局より関心分野として挙げられた「民事司法共助に関する法制について」の講義を行った。外務省への出向経験のある高橋一章教官（当時）から、国際送達及び国際証拠調べについて、国家間での条約や条約を踏まえた国内法の整備、各手続や関係機関等について詳しい説明があった。

11 研修カリキュラム全体を振り返って

研修期間中は、ほぼ全ての講義において質疑応答の時間が不足するほど研修参加者から質問が寄せられ、質疑応答は大いに盛り上がった。研修参加者からは、「質問の時間がもっとあればなお良かった。」という要望が毎回寄せられるほどであり、日本の制度や実務を熱心に調査・研究しようとする意欲がうかがわれた。

特に、デジタル庁、内閣府規制改革推進室、経済産業省の講義では、ベトナム国内においても各講義で紹介のあった日本の制度と類似する取組を実施中又は実施に向けて検討中ということもあり、それらの制度を担当する行政手続監視局の職員から、ベトナムの制度の紹介や日本の制度との違い等について具体的な言及があった上、様々な質問が寄せられた。例えば、内閣府規制改革推進室の講義では、「規制改革について海外の企業から提案を受ける場合はあるか。」、「規制改革・行政改革ホットラインを通じて寄せられた提案が実際の規制改革等に結びついたケースは何件くらいあるのか。」等の質問があったほか、経済産業省の講義では、「グレーゾーン解消制度を活用したものの、法律に抵触し、何らかの損害が発生した場合、責任の所在はどうなるのか。」、「規制のサンドボックス制度及び新事業特例制度について適用できない分野はあるか。」等の質問があった。これらの質疑応答におけるやりとりを通じて、ベトナム側において、外国投資や国際競争力の強化を主たる目的の一つとして規制改革を進めていることや、実際の制度設計について日本からの具体的な知見を求めていることなどを再認識することができた。

第4 おわりに

本研修に関する研修参加者のアンケートには、本研修で多くの新しい知識を学ぶことができ、業務に役立つものであったとの意見が多く、満足度の高さがうかがわれた。特

に、ホアン団長は、本研修の所感として、要旨、「ベトナムの行政手続で用いられる国家のデータベースの正確性をいかに保つかといった点や、行政手続のオンライン化について深く学ぶことができ、有意義であった。」と述べており、効果的な研修を実施することができたと考える。このようにベトナム側の関心に応える内容の研修が実施できた理由としては、大西専門家が首相府のニーズを適切に把握し、これを基に研修内容について長期専門家と担当教官が十分に意見交換をすることができたこと、吉牟田秘書官、高橋教授ら著名な先生方に加え、他省庁の協力も仰ぎ、ベトナム側の問題意識を十分に汲み取った内容の講義を実施できたことが挙げられる。当部としては、今後も引き続き、長期専門家との連携を密に行い、現地活動も含めプロジェクトの活動を後方支援していきたい。

もっとも、首相府行政手続監視局の関心分野は広く行政分野一般に及ぶことから、法務省のみで全てのニーズに対応することは困難である。したがって、当部としては、法務省の有する知見・人材を最大限活用しつつ、さらに、他の関係省庁や民間、研究者等にも幅広く協力を仰ぎ、支援の内容を更に充実させる必要があると感じた。

最後に、本研修で講師を務めていただいた先生方及び関係省庁の担当者の方々、大西専門家、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、この場をお借りして、心より御礼を申し上げたい。本研修の成果としての知見の共有が、今後のプロジェクト活動の取りまとめやベトナムにおける法制度の整備等に活用されることを期待するとともに、残り1年をきった現行プロジェクトの成功と法務・司法分野における日越の協力関係が今後も発展することを心より願ってやまない。



【吉牟田秘書官による講義の様子】



【ベトナム側発表の様子】



【集合写真（法務省赤れんが棟）】

別添 1

第 7 3 回ベトナム法整備支援研修（首相府）
【令和 7 年 2 月 2 4 日（月・祝）～ 3 月 5 日（水）（移動日を含む。）】
[担当：村上教官、矢口国際専門官]

月 日	曜 日	午前	休憩等	午後	備考
2 月 24	祝	【入国】 空港着			JICA東京セン ター泊
2 月 25	火	9:30 11:30 JICAオリエンテーション	12:00 ICDオリエン テーション	14:00 16:00 【視察・講義】 デジタル庁 国民向けサービスグループ事業者手続システム整理班 栗田竣介 「行政手続のオンライン化について」	JICA東京セン ター泊
2 月 26	水	10:00 12:00 【講義】 内閣府規制改革推進室 佐藤岳文 参事官補佐 「規制改革推進の仕組み、最近の動向等について」	【意見交換・写真撮影】 森本所長、建元部長	15:00 17:00 【講義】 民事局 北村治樹 参事官 「民事基本法の法案策定過程について」	JICA東京セン ター泊
2 月 27	木	9:00 12:00 【講義・意見交換】 吉牟田剛 総務大臣秘書官・大阪大学招へい教授 「規制改革、行政手続改革、行政改革等について」		14:30 17:00 【講義・意見交換】 高橋滋 法政大学教授 「行政手続の規制に関する法制について」	JICA東京セン ター泊
2 月 28	金	10:00 12:00 【講義・意見交換】 民事局 三枝稔宗 民事調整官兼民事監査官 「行政機関間の登記情報連携、法務局業務の電子化等につ いて」		14:00 16:00 【講義】 経済産業省経済産業政策局産業創造課 勝部総介 係長 「グレーゾーン解消制度、規制のサンドボックス制度、新事業実証制度等 について」	JICA東京セン ター泊
3 月 1	土				JICA東京セン ター泊
3 月 2	日				JICA東京セン ター泊
3 月 3	月	10:00 12:00 【ベトナム側発表】		13:30 15:30 16:00 18:00 【意見交換】 「プロジェクト成果物取りまと めに向けた協議」	JICA東京セン ター泊
3 月 4	火	10:00 12:00 【総括質疑】		【評価会・修了式】	JICA東京セン ター泊
3 月 5	水	【出国】 空港発			

第73回ベトナム法整備支援研修(首相府)

1	グエン・ズイ・ホアン
	Mr. NGUYEN Duy Hoang
	首相府行政手続監視局副局長
	Deputy Director General, Administrative Procedures Control Agency, Office of the Government
2	グエン・フン・フェ
	Mr. NGUYEN Hung Hue
	首相府行政手続監視局課長
	Head of Division, Administrative Procedures Control Agency, Office of the Government
3	グエン・ティ・チャー・レー
	Ms. NGUYEN Thi Tra Le
	首相府行政手続監視局課長
	Head of Division, Administrative Procedures Control Agency, Office of the Government
4	グエン・マイン・クオン
	Mr. NGUYEN Manh Cuong
	首相府行政手続監視局職員
	Official, Administrative Procedures Control Agency, Office of the Government
5	ヴ・トゥ・ヒエン
	Ms. VU Thu Hien
	首相府行政手続監視局職員
	Official, Administrative Procedures Control Agency, Office of the Government
6	チュオン・ドゥック・タン
	Mr. TRUONG Duc Thang
	首相府国家行政組織及び公務局上級専門官
	Senior Expert, Department of State Administrative Organization and Civil Service Affairs, Office of the Government
7	グエン・トウイ・トウ
	Ms. NGUYEN Thuy Thu
	首相府法律局主任職員
	Principal Official, Law Department, Office of the Government
8	ホアン・ヴァン・バン
	Mr. HOANG Van Bang
	ハノイ市行政サービスセンター副所長
	Vice President, Hanoi City Public Administration Service Center
9	ファン・トウイ・ズオン
	Ms. PHAM Thuy Duong
	ハイフォン市人民委員会事務局行政手続監視課副課長
	Deputy Head of Division, The Administrative Procedures Control Division, The Office of People's Committee of Hai Phong City
10	ゴ・ティ・ホアン・カック
	Ms. NGO Thi Hoang Cac
	ホーチミン市人民委員会事務局行政手続監視部課長
	Head of Division, Administrative Procedures Control Department, The Office of the People's Committee of Ho Chi Minh City

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 村上 愛子 (MURAKAMI Aiko)

国際専門官 / Administrative Staff 矢口 昌宏 (YAGUCHI Masahiro)

第1回日フィジー共同研究の実施

前国際協力部教官（現千葉地方裁判所判事）

原 彰 一

国際協力部教官

村 上 愛 子

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、令和7年3月11日（火）から同月23日（日）まで（移動日を含む。）の日程で、フィジー共和国（以下「フィジー」という。）から法務・司法関係者を招へいして、第1回目となる日フィジー法務・司法制度共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。本共同研究の詳細な日程等は、別添（別添1は日程表、別添2は参加者名簿）を参照されたい。

本稿は、上記共同研究の報告を行うものである。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職らの私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本共同研究の実施に至った背景

当部は、これまでフィジーに対して支援をした実績はなかったが、法務省は、法の支配を推進する取組である司法外交の一環として、令和6年1月にフィジーのシロミ・トゥランガ司法長官兼司法大臣（当時）との間で「日フィジー戦略的司法対話」の創設に合意し、また、同年7月に第10回目となる太平洋・島サミット（PALM10）の開催に合わせて、フィジーを含む太平洋島しょ国・地域の法務・司法関係者を招へいして、「法の支配の推進と国際協力」をテーマにシンポジウムを開催するなど、法務・司法分野での関係構築に向けた機運が高まっていた。

そこで、当部においても、フィジーを対象に法務・司法分野での新たな協力関係の構築に向けて法制度整備支援を実施するべく、令和6年7月に上記シンポジウムに参加するために訪日したフィジー司法長官府訟務局長らとの間で協議を実施するとともに、同年10月にフィジーの首都スバに出張し、関係機関を訪問して、各機関の課題等を聴取し、支援ニーズのある分野について調査・協議するなどした¹。

調査・協議の結果、フィジーでは、国の規模が小さいため、法・司法制度の整備が不十分であるとともに、人材が不足しているという点で社会的な脆弱性が存在していることが判明した。具体的には、フィジーは旧英国領であり、古い英国法を参考にした民事訴訟法が運用されてきたが、民事裁判の長期化の問題に十分に対処できておらず、民事

¹ 出張の詳細については、拙稿「フィジー出張報告 ～現地セミナーと関係機関訪問～」ICDNEWS第101号（2025年3月号）129頁以下を参照されたい。同出張では、関係機関との新たな協力関係の構築に当たり、法務総合研究所を代表して瀬戸毅前法務総合研究所長を筆頭に、フィジーの司法長官や司法大臣、最高裁長官等を表敬し、各訪問先で具体的な支援ニーズを聴取した上で、共同研究のテーマ等について具体的な協議を行うとともに、日フィジー間での法務・司法制度の相互理解の醸成を目的とした現地セミナーを実施した。

訴訟法の改正や実務改善を通じた未済事件の滞留の解消が課題となっている。また、人材不足や多数の島が点在しているという地理的な条件を背景に、事務の効率化を図るとともに、市民の司法アクセスや行政サービスへのアクセスを向上させるためにデジタル化が重要な課題となっており、民事裁判や不動産・商業登記、住民登録制度のデジタル化といった分野で支援のニーズがあることがわかった。さらに、司法アクセスの向上との関係では、法律扶助委員会が重要な役割を果たしており、その機能強化やデジタル化（主に裁判所との情報共有の強化）が求められているとのことであった。

以上の支援ニーズに応えるためには、フィジーの関係機関から法務・司法関係者を招へいし、日本側専門家による講義・意見交換、関係機関への訪問等を通じて、民事裁判の長期化対策や民事裁判・行政手続の効率化とデジタル化の現状と課題に関する日本の知見を集中的にインプットするとともに、課題解決に向けた意見交換等を行うことが効果的であると考えられた。加えて、フィジーに対して新たに法務・司法分野での協力関係を構築する途上にあり、これを確実なものにしていくためには、フィジーから法務・司法関係者を招へいすることにより、今後の活動の方向性や支援ニーズについて更に協議を行う必要があると認められた。

以上より、本共同研究の実施に至ったものである。

第3 本共同研究の実施

1 本共同研究のテーマ

本共同研究では、上記のとおり、民事裁判の長期化対策と民事裁判・行政手続の効率化及びデジタル化をテーマに、裁判所、司法長官府、司法省、法律扶助委員会の職員を研究員として招へいし²、フィジー研究員において同国での課題への取組の立案・実施の参考となるよう、講義・意見交換、関係機関への訪問等を通じて日本での取組状況等を紹介することとした。

2 本共同研究の結果概要

本共同研究では、以下のとおり、講義や関係機関訪問等のプログラムを実施した（時系列順に記載）。

(1) フィジー側の発表・意見交換

フィジーの各機関が抱える課題について、各機関の代表者によるプレゼンテーションが実施された³。

² 司法長官府は政府に対する法律アドバイザーであり、訟務、法律アドバイス、法令の起草等の業務に加えて、各種委員会（知的財産事務所を含む。）を所管し、司法省は住民登録（出生、婚姻、死亡の登録）、不動産・商業登記、破産管財等の業務を所管し、法律扶助委員会は民事・刑事の法律扶助等の業務を所管している。

³ 具体的には、裁判所は、裁判のデジタル化の必要に加えて、訴訟遅延の問題に関し、その要因を組織運営的な要素（人材やインフラの不足、組織の非効率性等）、民事手続の複雑さ（証拠開示を巡る争い、各種申立てと中間上訴、専門訴訟等）、当事者側に起因する要素（当事者主導の手続、手続を悪用したり、不熱心な代理人等）、裁判官に起因する要素（事件負担の重さ、判断の統一性の欠如等）に分けて、それぞれに対策が必要であることを指摘していた。また、司法長官府は、各業務における人材育成やデジタル化等の支援を求めている。司法省は、各業務において登録や検索の作業がマニュアルで記録のデジタル化にニーズがあり、法律扶助委員会は、既にデジタル化に向けた取組が一部進められているが、インフラの不足に加えて、デジタル技術を活用できる人材の確保やデータセキュリティに課題があるとの

- (2) 担当教官による当部の活動と日本の司法制度（裁判・調停）に関する導入講義
導入講義として、村上教官において当部の実施する法制度整備支援に関する概要（特に当部の支援が、資金協力や機材供与ではなく、技術協力であること）を説明するとともに、原教官（当時）において日本の司法制度（裁判・調停）に関する概要を説明した。

- (3) 大阪大学高原知明教授による裁判の迅速化に向けた民事訴訟法の改正等に関する講義

高原教授には、フィジーの民事規則委員会による民事訴訟法改正案の最終報告書に基づき、裁判の迅速化に向けた重要な課題として、主に事件管理と中間上訴への対応について講義いただいた。特に、英米法型の審理（陪審裁判を念頭にトライアル前の手続を当事者が主導し、裁判官は限定的に関与）と大陸法型の審理（裁判官が事実認定と法律判断を行い、裁判官が審理を主宰）との差異を踏まえながらも、英米法型でも審理の遅延を招かないよう裁判官が手続の早期から関与し、事件を管理する必要性が高まっていることを指摘し、中間上訴についても、日本では、文書提出命令に裁判官が適切に対応し、任意開示を促すことで中間上訴の問題が生じないよう実務で工夫がされていることなどが紹介された。

- (4) 大阪高等裁判所・地方裁判所訪問

大阪高等裁判所では、菅野雅之長官を表敬する機会を得て、互いの司法制度の異同や民事裁判の迅速化、デジタル化の課題等について有益な意見交換をすることができた。

また、大阪地方裁判所では、民事裁判のデジタル化の紹介として、ウェブ弁論準備手続期日を傍聴するとともに、ウェブ弁論期日や裁判所に導入されている事件管理システムを実演いただいた。加えて、裁判官に、デジタル化に向けた取組の経過と今後の予定（令和8年5月までに開始される、訴訟記録の電子化等が導入されるフェーズ3）について概要を説明いただくとともに、デジタル化のメリットやデメリット等についてフィジー研究員との間で意見交換をしていただいた。

- (5) 京都弁護士会訪問

京都弁護士会では、同府内での司法過疎対策や法テラス京都事務所の活動、弁護士会によるADRの取組等について概要を説明いただくとともに、施設を見学した⁴。

- (6) 法テラス（本部）訪問

法テラスでは、法テラスの概要、組織及び業務内容（情報提供業務、民事法律扶助、刑事分野の法的支援、司法過疎対策及び犯罪被害者支援等）につき説明いただくとともに、施設見学や理事長を表敬する機会を得た。

ことであった。

⁴ 京都弁護士会訪問については、当部の磯井美葉調査員に調整いただくとともに当日同行いただいた。

(7) 昭島市役所訪問

昭島市役所では、副市長を表敬するとともに、住民登録及び戸籍事務の概要やデジタル化に向けた取組を説明いただき、実際に担当部署での業務の様子やデジタル化の取組状況を見学した。

(8) 東京法務局訪問

東京法務局の訪問時に、当部の大谷洋史教官において不動産登記・商業登記の申請手続について概要を説明した後、実際に各登記の担当部署での業務の様子やデジタル化の取組状況を見学した。

(9) フィジー側発表（振り返り）及び次回テーマについての協議

本共同研究の最後のコマで、共同研究の振り返りとして、フィジー側に本共同研究で学んだことなどを発表してもらったところ、総じて幅広い知識・経験を得ることができ、これを今後の指針としてフィジーでの取組に活用したい旨の前向きな評価であった⁵。

また、次回のテーマとして興味がある分野について協議したところ、民事・刑事に関わらず様々な意見が出され、例えば、被害者（犯罪や災害の被害者、国家による賠償等様々なものを含む。）についての支援制度や実効的救済をテーマにするのが良いとの意見があった。

3 その他

本共同研究において、研究テーマに関する講義や関係機関への訪問の他にも、相互理解や交流を深めるために、法務総合研究所の森本加奈所長や大臣官房国際課との意見交換、フィジー大使館への訪問⁶等を実施した。

4 総括

フィジーとの共同研究は、令和6年度から実施に向けて始動し、フィジーのスバに出張するなど協議を重ね、年度内で企画・立案から実施にまで至ることができ、担当者とする感慨深いものがある。また、本共同研究は、約30年にわたり法制度整備支援を実施してきた当部がアジア地域以外の国に法制度整備支援を実施したおそらく初めての事例であり、当部にとっても特別な出来事であったといえる。他方で、初めての試みであることにより、適切なテーマの選定等、様々な困難にも直面した⁷。

⁵ 具体的には、日本の民事裁判について、コモンローと大陸法の違いはあるが、明確な手続きを確立している、効率的で整然としている、デジタル化が推進されている、調停の利用が活発であるなどの肯定的な評価が多く、フィジーにおいて裁判官が事件管理をしっかり行うことや手続の効率化と簡素化、ADRの推進が重要との指摘があった。また、日本では様々な機関でデジタル化が進んでいるとともに、デジタル化に向けて段階的に移行するプロセスも学びになったなどの指摘があった。

⁶ フィジー大使館では、フィジーの伝統的な風習である「カバの儀式」を体験することができた。これは、カバと呼ばれるコショウ科の木の根を粉末状にしたものを水に溶かした液体を参加者が回し飲みしながら談笑するというものであり、フィジーでは一般的な行事で、週1回程度の頻度で友人や知人等が集まり実施されているとのことである。フィジーは人口が少なく、コミュニティが狭いため、互いに何らかの関わりがあるということが多く、人と人との繋がりを非常に重視する文化のようである。

⁷ 特に、法制度が英米法系であるだけでなく（もっとも、当部の支援対象国でもバングラデシュ、スリランカといった英米法系の国はある）、文化・習慣、宗教の差異、日本に対する認知度、法制度に関する情報の少なさなど、これまで

もっとも、本共同研究は、最後の振り返りのコマで概ね高い評価を得ることができたように、研修参加者において学びの多く、満足度の高いものとすることができ、協力いただいた講師の先生方や関係機関の方々のご尽力により、所期の目的を達成して、成功裡に終わることができたと思われる。

また、本共同研究では、初回の共同研究であることを踏まえて、テーマや対象機関を絞り過ぎないようにある程度幅広く取り扱ったが、今後は、今回のテーマを深掘りしたり、対象機関を変えて新たなテーマを扱うことも考えられ、本共同研究の最後のコマで意見が出された被害者を巡る支援制度や実効的権利救済をテーマにすることも一案である。いずれにしても、フィジー側のニーズに応えるものである必要があることは当然のこととして、限られたリソースの中で支援を実施する以上、日本型支援の強みを活かして、継続的な支援を実施することで一定の成果が見込まれるかなどの観点から、適切な支援分野を選定することが求められるように思われる。今後のフィジーに対する法制度整備支援の展開及び日フィジーの法務・司法分野における協力関係の更なる発展に期待したい。

最後に、本共同研究にご協力いただいた講師の先生方、ご多忙の折に訪問を快く受け入れていただいた関係機関の方々に、この場を借りて厚く御礼申し上げる。

以 上

の支援対象国と異なる点が多かったように感じた。宗教については、キリスト教が多く、日曜に教会礼拝を希望する方やイースター（復活祭）前の断食期間を理由に肉食を避ける方がいた。アルコールを飲まない方が多く、聖餐（Communion）で飲まれている赤ワインだけは飲むという方がいた。また、神社仏閣への関心が薄く、他の宗教施設を避けているようにも感じられた。食事面では、もともと体格の大きい方が多く、食の欧米化が進んでいるようであった。



【集合写真（大阪大学訪問）】



【訪問時の様子（京都弁護士会）】



【集合写真（昭島市役所）】



【集合写真（法テラス本部）】



【意見交換の様子（大臣官房国際課）】



【集合写真（法務省赤れんが棟）】

令和 6 年度フィジー共同研究日程表
【令和 7 年 3 月 1 1 日（火）～3 月 2 3 日（日）（移動日を含む。）】

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
3 ／ 11	火	【出国】 19:30 発（スパ）⇒20:00 着（ナンディ）、23:50 発（ナンディ）			機中泊
3 ／ 12	水	【入国】 6:10 着（成田）	11:00 12:00 オリエンテーション IJC		国際法務 総合センター （IJC）
3 ／ 13	木	10:00 12:00 【フィジー側発表・意見交換】 訴訟遅延の原因と解消に向けた取組、デジタル化に向けた 課題 IJC		14:00 16:00 【導入講義】 法務省・ICD、司法制度（裁判・調停）の概要説明 IJC	IJC
3 ／ 14	金	10:30 12:00 【訪問】 国際課（法務・司法分野で協力関係の構築） 国際課	12:15 13:45 所長主催意見交換会 + 記念撮影 法曹会館	14:00 15:00 【訪問】 フィジー大使館 フィジー大使館	IJC
3 ／ 15	土	休務日			IJC
3 ／ 16	日	休務日（移動日）			大阪
3 ／ 17	月	10:00 12:00 【講義・意見交換】 高原知明教授 裁判の迅速化に向けた民事訴訟法改正等 大阪大学		14:00 17:00 【訪問】 大阪高等裁判所（長官表敬）、大阪地方裁判所（裁判のデ ジタル化・迅速化に向けた取組） 大阪高裁・地裁	大阪
3 ／ 18	火	10:00 12:00 【訪問・講義】 京都弁護士会（地方弁護士会の概要及び司法アクセス、 A D R、法曹連携に関する説明） 京都弁護士会		（東京への移動）	IJC
3 ／ 19	水	10:00 12:00 【訪問】 法テラス（司法アクセス向上に向けた取組） 法テラス本部		15:00 17:00 【訪問】 昭島市役所（市長表敬・行政サービスのデジタル化） 昭島市役所	IJC
3 ／ 20	木	休務日			IJC
3 ／ 21	金	10:15 12:00 【訪問】 東京法務局（不動産・商業登記業務のデジタル化） 東京法務局		14:00 17:00 【発表・意見交換】 フィジー側発表及び次回テーマに向けた協議 共用会議室	IJC
3 ／ 22	土	【出国】 16:30 発（成田）			機中泊
3 ／ 23	日	【帰国】 4:20 着（ナンディ）、6:30 発（ナンディ）⇒7:00 着（スパ）			

令和6年度フィジー共同研究

1	セニレンバ リア トウランガ ティー ワンガイナンベテ レバジ	
	Hon.	Senileba Lia Turaga T Waqainabete Levaci
	フィジー共和国高等法院陪席判事	
2	スフィア ファジラト ハムザ	
	Ms.	Sufia Fazilat Hamza
	フィジー共和国上級駐在判事	
3	チェセ ンディンバウ ンドロヴァ	
	Ms.	Jese Dibau Drova
	フィジー共和国司法長官府上級法務官	
4	チョセファ マイナボラウ	
	Mr.	Josefa Mainavolau
	フィジー共和国司法長官府司法官	
5	コリン ソワニ ヤンバキ	
	Mr.	Collin Sowani Yabaki
	フィジー共和国司法省法人業務部長	
6	アンディ ケララ ロコレンバ キンディンドゥロモ	
	Ms.	Adi Kelera Rokoleba Kididromo
	フィジー共和国司法省副登記官	
7	セレマイア クルロ ワンガイナンベテ	
	Mr.	Seremaia Kurulo Waqainabete
	フィジー共和国法律扶助委員会会長	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 原 彰一 (HARA Shoichi)、村上 愛子 (MURAKAMI Aiko)

国際専門官/International Affairs Officer 行部 黎 (GYOBU Rei)

モンゴル共同研究（モンゴル国立法律研究所）

国際協力部教官

後 藤 圭 介

大 谷 洋 史

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2025年3月19日（水）から同月28日（金）までの日程（移動日を含む。）で、モンゴル国立法律研究所（The National Legal Institute of Mongolia、以下「NLI」という。）エルデム・オンドラフ・フレルバータル所長ら6名を招へいして、法務総合研究所やデジタル庁（東京パート）及び九州大学や福岡地方裁判所などの法曹三機関（福岡パート）において、モンゴル共同研究を実施した。本共同研究の詳細な日程等については、別紙（別紙1は日程表、別紙2は共同研究参加者名簿）を参照されたい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、全て当職らの私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 共同研究実施の背景及び目的

- 1 法務総合研究所は、2021年8月に、NLIとの間で、「意見交換、情報共有、セミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、法・司法分野での人材育成のための協力関係を推進し強化する」ことを協力範囲とする協力覚書（MOC）を締結した。

NLIは、主な業務として、国家的な法律の方針策定や法的サービスの改善に関して法務・内務省に助言するための研究・調査、国民に対する法学教育、法科大学院教員や法律実務家・法行政機関職員に対する研修のほか、法令起草や統一法情報システムの運用のデジタル化を含む法令データベースの作成・管理、法令等に関する公刊物の発行等が含まれている。

法務総合研究所国際協力部（ICD）は、上記MOC締結後、5回にわたって両国の刑事司法制度の比較等のワークショップを実施するとともに、2023年2月には、日本、モンゴル、ウズベキスタン3か国による刑事司法関連統計共同研究を実施してきたところであるところ、今後のNLIとのさらなる協力関係を強化するべく、NLIから所長及び主任研究員を招へいし、共同研究を実施することとした¹。

- 2 本共同研究では、上記NLIの業務内容及び近時のワークショップのテーマや上記

¹ NLIとのMOC締結に至る経緯や過去のワークショップの概要等については、河野龍三「モンゴルNLIとのオンライン・ワークショップ（～MOCに基づく活動の一環として～）」ICD NEWS第89号（2021年12月号）113頁以下、庄地美菜子「モンゴルにおける現地セミナーの開催について」ICD NEWS 第94号（2023年3月号）95頁以下、拙稿「モンゴル出張報告～現地ワークショップの開催と今後の支援の方向性～」ICD NEWS第99号（2024年7月号）161頁以下を参照されたい。

刑事司法関連統計共同研究の内容に鑑み、検察官や法務省職員に対する研修業務を所管する法務総合研究所研修各部や犯罪白書の発刊を所管する同所研究部の業務や、法制事務のデジタル化に取り組んでいるデジタル庁の業務等の我が国の知見を共有し、研究員との意見交換を実施することとした。

また、N L Iの主任研究員は、モンゴル国立大学法学部を卒業し、将来モンゴルにおいて法曹三者として活躍する可能性がある者が在籍していることから、同大学法学部と協定を締結し、これまでI C Dが実施してきたモンゴル商法典起草共同研究でも協力関係にある九州大学のほか、N L Iの研究員を経てモンゴル国弁護士として活躍し、福岡県の弁護士事務所で法律顧問をしているサランゲレル・バトバヤル氏や福岡県に所在する法曹三者の協力を得て、我が国における法曹養成制度の一端を担う大学院の法曹養成制度や法曹三者の業務内容等の知見も共有することとした。

第3 本共同研究の内容

本共同研究では、以下のとおり、講義及び関係機関訪問等を行った（時系列順に記載）。

1 東京パート①～大谷洋史I C D教官によるI C Dの業務に関する講義

大谷教官において、I C Dの構成や、法制度整備支援の3つの基本的な柱、法制度整備支援の主な内容のほか、日本の法制度整備支援の特徴（寄り添い型支援等）など、I C Dの業務内容に関する講義を行った。

2 東京パート①～法務総合研究所研究部訪問

法務総合研究所研究部訪問では、オンドラフ所長によるモンゴル犯罪白書の概要に関する発表、青木朝子研究部統括研究官による研究部の業務に関する講義、施設見学及び野原一郎研究部長や青木統括研究官等との意見交換を行った。

(1) オンドラフ所長によるモンゴル犯罪白書の概要に関する発表

オンドラフ所長において、モンゴル犯罪白書が国家政策や法案の作成のほか、学術研究の文献等に活用されていること、2022年度版の犯罪白書と日本の犯罪白書を参考に内容を改善した2023年度版の犯罪白書の構造の比較、2023年度版の犯罪白書の特徴等、モンゴル犯罪白書の概要に関する発表が行われた。

(2) 青木統括研究官による研究部の業務に関する講義

青木統括研究官において、研究部が刑事政策に関する総合的な調査研究を実施しており、その成果物として、犯罪白書を毎年発刊しているほか、個別の研究結果を「研究部報告」として発刊していること、英文資料の説明、研究部の調査研究活動の流れ、犯罪白書の特集部分のテーマと研究部報告のテーマに関する説明、研究部が実施する研究のテーマ決めの方法や研究の成果の発表方法、犯罪白書及び研究部報告の利用状況など、研究部の業務内容に関する講義を行っていただいた。

青木統括研究官は、講義において、事前にN L I 側から寄せられた「犯罪白書の特集部分のテーマ（トピック）の選定方法」、「犯罪白書発刊に至るまでのワークプランの策定方法」、「犯罪白書作成チームの業務分担」、「各種統計機関からの統計データの収集方法等」及び「収集した各統計データの不整合に対する対応等」に関する質問に答えていただいたが、共同研究の参加者は、青木統括研究官の説明に傾きながら聞き入っていたり、新たに感じた疑問について質問したりするなど、高い関心を示していた。

(3) 研究部施設見学

施設見学では、研究部職員の執務室や、過去の犯罪白書を作成する際に収集した統計データや作成資料の保管棚等を見学した。

この施設見学においては、作成途中の犯罪白書の本文や図表のファイル等を見せていただきながら、犯罪白書発刊に至るまでの一連の作業状況を理解してもらうことができた。

(4) 野原部長や青木統括研究官等との意見交換

共同研究の参加者からは、日本の犯罪白書の政策への活用状況や、研究部報告の他に、個別研究として、短期間で終える研究等の実施の有無、研究部職員のバックグラウンドに関する質問のほか、英文資料の翻訳方法や図表作成に使用するソフトに関する質問など、多岐にわたる質問がなされた。

また、研究部の職員からも、日本の犯罪白書を踏まえて改善した2023年度版のモンゴル犯罪白書の国内での評価のほか、犯罪発生率が大幅に増加した理由（刑法・刑事訴訟法改正に伴い、行政罰から刑事罰に変更されたことも増加原因の一つ）などの質問がなされた。

意見交換を含む研究部訪問を通じて、日本とモンゴルのそれぞれの犯罪白書に関する理解を深めることができただけでなく、研究部とN L I との業務内容に関する理解も深めることができた。

3 福岡パート

福岡パートでは、我が国における法学教育や法曹養成、法曹三機関の業務内容についての知見を提供することを目的として、九州大学伊都キャンパス、福岡地方裁判所、福岡地方検察庁及び福岡県弁護士会を訪問し、表敬訪問、施設見学、講義及び意見交換を行った。

(1) 九州大学伊都キャンパス訪問

九州大学伊都キャンパス訪問では、石橋達朗総長を表敬訪問して、今後の協力関係に関する意見交換を行ったほか、徳本穰法学部長・法学研究院長・法学府長による講義を行っていただいた。

徳本教授の講義では、九州大学の法学部、大学院（法学研究科等の修士課程及び博士課程）及び法科大学院における各法学教育を中心に講義していただいたほか、

我が国の法曹養成についてもご説明いただいた。

(2) 福岡地方裁判所訪問

福岡地方裁判所では、刑事事件（覚醒剤取締法違反）を傍聴させていただくとともに、質疑応答のほか、書記官室や大法廷等の施設を見学させていただき、日本の刑事裁判制度や裁判官の職務内容等について理解を深めてもらうことができた。

(3) 福岡地方検察庁訪問

福岡地方検察庁では、高岡重行前総務部長（現刑事部長）において、日本の刑事手続や検察官の役割等に関する講義を行っていただいたほか、司法面接室や記録倉庫等の施設見学や澁谷博之検事正を表敬する機会を得た。

高岡部長の講義では、共同研究の参加者から、不起訴処分や控訴に関する質問や刑事事件の捜査公判以外の検察官の業務に関する質問等がなされるなど、高い関心が示された。

また、司法面接室の見学でも、児童虐待事案等の被害者である児童の心理的負担に配慮した面接に取り組んでいることなどについて、日本の検察庁の取組について興味深く見学してもらうことができた。

(4) 福岡県弁護士会訪問

福岡県弁護士会では、松井仁弁護士において、我が国の弁護士業務に関する講義を行っていただいたほか、当日弁護士会で開催されていたジュニアロースクール（中学生や高校生を対象とした法教育活動）の見学等を行わせていただいた。

このジュニアロースクール（テーマ：刑事事件の模擬裁判）の見学では、時間の都合でプログラムの一部しか見学できなかったにもかかわらず、多数の共同研究の参加者から、様々な質問がなされるなど、福岡県弁護士会における学生に対する法教育活動についても興味深く見学してもらうことができた。

4 東京パート②～デジタル庁訪問

デジタル庁を訪問し、尾谷祐樹省庁業務サービスグループ主査において、日本における法令データ整備、法制事務のデジタル化の取組に関する講義を行っていただいた。

講義においては、e-LAWS（法制執務業務支援システム）やe-Gov法令検索の概要のほか、e-LAWS法令データ更新の業務フロー、法制事務のデジタル化等について、詳しく説明いただくことができ、共同研究の参加者には、我が国の取組について理解していただけたと感じた。

5 東京パート②～法務総合研究所研修各部による講義・意見交換

本共同研究の最後の講義として、法務総合研究所研修各部（第一部、第二部、第三部）より、それぞれの部による研修の概要について、ご説明いただいた。

研修第一部の講義は、渡邊ゆり部長において、検事に対する研修の概要について、

研修第二部の講義では、鵜野澤亮前部長（現東京高等検察庁検事）において、副検事研修・検察事務官研修及び保護局関係研修の概要について、研修第三部の講義では、金久保拓郎教官において、法務局職員に対する研修の概要について、それぞれご説明いただいた。

それぞれの講師には、時間の都合もあり、短時間でご説明いただいたが、説明資料を工夫していただいた結果、それぞれの研修内容について、理解を深めてもらうことができた。

6 その他

本共同研究において、上記の各講義や施設見学のほかにも、法務総合研究所の森本加奈所長との意見交換を実施し、MOCを締結している両機関の相互理解を深めてもらうことができた。

第4 総括

モンゴルとの共同研究は、これまで商法典起草に関する共同研究をこれまで4回実施してきたが、NL Iを対象とした共同研究は、上記の刑事司法関連統計共同研究以来のことであり、充実した共同研究となるよう、講義内容や訪問先を選定し、実施にこぎ着けることができた。

その結果、共同研究の参加者からは、本共同研究で多くを学ぶことができ、執務に活かしたい旨のコメントを複数いただくことができ、講義や施設訪問を始めそれぞれのプログラムの内容について、十分な達成感を得てもらうことができたのではないかと感じている。

また、今回の共同研究の参加者には、若い主任研究員が複数参加しており、これらの参加者に、法務総合研究所の業務内容や法曹三者の業務内容について理解していただけたのであれば、これらの参加者による今後のNL Iの業務やモンゴルの法曹社会に良い影響を及ぼすことが期待できる。

このように、本共同研究の内容は、共同研究の参加者の関心に十分に応えており、その目的を達したといえる。

最後に、今回の研修に御協力いただいた講師の先生方、ご多忙の折に訪問見学を快く受け入れていただいた関係機関の方々、そして、各訪問先に同行して通訳を務めていただくなど、全面的にサポートしていただいたバトバヤル先生に、この場を借りて改めて御礼を申し上げる。



【全体の写真】



【オンダラフ所長の発表の様子】



【講義の様子】

別紙1

令和6年度 モンゴル共同研究日程表
 (モンゴル国立法律研究所(NLI))
 【令和7年3月19日(水)～3月28日(金) (移動日を含む。)】
 [担当: 後藤教官、大谷教官]

月 日	曜 日	午前	休憩等	午後	備考
3	／ 水			16:00 17:00	都内泊
19				【講義】「ICDの業務」 大谷教官 法総研浦安	
3	／ 木	休務日			都内泊
20					
3	／ 金	10:00 12:00		14:00 17:00	都内泊
21		【講義】「研究部の業務について」 青木統括研究官 法総研浦安	【見学・意見交換】法総研研究部 法総研浦安		
3	／ 土	休務日			都内泊
22					
3	／ 日	移動日 東京⇒福岡			福岡泊
23					
3	／ 月	10:00 11:30		13:30 17:00	福岡泊
24		【九州大学総長表敬・意見交換】 九州大学伊都キャンパス	【訪問】法廷傍聴・概要説明・施設見学 福岡地方裁判所		
3	／ 火	9:30 10:45		13:00 15:00 15:30 17:00	福岡泊
25		【講義】日本の法学教育・法曹養成 徳本稔教授 九州大学伊都キャンパス	【訪問・見学】福岡地検 福岡地方検察庁	【訪問】福岡県弁護士会 福岡弁護士会	
3	／ 水	10:00		【移動】福岡⇒東京	都内泊
26		資料整理			
3	／ 木	9:30 11:30	12:00 14:15	14:30 17:00	都内泊
27		【訪問・講義】「日本における法令データ整備、法制事務のデジタル化の取組について」 デジタル庁	【意見交換・写真撮影】森本所長主催 赤れんが等	【講義】「法総研における研修概要」 研修各部 赤れんが棟共用会議室	
3	／ 金	【出国】成田空港発			
28					

令和6年度モンゴル国共同研究
The Joint Study Tour 2025

1	エルデム オンダラフ フレルバータル	
	Ms.	ERDEM-UNDRAKH Khurelbaatar
	モンゴル国立法律研究所長	
2	ビレグサイハン サンウィンダグワ	
	Mr.	BILIGSAIKHAN Sanvaindagva
	モンゴル国立法律研究所デジタル情報広報センター長	
3	ブヤンバト ヒシグニヤム	
	Mr.	BUYANBAT Khishignyam
	モンゴル国立法律研究所刑法犯罪学セクター主任研究員	
4	ハタンサイハン ラブダンドルジ	
	Mr.	Khatansaikhan Ravdandorj
	モンゴル国立法律研究所公法セクター主任研究員	
5	ナラントンガラグ スレンジャブ	
	Ms.	Narantungalag Surenjav
	モンゴル国立法律研究所私法セクター主任研究員	
6	アノダリ エンフバヤル	
	Ms.	Anudari Enkhbayar
	モンゴル国立法律研究所私法セクター主任研究員	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 後藤 圭介(GOTO Keisuke)、大谷 洋史(OTANI Hirofumi)

ベトナム法制度整備支援（SPC） 第74回本邦研修

国際協力部教官

樋口 瑠 惟

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）ベトナム法制度整備支援プロジェクトの最高人民裁判所（以下「SPC」という。）関係の活動に関し、令和7年4月13日（日）から同月22日（火）まで（移動日を含む。）、ベトナムの裁判官等10名を研修参加者として日本に招き、ベトナム法制度整備支援第74回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的

1 ベトナムでは、現在、令和3年1月から令和7年12月までの計画でJICAにより「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」（以下「現行プロジェクト」という。）が実施されている。現行プロジェクトにおいては、各カウンターパートが、毎年度、日本側専門家の協力の下で最優先課題を特定し、当該最優先課題について現地セミナーや本邦研修等を実施するという活動を実施している¹。そして、ベトナム最高人民裁判所における現在の最優先課題は、判例制度及び調停制度の適切な運用であり、これらは昨年度より前からの継続課題でもある²。

(1) 判例制度につき、ベトナムにおいては、平成27年12月に「判例の選定、公布、適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」³が発出されており、同議決によって、確定判決等の中から標準性を有するなどの基準を満たす判決等を選定し、これらを最高人民裁判所長官が「判例」として「公布」とするという、ベトナム独自の判例制度が実施されている。そして、同議決は、裁判官に対し、判例を研究し、「同様の法的状況を有する諸事件は同様に解決されるよう保証」することを求めている。しかしながら、下級審においては、裁判官が、自身の担当する事件について判例と「同様の法的状況」を有するか否かを適切に判断できず、実務に混乱が生じているほか、判例をどのように引用ないし適用すべきか、運用が定まっていない状況にあるなどの課題がある。そのため、ベトナム側から、判例制度の適切な

¹ 現行プロジェクトの概要につき、横幕孝介「ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要と現況」ICD NEWS第91号（2022年6月号）11頁以下を参照されたい。

² 同様の最優先課題について対処した一昨年度（前回）の本邦研修につき、原彰一「2023年度ベトナム（最高人民裁判所）現地セミナー及び本邦研修」ICD NEWS第99号（2024年7月号）148頁以下を参照されたい。

³ 「判例の選定、公布、適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」（2019年改正後のもの）につき、JICAベトナム六法掲載の日本語訳（https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001jlwzj-att/legal_63.pdf）を参照されたい。

運用に向けて日本側の知見を学びたい旨の求めがあり、現行プロジェクトの継続課題として扱われてきている⁴。

(2) 調停制度につき、ベトナムにおいては、令和3年1月1日に「裁判所における調停・対話法」⁵が施行され、裁判所への訴状提出後受理前に当事者双方が同意した場合、裁判所内で民事、婚姻家庭、経営、商事、労働の各事件につき調停、行政事件につき対話（民事事件等における調停に相当するもの）の手続を開始し、調停又は対話が成立した場合、裁判所（裁判官）がそれを承認するという手続が導入されたことから、調停・対話法の下で調停又は対話の適正な運用を図ることが喫緊の課題となっている。そのため、ベトナム側から、調停に関するスキル（当事者への説得の技法や調停調書の作成、承認の検討方法等）の向上、調停人へのトレーニングの方法、規律の在り方等につき、日本での調停実務に関する知見の共有の求めがあり、現行プロジェクトの継続課題として扱われてきている⁶。

(3) 以上の2つの最優先課題に加えて、今年度は、ベトナム側から、近時の専門裁判所の新設に伴い、日本の知見の提供を求められた。すなわち、ベトナムでは、令和6年、人民裁判所組織法が改正され、行政事件、知的財産事件、破産事件を専門に扱う、行政専門第一審人民裁判所、知的財産事件専門第一審人民裁判所、破産専門第一審人民裁判所の設立が予定されることとなった⁷。そのため、ベトナム側から、これらの専門第一審人民裁判所を運営していくに当たり、日本の行政事件専門部、知的財産専門部及び破産事件専門部の任務や権限（担当する事件の内容）、審理運営の手法等の知見を得たいとのことであった。

2 そこで、前記1(1)ないし(3)の諸点について、日本側講師による講義及び意見交換や裁判所訪問（概要説明や施設見学等）を通じてベトナム側が求める知見を提供するべく、今般の本邦研修を実施することとした。

なお、前記1記載のとおり、現行プロジェクトの終期は令和7年12月であり、本稿執筆時点において、次期プロジェクトの実施の有無及びその開始時期は定まっていない。したがって、平成8年からの約30年間、間断なく実施されてきたベトナム法制度整備支援プロジェクトは、一時休止する可能性が高い情勢にある。本研修は、当部が関与するベトナム法制度整備支援プロジェクト本邦研修の、現時点での最終回に当たる⁸。

⁴ 「判例の選定、公布、適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」に基づくベトナムの判例制度の関連資料として、酒井直樹・鎌田咲子「ベトナム判例制度の実情及び展望」ICD NEWS第73号（2017年12月号）29頁以下、枝川充志・黒木宏太「ベトナムの判例についての覚書(1)－判例制度の現状と今後の課題－」同第88号（2021年9月号）9頁以下、同「ベトナムの判例についての覚書(2)－民事判例について－」同第89号（2021年12月号）27頁以下及び同「ベトナムの判例についての覚書(3)－刑事判例について－」同第91号（2022年6月号）20頁以下を参照されたい。

⁵ 2020年「裁判所における調停・対話法」につき、JICAベトナム六法掲載の日本語訳（https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_58_2020_QH14.pdf）を参照されたい。

⁶ 現行プロジェクト下における調停・対話法に関するこれまでの運用支援状況につき、曾我学・坂本達也「ベトナム：調停セミナーの実施について」ICD NEWS第94号（2023年3月号）106頁以下を参照されたい。

⁷ 「人民裁判所組織法」（2024年改正後のもの）につき、JICAベトナム六法掲載の日本語訳（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/_icsFiles/afiedfile/2025/03/28/jinmin-saibansyo-soshikihou2024.pdf）を参照されたい。特に、専門第一審人民裁判所につき、同法4条1項d）、62条、63条及び82条を参照されたい。

⁸ 当部が実施に関与しないが、最高人民検察院（SPP）との関係での本邦研修が、令和7年8月頃に予定されている。

- 3 本研修の参加者は別添1のとおりであり、本研修の日程は別添2のとおりである。

第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

1 導入講義（日本の裁判所と専門部について）

本研修最初の講義では、当職が、日本の裁判所制度（裁判所の組織概要、審級等）や裁判手続の概要、大規模裁判所における専門部の種類と概要等について紹介し、本研修の導入となる講義とした。

研修参加者にはS P C勤務の裁判官又は裁判所職員が多く含まれていたためか、日本の最高裁判所の組織機構や、最高裁判所調査官制度について問う質問が多く出された。また、裁判手続に関しては、日本の民事裁判における和解又は調停の手続への関心が高く、多くの質問がなされた。総じて、初日から予定時間を超過するほど、非常に質疑応答が盛り上がり、研修参加者の本研修への関心の高さがうかがわれた。

2 判例制度に関するベトナム側発表及び日本側講義等

本研修の2日目は、前記最優先課題の1つである判例制度を取り上げる日とした。

まず、午前中に、研修参加者であるグエン・ディン・ティエン商事・破産・労働・家庭・少年判決監督検討審査局副局長から、「ベトナムにおける判例制度の課題とその解決策の提案」と題する発表をしていただいた。発表においては、ベトナムでは、前記判例制度の実施から10年程度が経過し、現在72件の判例が公表されていること⁹等、判例制度の現状について言及があった上で、①裁判官の間で、いまだ判例に対する認識が正確でなく、十分でないこと、②裁判官に、判例の適用等への関心がまだ不足していること、③裁判官の判例適用のスキルにも不足があること、④判例の「精神」を適用することはあっても判例自体を適用することをためらう傾向にあること、⑤判例を誤って適用する例があることなどの、課題分析が述べられた。

午後は、当職が講師役を務め、上記のようなベトナムの課題、特に判例適用のスキルに関する課題を意識しつつ、日本の裁判官による判例の考え方についての講義を実施した。具体的には、刑事訴訟法400条ただし書についての一連の最高裁判例群を素材にして、判例の読み方や射程の捉え方等を解説した。研修参加者からは、法理判例と事例判例の区別につき、ベトナムと日本の比較を問う質問やコメントがあった。また、ベトナムにおける将来の判例制度の発展を見据えて、判例の変更というトピックも取り上げたところ、この点は多くの研修参加者の関心を惹いたようであった。

3 調停制度に関するベトナム側発表及び日本側講義等

本研修の3日目は、前記最優先課題の1つである調停制度を取り上げる日とし、草

る。
⁹ 本稿執筆現在において公布済みの判例72件については、JICAベトナム六法（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/1547531_2071.html）に日本語訳が掲載されている。

野芳郎弁護士（元広島高等裁判所部総括判事）を講師としてお招きした。

まず、午前中に、研修参加者であるグエン・ヴァン・ヴ行政判決監督検討審査局副局長から、「ベトナムにおける調停制度の課題とその解決策の提案」と題する発表をしていただいた。発表においては、前記「調停・対話法」実施後、数年が経過し、調停・対話制度において55万件の事件が取り扱われるなど、かなり大きな効果を発揮していること等、調停・対話制度の現状について言及があった上で、①能力・スキルのある調停人が採用できていないことや、②物質的利益を求めるのではなく、精神的利益を求める紛争で、調停・対話の成立が困難になることなどの、課題分析が述べられた。

午後は、上記のようなベトナムの課題、特に調停人のスキルや調停の技法に関する課題を意識しつつ、草野弁護士に、①日本の裁判所調停の仕組みと②和解技術論の、大きく2つのテーマで、講義を実施していただいた。日本の裁判所調停の仕組みに関し、民事調停で合意が成立しない場合にも裁判官が必要な決定をできる法制度（民事調停法17条の決定）が多くの研修参加者の関心を惹いたようであった。その他にも、家事事件における和解の方法や、具体的な和解技術について、多くの質問やコメントがあった。

4 知的財産高等裁判所への訪問

本研修の4日目以降は、ベトナムの専門第一審人民裁判所新設に伴う課題に対処するため、日本の裁判所専門部等への訪問や講義を実施した。

まず、知的財産高等裁判所への訪問では、知的財産高等裁判所本多知成所長への御挨拶、法廷見学の後、本多所長及び同高等裁判所水野正則判事、伊藤清隆判事、天野研司判事から、知的財産高等裁判所の概要説明（知的財産訴訟の管轄、調査官制度や専門委員制度等の説明を含む。）及び質疑応答を実施いただいた。研修参加者からは、知的財産専門第一審裁判所を創設しようとしているベトナムの現在の状況を踏まえ、知財事件を担当する裁判官の研修方法から日本の知的財産高等裁判所の制度の課題に至るまで、幅広い質問があった。

5 倒産部に関する講義

続いて、日本の裁判所の倒産部に関する講義を実施するため、かつて東京地方裁判所で、破産・再生部の部総括判事を務められた園尾隆司弁護士（元東京高等裁判所部総括判事）を講師としてお招きした。

園尾弁護士からは、日本の破産法の歴史に遡り、倒産法及び倒産実務の変遷と裁判所及び管財人弁護士の役割の変化等について、骨太な御講義を実施していただいた。研修参加者は、日本の倒産法や倒産実務に大きな関心を抱いたようであり、民事再生・会社更生手続と破産手続の関係、破産管財人と裁判官の連携、少額管財の運用の仕組みや実情等、非常に多くの質問が出された。

6 最高裁判所表敬訪問

本研修の5日目の午前に、最高裁判所を訪問し、今崎幸彦最高裁判所長官と岡正晶最高裁判所判事を表敬訪問させていただいた。今崎長官及び岡判事には研修参加者を歓迎いただいたほか、最高裁判所事務総局秘書課の御担当者により、最高裁判所内の御案内をいただいた。

7 東京地方裁判所行政部への訪問

続いて、東京地方裁判所民事第3部（行政部）を訪問し、法廷見学の後、同部の篠田賢治部総括判事及び高部祐未判事から、行政部が取り扱う典型的な事件類型や、行政事件の審理及び判断の特徴等について御講義をいただいた。研修参加者からは、ベトナムにはない住民訴訟の制度についてその詳細を問う質問や、行政訴訟における指定代理人の制度、行政機関と裁判の執行の関係等について、種々の質問が出された。

第4 おわりに

判例制度及び調停制度の適切な運用については、現行プロジェクトにおける最高人民裁判所の最優先課題として、過去数年にわたり、最高人民裁判所の本邦研修で取り上げられてきたが、今回の本邦研修は、日本側からの知見の提供を行う前に、まずはベトナム側から、相応の時間を割いて、現在の判例制度又は調停制度の課題とその解決策についての発表をしていただいたことに特色がある。このような発表を先行することによって、ベトナム側が自らの課題と考える内容を日本側講師が把握でき、それを踏まえた知見を提供できたため、意義のある活動になったものと思われる。

専門第一審人民裁判所の審理運営の手法等については、日本の裁判所を実際に訪問し、専門訴訟を担当する現役の裁判官らから講義を実施していただき、又は専門訴訟について見識が深い元裁判官に講義を実施していただいたことにより、特定の訴訟類型を専門的に取り扱う裁判所又は裁判部を長く運営してきた日本側の知見を、先方に存分に提供することができた。いずれの訪問又は講義においても質疑応答が非常に盛り上がり、またその質問内容も、各専門訴訟分野の内容に応じて、その特色をよく踏まえたものであることが多かった。もっとも、専門裁判所の運営を検討する以前に、そもそもその分野についての実体法の知識が十分でないように思われる質問も散見され、専門第一審人民裁判所の設立及び運営を円滑に進めるには、なおフォローアップが必要であるように感じられた。

さて、平成6年に始まった法務省のベトナムに対する法制度整備支援は、平成8年以降はJICAによる技術協力プロジェクトへの協力を中心的な活動とし、当部は、今日に至るまで、現地に派遣された数多くの長期専門家（検察官、裁判官、行政官出身者）の給源となるとともに、多数の現地活動や本邦研修を実施してきた（本研修の標題に明らかなおとおり、法務省により実施された本邦研修は実に74回を数える。）。現在に至るまでの約30年間に、JICAプロジェクトによって実施された支援は、基本法の起

草、運用改善や人材育成に至るまで、非常に幅広い内容であり、その成果も枚挙に暇がない¹⁰。一方で、冒頭に記載したとおり、現行プロジェクトの終期である本年末以降、JICAによるベトナムに対する法制度整備支援プロジェクトは一時休止する可能性が高い情勢にある。一教官として、本研修は、当部が関与するものとしては、ベトナムに対する事実上最後の本邦研修になるかもしれないとの思いで、研修準備を進めてきた。現行プロジェクトでは、カウンターパート機関によっては、先方が日本側に知見の提供を求める内容と、日本側の専門家が実際に提供可能な知見の内容をすり合わせることに工夫を要することがしばしばあるように仄聞するが、SPCとの関係では、先方の問題意識と日本側の知見の提供内容が比較的良好にかみ合ってきたように思われるところであり、本研修もまた、カウンターパート機関の最優先課題に応じた知見を提供することを主眼とする現行プロジェクトの在り方に照らし、その集大成にふさわしい研修になったように思われる。実際、最終日の総括質疑においては、本研修において当部が提供した内容が非常に有益なものであったとのコメントが団長から述べられた。

最後に、本研修で講師を務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた各裁判所の担当者の方々、JICA長期専門家として現地派遣中の塚原正典専門家、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げたい。

¹⁰ 4年前の記事であるが、これまでのJICA技術協力プロジェクトによるベトナム法制度整備支援の概要をまとめたものとして、河野龍三「ベトナム支援について～概説記事～」ICD NEWS第87号（2021年6月号）23頁以下を参照されたい。



ベトナム側発表の様子



日本側講義の様子



集合写真

第74回ベトナム法整備支援本邦研修(最高人民裁判所)

1	ダオ・ティ・ミン・トウイ	
	Ms. DAO Thi Minh Thuy	
	最高人民裁判所判事	Justice of the Supreme People's Court
2	ホアン・ティ・トウイ・ヴィン	
	Ms. HOANG Thi Thuy Vinh	
	最高人民裁判所法制・調査管理局副局長	Deputy Director-General, Legal Affairs and Research Administration Department, Supreme People's Court
3	チャン・クオック・ハイン	
	Mr. TRAN Quoc Hanh	
	最高人民裁判所民事判決監督検討審査局副局長	Deputy Director-General, Department for Cassation Review and Examination of Civil Judgments, Supreme People's Court
4	グエン・ヴァン・ヴ	
	Mr. NGUYEN Van Vu	
	最高人民裁判所行政判決監督検討審査局副局長	Deputy Director-General, Department for Cassation Review and Examination of Administrative Judgments, Supreme People's Court
5	グエン・ディン・ティエン	
	Mr. NGUYEN Dinh Tien	
	最高人民裁判所商事・破産・労働・家庭・少年判決監督検討審査局副局長	Deputy Director-General, Department for Cassation Review and Examination of Commercial, Bankruptcy, Labor, Family and Juvenile Judgments, Supreme People's Court
6	グエン・ニュー・タン	
	Mr. NGUYEN Nhu Thang	
	最高人民裁判所刑事判決監督検討審査局副局長	Deputy Director-General, Department for Cassation Review and Examination of Criminal Judgments, Supreme People's Court
7	レ・ティ・マイ	
	Ms. LE Thi Mai	
	ハノイ市高級人民裁判所判事	Judge, High People's Court of Hanoi
8	チャン・ドウック・キエン	
	Mr. TRAN Duc Kien	
	ダナン市高級人民裁判所判事	Judge, High People's Court of Da Nang
9	グエン・ヴァン・フン	
	Mr. NGUYEN Van Hung	
	ホーチミン市高級人民裁判所判事	Judge, High People's Court of Ho Chi Minh City
10	グエン・ハー・ニャット・アイン	
	Ms. NGUYEN Ha Nhat Anh	
	最高人民裁判所国際協力局職員	Official, International Cooperation Department, Supreme People's Court

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor

樋口 瑠惟 (HIGUCHI Rui)

国際専門官 / International Affairs Officer

神谷 哲夫 (KAMIYA Tetsuo)

第74回ベトナム法整備支援本邦研修（最高人民裁判所）日程表

【令和7年4月13日（日）～22日（火）（移動日を含む。）】

[担当：樋口教官、国際専門官]

月 日	曜 日	午前		休憩等	午後		備考	
4 ／ 日	13	【入国】						TIC泊
4 ／ 月	14	10:00 JICAオリエンテーション JICA東京センター（TIC）		12:00	14:00 国際協力部 オリエンテーション	14:30 15:00 【講義・意見交換】 導入講義「日本の裁判所と専門部の仕組み」 国際協力部教官 樋口瑠惟	17:00	TIC泊
4 ／ 火	15	10:00 【ベトナム側発表・講義・意見交換】 「ベトナムにおける判例制度の課題とその解決策の提案」 国際協力部教官 樋口瑠惟		12:00	14:00	17:00 【講義・意見交換】 「日本の判例制度について」 国際協力部教官 樋口瑠惟		TIC泊
4 ／ 水	16	10:00 【ベトナム側発表・講義・意見交換】 「ベトナムにおける調停制度の課題とその解決策の提案」 草野芳郎 元広島高等裁判所部総括判事		12:00	14:00	17:00 【講義・意見交換】 「日本の調停制度について」 草野芳郎 元広島高等裁判所部総括判事		TIC泊
4 ／ 木	17	10:00 知的財産高等裁判所訪問 （施設見学及び説明、知財高裁及び地裁知財部の職務に関する講義） 東京地方裁判所（中目黒）		12:00	12:30 【所長主催意見交換会 ・写真撮影】 法曹会館・赤れんが	14:00 15:00 【講義・意見交換】 「日本の裁判所の倒産部について」 園尾隆司 元東京高等裁判所部総括判事 法務省赤れんが棟	17:00	TIC泊
4 ／ 金	18	10:20 最高裁判所訪問 （表敬訪問・施設見学） 最高裁判所		11:40	14:00	16:00 東京地方裁判所（行政部）訪問 （施設見学及び説明、地裁行政部の職務に関する講義） 東京地方裁判所（霞ヶ関）		TIC泊
4 ／ 土	19	休務日						TIC泊
4 ／ 日	20	休務日						TIC泊
4 ／ 月	21	10:00 【総括質疑】 塚原専門家、国際協力部教官 「プロジェクトの取りまとめに向けて」	11:00 11:00 【評価会・修了式】	12:00	資料整理			TIC泊
4 ／ 火	22	国際法務総合センター				TIC		
		【出国】						

【海外出張】

ネパール出張の報告

国際協力部調査員

磯 井 美 葉

第1 はじめに

ネパールに対しては、2009年から、独立行政法人国際協力機構（JICA）が民法の起草・普及支援や裁判所能力強化支援を行ってきており、当部も調査団への参加や国別研修の受け入れなど深く関与してきた。特に2018年に裁判所能力強化プロジェクトが終了した後は、当部独自の活動として、ネパール国家司法学院（National Judicial Academy of Nepal、以下「NJA」という。）の要望により、裁判官向けの研修に協力し、民法や訴訟実務などをテーマに、毎年現地セミナー（コロナ流行時はオンラインセミナー）を開催している。

今年度も、NJAとの共催で、民法の特に財産法に焦点を当てて、比較法的知見を提供し、現地における運用の改善を目指す目的で、現地セミナーを開催した。

加えて、現在JICAにおいて、新たに民法逐条解説書の作成支援を内容とする技術協力プロジェクトを準備中であるところ、2024年3月のアドバイザー離任以降、新プロジェクトの開始までは、同国に対する日本の法制度整備支援案件が存在しない状況であり、この期間の現地関係者の協力関係を維持することと、逐条解説書の作成に向けて、現地セミナーでの双方向の議論を通じて、実務的な運用に関する情報を収集することも、本出張の重要な狙いの一つであった。

第2 出張の概要

1 出張者

松尾 弘 （慶應義塾大学法科大学院教授、前ネパール民法アドバイザーリーグループ委員長）

糺谷 昌昭（総務企画部国際事務部門統括国際専門官）
当職

2 日程

（2024年）

12月28日（土） 移動

29日（日） 最高裁判所弁護士会訪問、トリブバン大学法学部訪問

30日（月） 現地セミナー第1日目

31日（火） 現地セミナー第2日目

（2025年）

1月 1日（水） カトマンズ地区カランキ区土地登記局訪問、移動

2日（木） 移動

なお、今回の出張日程は、セミナー講師を依頼した松尾教授の多忙なスケジュールの合間を縫って年末年始にあたり、ネパールではビクラム暦により日本の4月中旬が年始となり、日本の年末年始は9番目の月の中旬となる。そのため、公的機関は休みではなく、通常通り業務を遂行することができた。

第3 出張結果

1 現地セミナー

12月30日・31日の2日間にわたり、ネパール最高裁判所の会議室において開催され、25名（地裁判事6名、裁判所職員15名、NJA職員3名、法・司法省職員1名）の参加を得た。講師はJICAネパール民法アドバイザーグループの委員長として2009年からネパール民法の起草・普及支援を主導されている松尾弘教授である。

1日目は財産権をテーマとし、ネパール特有の制度である家族財産と、経済発展に伴い意識されるようになった個人財産について、両者の区別がわかりにくく、家族財産の分割に際して紛争が生じやすいこと、第三者との関係で取引の安全上問題が生じることなどを問題提起した。参加者に質問を投げかけながら進められ、裁判官らのコメントでは、現場では当事者の利益とのバランスを図るためそれぞれに工夫していることも窺われた¹。

2日目は、民法に新しく整理して導入された土地利用権と地役権について、日本法も紹介しながら活用の具体例を示唆した。また、ネパール民法では財産権に関する章にハウズレント（家屋貸借）の規定がある一方、契約に関する章にリース契約の規定があるため、これらの適用関係なども問題提起した。

いずれも、ネパール側でも民法の運用にあたって課題の多い点であったため、日本の実務を含めた問題意識を共有できたことに加え、ネパールの実務や解釈に関する疑問点につき、現役の裁判官及び裁判所職員からのコメントを聞くことができ、有益であった。

なお、終了後にアンケートを配布し、参加者のうち14名から回答を得たが、「セミナーで得られた知識」として、「土地使用権や地役権について理解が深まった」「民法の条文を分析的に検討する手法を学べた」等、また、「今後希望するテーマ」として、家族・夫婦の財産、不法行為、刑法等、自由記述では、「継続的に参加したい」「グループディスカッションができてよかった」「比較法を通じて共通の理念を探りたい」などのコメントがあった。

¹ 具体的には、家族の権利を無視して処分された財産は、家族構成員から請求があれば原則として返還を命ずるが、第三者に対して別の財産から補償ができないか探る、夫との関係では個人財産とされる女性の財産に対して、子供から生前に家族財産として分割請求があった場合、いずれは相続されることを勧告して分割請求を否定するなど。

セミナーの開催に当たっては、最高裁とN J Aのスタッフが諸々の運営を担い、2日間の昼食とコーヒブレイクも先方負担で手配してくれた。



セミナー参加者の様子（グループディスカッション）

2 弁護士（最高裁弁護士会メンバー）との協議

ネパールでは裁判所ごとに単位弁護士会が存在するところ、今回は最高裁判所弁護士会²のメンバーと民事法の運用について意見交換した。主なコメントは下記のとおりである。

- ・新民法が婚姻年齢を男女とも20歳としたのは、ネパール社会の実情に照らすと遅すぎ、当事者に婚姻の合意があっても、カーストなどを理由に反対する親族が、この条項等を盾に男性を強姦罪で訴追する事例が多いという問題がある。
- ・（民法ではなく民訴法だが）新制度では訴訟係属の前に、管轄、訴えの利益、時効の3点を審査する事前ヒアリングの手續が設けられたが、実体法的な判断を伴うにもかかわらず、上訴が1回しか認められない上に、地裁・高裁の判断は合理的でない場合も多いため、当事者の裁判を受ける権利が侵害されている。
- ・財産制度にはまだ問題点も多い。条文上は女性が優遇されているが、実際の女性の権利意識は人・地域・民族によってさまざまである。現行民法では女性の権利が強すぎ、遺言制度の導入の妨げになっている（ネパールでは、民法草案に入っていた遺言制度が、女性活動家の反対により、議会審議の過程で削除された）。
- ・「登録されていない土地売買の合意は、特定履行を強制できる『契約』ではない」と判断した2019年の最高裁判決³については、実務家にも賛否両論あるが、弁護士としては最高裁判例には従っている。

² 2024年3月に日本の第二東京弁護士会と友好協定を締結している。

³ Tularatna Bajracharya v. Tara Shrestha Patrabansha、2019年7月14日（ビクラム暦2076年第3月29日）ネパール最高裁 Full Bench（7名）判決

3 トリブバン大学法学部教授との協議

トリブバン大学法学部（ネパール・ロー・キャンパス）も合わせて訪問し、教授陣6名と意見交換を行った。

主に前記（注1参照）の、『契約』の概念と登録の意義に関する2019年の最高裁判決についてネパール側の評価を聞き、参加者のひとりから、この点を分析されたご自身の英文の論文⁴も紹介して頂いた。

日本側には「未登録の合意は契約ではない」とする同判決の表現には少なからず違和感があるが、土地の売買合意をどの段階で契約と認めるか、契約と認めたとて、土地の引渡しという特定履行を認めるかについては、ネパールでもさまざまな議論があることがわかった。なお、2019年判決にも「この合意は契約である」とする反対意見（ただし履行を認めない結論には賛成）が付されている。

以下、現地での協議に加え、上記論文の内容も含めて土地売買に対するネパール側の考え方を紹介すると、背景として、民法制定前のムルキアイン（国民法）時代に、100ルピー以下の財産の移転は登録なしに移転できるという規定があったところ、これを悪用して無知な農民から土地の権利を不当に取得する事例が相次いだため、同規定は1978年に廃止され、それ以後は、価格に関わらず土地の移転は、土地登記事務所（Land Revenue Office）で登記官の面前で支払代金の金銭も数え、登録して初めて効力を生ずることにした経緯があり、土地の移転を強制するのに慎重な傾向があるようである。また、2019年の事例では、カトマンズの激しい地価高騰の中での紛争であったことの影響もありそうである。

一方で、特定履行を命じた判決も過去にいくつもある。また、2006年に最高裁が、契約責任を否定し、違反金と前払金の返還も認めない判決⁵を出したときには、大きな批判が起こり、ネパール弁護士会がこれに反対する決議を出したそうである。

ただし、これらの事例の現地語の判決内容までは確認未了のままだが、一般的に未登録の不動産売買合意を「契約でない」とすることにはやはり違和感があり、相手の無知や価格の著しい高騰による不公平を是正するのは別の理論であるべきではないか、という印象を持った。

今回の協議では、上記のほかに、ネパール民法では消滅時効あるいは出訴期間が数か月とされていることが多く、短すぎるのではないかという日本側の問題意識に対して、ある教授から「詐欺などの場合、現行民法では6か月だが、5年ぐらいにすべき」とのコメントがあった。実務家との議論では「規定がそうになっている」「これまでずっとこの程度だった」という反応がくることも多いが、学者には短いと考えている人もいることがわかった。

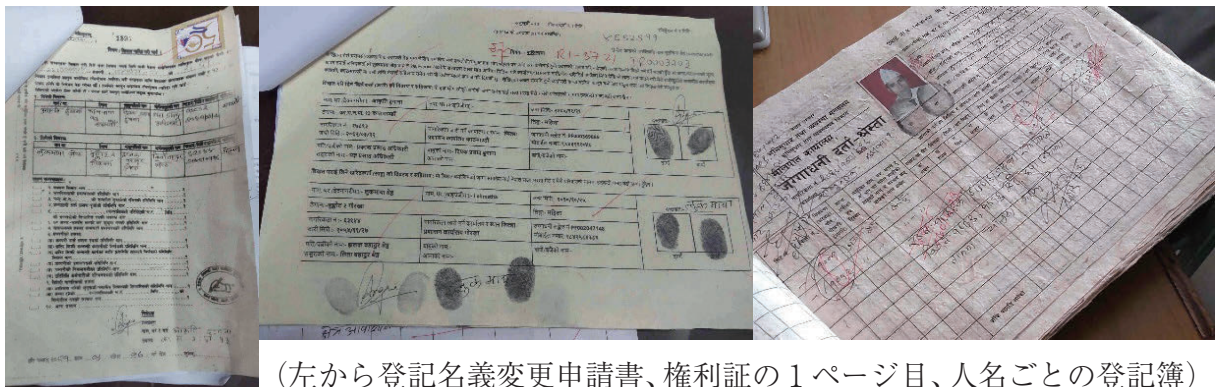
⁴ “Remedy of Specific Performance and Recent Decision of Supreme Court : An Analysis” , Prof. Bijaya Prasad Mishra (NJA Law Journal, 2022)

⁵ Bir Sankar Kasai v. Anita Lama, Nepal Kanoon Patrika (判例集) 2063、事件番号7673

4 不動産登記所見学

1月1日には、カトマンズ市カランキ区にある土地登記事務所（Land Revenue Office）を訪問し、土地取引やその他の証書の登録について、所長からご説明頂いた。

土地の所有権移転手続は、必要書類（権利証（Deed）、身分証明書、税の支払い証明書）を提出することで行われ、オフィサー及び所長の確認を経て、書類などに問題がなければ約90分で完了する。Deedは土地管理事務所（Land Management Office、土地登記事務所とは別）にある Land Service System の専用ソフトを用いて作成される。この書類の性質は契約書なのかと確認したところ、「契約は将来の行動を互いに約束するものだが、この書類を作成するときにはすでに取引が行われているので、Deedである」という回答であった。なお、所有権移転の効果の発生時期は、「代金支払を確認して、登記官が署名したとき」とのことである。



(左から登記名義変更申請書、権利証の1ページ目、人名ごとの登記簿)

相続登記は、通常、司法書士のような役割の人（弁護士とは異なる）が相続人間の書類を作成した後、全員が登記官の前で署名して実行する。全員が揃っていないと思われる場合は新聞で公告をした後、申請人に名義移転するが、4分の1ぐらいが後日紛争になるそうである。

土地の登記は、大きく地区でファイルを分けたうえで、人名ごとに管理されているとのことである。

担保設定に関する登記は、紙媒体での記録は廃止され、デジタルデータで管理されているが、年度末にはこれを印刷して、アルファベット順に綴じる形式が予定されている。

土地登記事務所では、土地紛争について双方当事者から話を聞いて、事実上調停するようなことも少なからず行われている。



(登記事務所所長（右端）と）

第4 所感

松尾教授の講義では、事前に設定した質問を参加者に投げかけながら進めて頂き、現場の裁判官が、具体的な当事者の利益のバランスで悩んでいる様子もうかがえた。また、大学教授らとのディスカッションでは、2019年の判決を分析した論文の情報も含め、土地売買に関するネパールの考え方の一端を知ることができた。

ただ、これら一連のやり取りや、当職がこれまでネパールの裁判について見聞きしたことも含めると、土地所有権の移転を認めるか否か、ある財産を家族財産として分割請求を認めるか否かなどの個々の事例の処理について、結論はともかく、そこまで導く論理の流れに違和感のあることも少なくない。今後もセミナーや注釈書作成の活動を通じて、もう少し意見交換してみたい。

今回は、松尾教授の講義や2019年の判決への問題意識を軸に、土地登記所の実務を見学することもできた。終業時刻をまたいだ時間帯に、熱心に業務を紹介してくれ、契約と Deed についても明確に説明してくれたことが印象的であった。

なお、今回の出張に限らず、ネパールではよくあることだが、アポを入れてもなかなか日程が決まらず、訪問先を含めた全体の日程が確定したのは現地到着後であった。結果的にはほとんどの場合、訪問依頼が実現されることも想定はしていたが、この間、はっきりしない現地の状況に応じて調整業務を行ってくれ、出張日程にも全面的に同行してくれた弁護士で元 JICA 法整備支援アドバイザーのコンサルタントである Aman Maharjan 氏に感謝している。

ガーナ出張報告

国際協力部調査員

磯井 美 葉

第1 出張の背景

当職は、2025年3月8日から14日までの間、ガーナ共和国（以下「ガーナ」という。）の首都アクラに出張する機会を得た。

当部は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が2023年度から実施しているアフリカ4か国に対する法務・司法分野に関する国別研修（「英語圏アフリカにおけるビジネス法研修」）に協力しているほか、タンザニア共和国との間で協力活動を開始するなど、アフリカにおいても法制度整備支援を拡げる可能性を検討しているところである。

加えて、本年8月には第9回アフリカ開発会議（TICAD9）が開催される予定であり、アフリカに対する法制度整備支援のさらなる可能性を探るサイドイベントの開催も予定されている。

特に、アフリカでは、アフリカ連合（AU）主導のもと、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）が、2018年署名、2019年発効の協定により設置され、2023年3月時点で54か国・地域が加盟しているところ、AfCFTAの事務局はアクラにある。

AfCFTAは、域内の関税を撤廃し、貿易ルールをはじめとする法令を共通化することを通じて、経済発展と国際競争力の強化を目指しており、その動向はアフリカ地域の法制度の発展に関連して、今後も注目されるべきであり、上記国別研修においても、知的財産権法がテーマであった2024年度には、AfCFTA事務局からオブザーバーが1名招へいされている。また、TICAD9における法務省のサイドイベントにも、同事務局からパネリストの参加を得る計画がある。

今般、JICAガバナンス・平和構築部の法・司法チームが、上記国別研修の成果確認及び今年度のテーマである倒産法制に関する情報収集を行うために、ガーナ及びケニア共和国（以下「ケニア」という。）に出張されることになり、その機会に合わせて、当部からもガーナ日程に同行し、ガーナの関連機関及びAfCFTA事務局からガーナのビジネス法制及びアフリカ地域全体の直面している課題や関心事項を聴き取って、今後の同国別研修への協力と、アフリカ地域への法制度整備支援の展開のために情報収集することとなったものである。

第2 出張結果

1 倒産法制に関連する機関の訪問

(1) 上記国別研修は2023年度から3年間の計画で、2023年度は競争法・消費

者保護法制、2024年度は知的財産法制をテーマに実施された。2025年のテーマは倒産法制を予定しており、今回の訪問は倒産法に関連する機関からのニーズの聞き取りが中心であった。

- (2) 司法省の会社登録局（Registrar General's Office）では、Registrar General と倒産部門のチーフにお会いした。

同局倒産部門は、倒産実務家の認定等、倒産実務家を監督する立場にある。

再生型手続を含む倒産新法が2020年にできたが、2024年末の政権交代により、規則等の制定が予定より遅れているとのことである。

また、ライセンスのある倒産実務家のリストには280人が登録されているが、再生型手続はこれまで4件のみであり、しかもうち2件は結局法的整理に移行したそうである。裁判官のほか、同局職員や広い範囲の実務家に対して、実務的な研修、教育が必要であることを特に強調されていた。倒産実務家280名も、世銀などから多すぎると指摘されており、認定試験や研修などにより、数よりも質を向上させることが重要との問題意識がある。



（会社登録局にて）

- (3) 倒産再生実務家協会（C I R I P、Chartered Institute of Restructuring and Insolvency Practitioners）は、2006年に設立され、上記の実務家ライセンスを保有する280名を含めた510名の弁護士、会計士、銀行家から成る組織である。最近まで、G A R I A（Ghana Association of Restructuring and Insolvency Advisors、ガーナ倒産再生アドバイザー協会）という名称であったが、名称変更した。事業再生・倒産実務家による国際団体インソル・インターナショナルの2023年東京大会にも、創設者を含む12名が参加している。

同協会の主な関心事項の1つは、倒産手続開始後、再生のための運転資金を助けるファンドの必要性で、日本の官民ファンドの事例も参考に、関係当局に働きかけているとのことである。また、倒産特別裁判所の設置、裁判所外の私的整理にも関心がある。



(倒産再生実務家協会にて)

- (4) 商業裁判所（高等裁判所）の4名の裁判官にも面談する機会を得た。面談した4名のうち3名が女性だったが、ガーナの裁判官全体に占める女性の割合は3割程度で、裁判官10名のうち8名が女性である商業裁判所が例外とのことである。

4名それぞれ2、3件の倒産事件を扱っており、債権者申立てが多い様子である。また、保険会社の破綻が2社あったようである。

日本の倒産事件の状況や管財人の任命の仕組みなど、先方からも質問があった。

また、CIRIPの有資格実務家280名はほとんどがアクラにいますが、地方にも商業裁判所があるので、地方の実務家も育成した方が良いとのコメントがあった。



(商業裁判所裁判官と)

2 過去の研修（競争法、2023年度）の参加者との面談

この面談には、ガーナの司法省、産業省、投資促進庁などから、上記国別研修の参加者5名に加え、競争法にかかる別の研修（課題別研修）の参加者2名も参加した。

ガーナでは包括的な競争法の法案はできているが、産業大臣に提出する前、昨年12月に選挙で政権交代があったため、もう一度法案を見直して、再び手続を進める

予定である。

なお、現在のドラフトは、消費者保護法案とは別に作られているが、競争法と消費者保護法を統合すべきという議論もある。ナイジェリア連邦共和国、ガンビア共和国などがそのような法制を取っているそうである。

日本の公正取引委員会の実務をさらに学びたいという声に加え、日本の教育研究機関との関係構築、及び将来大学教育に対象科目を取り入れられるような支援についての希望が寄せられた。



(上記国別研修参加者およびJICAガーナ事務所の方々と)

3 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ガーナ事務所

JETROガーナ事務所の所長はケニア駐在のご経験もあり、同国との比較も含めてお聞きした。ビジネス環境について、ケニアで問題となったりエゾンオフィスに対する追徴課税に類似した問題が、今後ガーナや他国でも起こり得ること、経済特区扱いの認定により、欧米などへの輸出では関税が優遇される一方、AfCFTA加盟国としてのAfCFTA圏内への輸出について関税優遇がなくなってしまうため、目指す市場によって留意が必要なことなどのコメントを頂いた。

4 AfCFTA事務局について

第1にも記載のとおり、AfCFTA事務局との面談は本出張の主な目的の一つでもあったが、結論として、出張期間中に同事務局を訪問することはできなかった。JICAガーナ事務所でも何度も連絡してアレンジを試みってくれたが、なかなか返答がなく、結局、各分野の局長級の責任者が軒並み出張中で、アクラに不在であったことが判明した。

帰国後、JICAの方々とともにオンライン面談を設定して頂き、その後も、TICAD9に向けてやり取りを続けている。

第3 所感

ガーナの法整備は、JICAの「アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査」報告書¹などによれば、ケニア、ナイジェリアと比べると未整備の部分もあるものの、日本が法整備支援をしてきたアジア諸国の多くに比べると、実務が発展しているように見受けられた。

空き時間に裁判所の法廷にも行ってみたところ、商業裁判所の法廷では、英国風のかつらをかぶった裁判官が英語で判決を言い渡しているところであり、連帯責任（joint and several liability）が認められていることが聞き取れた。

競争法と倒産法に関して意見交換した関係各機関からは、現在のビジネス法研修だけでなく、日本の実務をさらに学べるような二国間の長期的支援を期待する具体的で熱心な要望が出た。

今回、一番の目的であるAfCFTA事務局の訪問が実現できなかったのは、非常に残念であった。JICAガーナ事務所のご担当者にはかなりのご尽力を頂いたが、AfCFTA事務局はまだまだ人手不足の一方、各国や国際機関から協議の申入れも多く、メンバー全員、多忙で出張も多いとのことである。とはいえ、帰国後にオンラインで何度か面談しているが、TICAD9への関与について、先方も非常に前向きで協力的である。

JICAガーナ事務所でも、AfCFTAはアフリカ全体の経済発展と貿易促進にとって重要な機関であり、同国に事務局のあるAfCFTAとの活動には力を入れていきたい御意向とお聞きしており、当部としてもサポートできれば良いと思う。

ガーナには初めて訪れたが、治安も比較的良く、音楽に合わせて踊っている人をあちこちで見かけたり、裁判所の警備員の人たちが親切に話しかけてくれたりして、明るい国民性を感じるが多かった。また、現実的な問題として、両隣のコートジボワールやトーゴは公用語がフランス語であるのに対し、ガーナでは英語でコミュニケーションができるのも、垣根が低く感じられる一因である。そして、多くの日本人にとって、ガーナといえば「チョコレート」だと思うが、街で売られていた各種のガーナ産チョコレートは、予想以上においしかったことも付け加えておく。

¹ JICA「アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査（2022年2月）」
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/africa/index.html>

タンザニア ～関係機関訪問、協議等～

国際協力部教官

樋口 瑠 惟

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下、「当部」という。）は、現在まで、アフリカ諸国に対する二国間の法制度整備支援を実施してきていない。そこで、今後、当部の法制度整備支援の活動をアフリカ諸国にも拡大できないか検討していたところ、その対象候補国として、タンザニア連合共和国（以下「タンザニア」という。）が挙げられた。

そこで、当部の建元亮太部長、高橋一章教官（当時）及び当職は、令和7年3月下旬、実際にタンザニアに出張し、潜在的にカウンターパート候補になり得る法務・司法機関を複数訪問して、法務・司法分野での協力関係構築の可能性等に関する調査及び協議を行った。

本稿では、タンザニアに対する法制度整備支援を検討するに至った経緯及び本出張に至る経緯を記述するとともに、本出張における訪問、協議等の結果概要について紹介し、今後のタンザニアに対する法制度整備支援の進め方等について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 従前の経緯

1 タンザニアに対する法制度整備支援を検討するに至った経緯

我が国は、アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development：T I C A D）をはじめ、アフリカ諸国との間で継続的な対話の機会を有しているところ、このような対話の中で、アフリカ諸国の経済発展を阻害している1つの原因として投資環境の整備不足が指摘されているところである。直近にチュニジア（チュニス）で開催されたT I C A D 8においても、投資環境の改善がうたわれた。

当部は、これまでの法制度整備支援においてビジネス環境整備を目的とした支援活動を実施するなど、対象国における投資環境の整備につながり得る支援活動の手法について一定の知見を有する。¹そこで、上記のようなアフリカ諸国の状況を踏まえ、当部がその知見をアフリカ諸国に拡大することは、我が国にも裨益するものと思われる。

¹ 例えば、当部が協力するインドネシアのJ I C A「ビジネス環境改善のためのドラフター能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」は、「知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上すること等をプロジェクト目標とし、ひいては「ビジネス界における法的な予見可能性が改善する」ことを上位目標としている。

そして、アフリカ諸国の中で、政治的安定性、潜在的な経済発展可能性、治安、言語等の諸事情を総合勘案した結果、まずは、タンザニアとの間で法務・司法分野での新たな協力関係の構築に向けた取り組みに着手することとした。

2 本出張に至る経緯

前記1記載の取り組みの手始めとして、タンザニアの司法制度等について、日本国内の法律事務所に調査委託を実施した²。その他、外務省等の関係各機関からの情報収集に努めていたところ、在タンザニア大使館から、タンザニアの司法長官府³の前司法副長官が、日本との法曹人材の育成における協力を積極的に求めてきたことがある旨の情報提供があった。

そこで、調査委託の結果が入手でき、タンザニアの司法制度等について一定の情報が収集できた令和7年3月下旬に、当部部長及び教官が実際にタンザニアに渡航し、同国の憲法・司法省や司法長官府をはじめとする各機関との協議を実施し、上記協力の求めについて具体的な事情を聴取するとともに、タンザニアの法・司法制度の概要及び課題を確認し、日本の法制度整備支援に対するニーズ等を把握するため、本出張を実施することとした。

第3 本出張の結果

1 概要

今回のタンザニア出張の概要は以下の通りである（いずれも令和7年）。

3月16日（日）移動日（成田発）

17日（月）移動日（ダル・エス・サラーム着）

現地の日系商工部会会長との意見交換

18日（火）JICAタンザニア事務所との意見交換

19日（水）移動（ダル・エス・サラーム発、ドドマ着）

憲法・司法省との協議

移動（ドドマ発、ダル・エス・サラーム着）

20日（木）司法長官府との協議

司法府との協議、意見交換

訟務長官府との協議

21日（金）駐タンザニア大使表敬訪問

国家検察庁との協議

² この調査委託の結果については後日公開予定である。

³ タンザニアの各政府機関又は組織の和名につき、本稿においては、暫定的に以下の括弧内の訳語を当てる。

・Ministry of Constitutional and Legal Affairs [憲法・司法省]

・Office of the Attorney General [司法長官府]

・Office of the Solicitor General [訟務長官府]

・National Prosecutor's Office [国家検察庁]

・Judiciary of Tanzania [司法府]

22日（土）移動日（ダル・エス・サラーム発）

23日（日）移動日（成田着）

以下の項では、本出張の主要部分である、タンザニアの法務・司法機関（憲法・司法省、司法長官府、訟務長官府、国家検察庁、司法府の5機関）への訪問結果について、訪問に係る時系列順に紹介する。

2 出張結果

(1) 憲法・司法省との協議

タンザニアの首都ドドマに所在する憲法・司法省を訪問し、Franklin J. Rwezimula 同省副次官、Angela K. Anatonny 同省公的司法サービス局長ほか1名と面談し、今後の当部と同省との協力可能性等について協議を実施した。また、訪問の最後に、Eliakim C. Maswi 同省事務次官と意見交換する機会も得た。

Rwezimula 副次官は、2004年から2008年にかけて京都大学に留学していたこともあり、日本語を若干程度解し、日本からの支援に対する多大なる期待を述べられた。協議中には、今後の協力分野について、憲法・司法省からの具体的な提案も多く示された。例えば、法曹や法律職公務員の人材育成、裁判外紛争解決手続（特に、ビジネス紛争に関連する調停、仲裁について）、ICT機器等のインフラの向上、サイバー犯罪対策、司法アクセスの向上とリーガルエイド、AIの利活用など、その提案は非常に広範囲に及んだが、特に優先度が高いものは、裁判外紛争解決手続に関連するトピックとAIに関連するトピックとのことであった。なお、今後、窓口となる職員との間で具体的な協力に関する協議を進めていくこと、まずは上記の具体的な提案をまとめた書面を当方に送付することについて、合意が形成された。

(2) 司法長官府との協議

タンザニアの都市ダル・エス・サラームに所在する司法長官府を訪問し、Hamza S. Johari 司法長官、Samuel M. Maneno 副司法長官ほか10名と面談し、今後の当部と司法長官府との協力可能性等について協議を実施した。

司法長官府からも、多くの協力活動の提案が示された。例えば、法律職公務員の人材育成、法曹の人材育成（裁判外紛争解決手続や調停、仲裁、和解等）、検察官の人材育成、交換プログラムの実施、司法手続のデジタル化、司法アクセスの改善などである。司法長官府は、前記第2の2記載のとおり、従前から日本に、法曹人材の育成における協力を積極的に求めてきていた機関であるが、その結果、職員1名が、令和6年夏に日本で開催された東京国際法セミナーに招へいされている。今後は同職員が窓口となって具体的な協力に関する協議を進めていくことについて合意が形成された。また、先方からは、協力覚書の締結とロードマップの作成も提案されたが、この点は、他機関と調整の上、外交プロトコルに沿ってタンザニア政府内の権限ある機関との間で実施することについて合意が形成された。

(3) 司法府との協議

ダル・エス・サラームに所在する上訴裁判所を訪問し、司法府の事務総長（Chief Court Administrator）である Elisante O. Gabriel 氏ほか3名と面談し、今後の当部と司法府との協力可能性等について協議を実施した。また、同協議の実施後、司法府の実務担当者との意見交換も実施した。

司法府からは、考えられる協力の分野として、司法府職員（裁判官、治安判事、その他職員）の人材育成やIT技術に関するトレーニング、調停に関する経験の交換などの提案があった。また協力の態様としては、日本の裁判官との長期交換研究プログラムや協力覚書の締結などが提案された。協力覚書については、司法長官府のときと同様、他機関との調整の上、政府内の権限ある機関との間で締結する必要がある旨、日本側から説明し、理解を得た。

司法府の実務担当者との意見交換においては、今後、まず先方から、考えられる協力の内容についてコンセプトノートを送付いただくことについて合意が形成された。

(4) 訟務長官府との協議

ダル・エス・サラームに所在する訟務長官府を訪問し、Ally Possi 訟務長官ほか5名と面談し、今後の当部と訟務長官府との協力可能性等について協議を実施した。

訟務長官府からも、これまでに協議等を実施した他機関同様に、多数の協力の分野についての提案が述べられ、その内容は、例えば、人材育成、裁判外紛争解決手続（国際投資仲裁関係）、司法のデジタル化などであった。また、司法長官府や司法府のときと同様に、協力覚書の締結を提案されたが、他機関との調整の要がある旨説明すると、憲法・司法省が代表して協力覚書を締結すれば、司法長官府や訟務長官府もまとめて対象にできるのではないかと示唆をいただいた。

(5) 国家検察庁との協議

ダル・エス・サラームに所在する国家検察庁を訪問し、Sylvester A. Mwakitalu 検察長官ほか2名と面談し、今後の当部と国家検察庁との協力可能性等について協議を実施した。

国家検察庁からは、タンザニアの検察組織の概要等（タンザニアの地方部の県にはまだ検察庁の支部が設置されておらず、警察が訴追機関の役割を担っているところ、近い将来のうちに全国に検察庁の支部を展開したいと考えていること等）の紹介があったほか、当方との協力活動を積極的に進めていきたい旨の意見が述べられた。具体的には、経験が浅い検察官に対する人材育成（サイバー犯罪、金融犯罪、テロ資金供与の関係等）やIT機材の供与等について協力を得たい旨の発言があった。

第4 所感

1 今後の協力活動について

前記第3の2記載のとおり、本出張中に、司法長官府、訟務長官府及び司法府から、協力覚書締結の申し出があった。我が方と先方機関の間で協力覚書を結ぶかどうか、結ぶとして、どの機関をカウンターパート機関とするか等については、今後、当省内の関係者とよく協議の上、慎重に検討してまいりたい。

なお、仮にそのような協力覚書が締結された場合には、その後に、今回の出張で把握した各機関の窓口と連絡を取り、具体的な共同研究の実施に向けた調整を進めていくことになると思われる。共同研究の内容としては、多数の機関から要望があった、裁判外紛争解決手続や、A I、司法のデジタル化に関連する人材育成などのトピックから選ぶことが考えられる。ただし、最初のうちの共同研究は全機関合同での実施にならざるを得ない可能性があるところ、司法機関、行政機関、治安対策機関など、性質がかなり異なる複数の組織を取りまとめた研修を成功させるには、トピックを慎重に決めなければならず、この点は今後の検討課題であろう。

2 T I C A D 9 関連行事の実施可能性及びその内容について

本出張中、憲法・司法省及び司法長官府との間では、令和7年夏に日本（横浜）で開催されるT I C A D 9についても話が及んだ。両機関とも、T I C A D 9に関連する法務・司法関係のイベントが実施されれば、代表者（大臣、長官等を含む。）がそのようなイベントに出席するために日本に招へいされることについて、積極的な様子であったため、日本側としてもそのようなイベントの開催を検討することが考えられる。この点の具体的な進め方は、今後、法務省大臣官房国際課、外務省、在タンザニア大使館等の日本側関係機関とよく協議してまいりたい。

以 上



【訪問の様子】

(左上から時計回りに、憲法・司法省、司法長官府、訟務長官府、司法府、国家検察庁)

【講義・講演】

2025年2月から2025年5月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

記

1 名古屋大学における講義

日 時：2月13日（木）

場 所：名古屋大学

対象者：学生

テーマ：ベトナム法制度整備支援

講 師：教官 村上 愛子

2 東京地方検察庁における講義

日 時：4月23日（水）

場 所：東京地方検察庁

対象者：学生

テーマ：司法修習生及び修習担当職員

講 師：教官 村上 愛子

3 大阪大学における講義

日 時：5月16日（金）

場 所：大阪大学

対象者：学生

テーマ：「法と開発」公開授業 「法務省による法制度整備支援」

講 師：教官 樋口 瑠惟

【研修等実施履歴】

2025年2月から2025年5月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

記

1 研修

(1) スリランカ本邦研修

日 時 令和7年2月3日（月）から同月14日（金）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 量刑判断の手法・司法面接・効率的な刑事手続運用等

担 当 教官 山下 拓郎、樋口 瑠惟

国際専門官 神谷 哲夫

(2) ベトナム本邦研修（首相府（OOG））

日 時 令和7年2月24日（月）から同年3月5日（水）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 規制改革、行政手続等の見直し、デジタル化及び法律審査能力の向上等

担 当 教官 村上 愛子

国際専門官 矢口 昌宏

(3) ウズベキスタン本邦研修

日 時 令和7年2月24日（月）から同年3月5日（水）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 私人の権利保護及び自由市場経済化を促進するための民法改正及び裁判実務改善

担 当 教官 原 彰一、山下 拓郎

国際専門官 行部 黎

(4) ラオス本邦研修（民法典）

日 時 令和7年3月3日（月）から同月13日（木）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 民法典上の諸論点

担 当 教官 樋口 瑠惟

国際専門官 島尻 玲衣

(5) ベトナム本邦研修（最高人民裁判所（SPC））

日 時 令和7年4月14日（月）から同月22日（火）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 判例、調停、専門裁判所

担 当 教官 樋口 瑠惟、村上 愛子

国際専門官 神谷 哲夫

(6) インドネシア本邦研修（法務省法規総局（DGL））

日 時 令和7年5月12日（月）から同月23日（金）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 日本の公務員等の研修制度

担 当 教官 村上 愛子、廣田 桂

国際専門官 高橋 尚吾

(7) ラオス本邦研修（教育民事）

日 時 令和7年5月21（水）から同月31日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 民事法分野の教育

担 当 教官 樋口 瑠惟

国際専門官 小枝 桃子

2 共同研究

(1) キルギス共同研究

日 時 令和7年2月17日（月）から同月27日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ シンガポール条約批准に伴う国内調停法の整備、我が国における科学捜査及びマネーロンダリング規制、刑事手続及び行政手続のオンライン化、我が国における法学の歴史

担 当 教官 高橋 一章

国際専門官 川添 光乃

(2) フィジー共同研究

日 時 令和7年3月11日（火）から同月23日（日）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 裁判の長期化対策、裁判手続及び行政手続の効率化とデジタル化等

担 当 教官 原 彰一、村上 愛子

調査員 磯井 美葉

国際専門官 行部 黎

(3) モンゴル国共同研究（モンゴル国立法律研究所）

日 時 令和7年3月19日（水）から同月28日（金）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 法務省職員に対する研修、犯罪白書及び法令事務のデジタル化

担 当 教官 後藤 圭介、大谷 洋史

(4) カンボジア共同研究（不動産登記）

日 時 令和7年4月16日（水）から同月24日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 不動産登記共同省令起草

担 当 教官 後藤 圭介

調査員 内藤 裕二郎

国際専門官 川添 光乃、金澤 潤

(5) ラオス共同研究（国立司法研修所（N I J））

日 時 令和7年5月21日（木）から同月31日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 第20回N I Jセミナー等

担 当 教官 山下 拓郎

国際専門官 神谷 哲夫、金澤 潤

3 セミナー

(1) ラオスオンラインセミナー（N I J）

日 時 令和7年3月27日（木）、同年4月24日（木）

場 所 日本、ラオス（オンライン）

テーマ 一般不法行為について

担 当 教官 山下 拓郎、樋口 瑠惟

(2) 東ティモール現地セミナー

日 時 令和7年5月8日（木）から同月13日（火）まで

場 所 東ティモール

テーマ 会社法・商業登記制度、日本の戸籍制度－出生届・戸籍訂正を中心に－、
日本の民事判決書作成の考え方

担 当 教官 佐々木 康平、大谷 洋史

【活動予定】

2025年8月から2025年11月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

記

1 研修

- (1) 英語圏アフリカ諸国におけるビジネス法研修

日 時 令和7年9月8日（月）から同月18日（木）まで

場 所 JICA市ヶ谷ビルほか

テーマ 倒産法

- (2) カンボジア本邦研修

日 時 令和7年10月5日（日）から同月18日（土）まで

場 所 未 定

テーマ 未 定

- (3) 国際協力人材育成研修

日 時 令和7年11月10日（月）から同月21日（金）まで

場 所 国際法務総合センター及びインドネシア

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

2 共同研究

- (1) 日ASEAN等共同研究

日 時 令和7年8月4日（月）から同月14日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ ビジネスと人権

- (2) 日韓パートナーシップ共同研究

日 時 令和7年11月4日（火）から同月13日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 不動産登記、商業法人登記、戸籍、民事執行

3 その他

- (1) 法整備支援へのいざない

日 時 令和7年8月9日（土）

場 所 国際法務総合センター

形 式 ハイブリッド形式（来場参加・オンライン参加の併用）

(2) 霞が関インターンシップ・法務省インターンシップ

日 時 令和7年8月4日（月）から同月13日（水）まで

場 所 国際法務総合センター

(3) アジア・太平洋不動産法制研究会

日 時 令和7年10月9日（木）

場 所 大阪中之島合同庁舎国際会議室

総務企画部国際事務部門
主任国際専門官 金 澤 潤

1 はじめに

この度、I C D NEWSを執筆させていただくことになりました、法務省法務総合研究所国際事務部門（研修第二担当）の金澤と申します。私は平成27年に、法務省矯正局が所管しております「喜連川少年院」にて採用されました。その後、令和5年4月に本紙を発刊しております法務総合研究所国際事務部門へ異動し、企画担当職員として2年間勤務して、令和7年4月から現職に至ります。

趣味はマラソンで、旅先などで朝早起きして車や電車などでは窓から流れて過ぎていってしまうその土地特有の街並みをゆっくりと眺めながら走るのが好きです。また、現在4歳と2歳の子育て中でもあり、日々子供とともに色々なことを学んでいます。

今回、I C D NEWS執筆という貴重な機会をいただきましたので、これまでの経験等を交えながら、私の思う「法制度整備支援」について僭越ながら記載させていただこうかと思えます。

なお、本稿中の意見にわたる部分については、いずれも国際協力部の公式見解ではなく、飽くまで当職の試験であることをあらかじめお断りいたします。

2 初めての法制度整備支援

「法制度整備支援」について振り返ると、私が初めて深く関わったのは令和5年11月に国際協力部副部長に同行させていただいたベトナム出張であったかと思えます。法務総合研究所に着任した同年4月から、「法制度整備支援」という言葉には何度も触れてはいましたが、出張期間中、「カウンターパート」「プロジェクトオフィス」などこれまで馴染みのない言葉に戸惑い、事前に勉強しておけばよかったと非常に恥ずかしい思いをしたことを今でもよく覚えています。

この出張では、令和6年4月にベトナムにおいて開催されたベトナム法制度整備支援プロジェクトの「ベトナム・ハイレベルフォーラム」に向けた協議のため、各カウンターパート機関を訪問しました。私が出張当時担当していたのは、照会対応業務や広報関連業務など外部との窓口となる業務が主であったため、上述のとおり国際協力部の活動について概要は知っていたものの、実際の現場の空気感や、相手国の反応、法制度整備支援というものが支援対象国や日本にとってどのような意味があり、どのような影響があるのかなどについては、いまいち理解できていませんでした。

まず当時の出張で強く印象に残っているのは、各カウンターパート機関からの日本（法務省、国際協力部）への感謝と敬意でした。どこのカウンターパート機関を訪問しても、これまで約30年にわたる法制度整備支援活動への謝意を皆様が表示されており、

支援対象国と国際協力部との対話が、国と国との協力関係を強固なものにする一助となっていることを目の当たりにして感動しました。日本の取組が他国の発展に貢献してきた事実に加え、日本が培ってきたものを相手国の実情に合わせたものになるように対話し続けることも相当な労力と時間がかかってきたと思われるところ、それらに長年尽力し続けてきた国際協力部という部署に対して、スケールの大きな取組をしているのだ、と感じたことを鮮明に覚えています。

3 法制度整備支援と私

ところで、先ほどの自己紹介では、私の趣味はマラソンですと紹介させていただきました。マラソンの醍醐味は、ここでは書ききれないほど色々あるのですが、1つ挙げるとすると、日々の積み重ねが大きな結果に繋がることです。マラソンは、毎日、雨の日でも風の日でも地道に努力を続けることで、それがやがて記録として形となり、体力もついて健康にもつながり、一生涯の財産になります。国際協力部の行う法制度整備支援にも、マラソンと通じるようなものがあり、当時のベトナム出張を通じて、長年国際協力部の続けてきた息の長い法制度整備支援活動は、相手方はもちろん日本においても大きな財産となっている印象を受けました。マラソンのように、一步一步日々の大変な積み重ねが、大きなゴールへとつながるのだと、私の中では理解しました。これまで概要的なことしか知らなかった「法制度整備支援」ですが、今回の出張を通じて、相手方にとっては重要な支援で、「日本と支援対象国にはなくてはならないもの」という認識へと移り変わっていきました。

4 さいごに

世の中に、法制度整備支援を知っている方はどれくらいいるのでしょうか。少なくとも、私の家族や友人に「今の仕事は何をしているのか。」と聞かれて、現在の業務について説明しても知っている人は誰一人いませんでした。今年度国際協力部の事務担当に配置換えとなり、約2か月が経過しましたが、私もきっとまだまだ一側面程度しか知ることができていないのだと、日々痛感しています。あまり知られていない国際協力部の努力というのは、日本が誇るべき支援活動の1つであると考えています。法制度整備支援は、自分にとって世界とのつながりを感じられる、大変貴重なものでもあります。

また、これまで法務省の業務といえば、私は少年院での業務しか知りませんでした。今回この世界に広がる貴重な経験を通じて、仕事に対する視野も大きく広がりました。法制度整備支援に関わる身として、マラソンで培ってきた自分のフットワークを生かして、支援対象国と日本にとってより良い結果を生み出せるよう、国際協力という道の長いレースを、国際協力部と一緒に走り続けていきたいと思っています。

最後になりますが、今後も国際協力部における法制度整備支援が、法律が十分に整備されていない開発途上国へ貢献するとともに、国際社会全体の平和と安全の実現に寄与

することを祈念して本稿を締めくくりたいと思います

以上、拙い文章を最後まで読んでいただき、ありがとうございました。

－編集後記－

ICD NEWS第102号を最後まで御覧いただき誠にありがとうございます。編集担当として改めて感謝申し上げます。

以下、本号に掲載された記事を御紹介します。

「巻頭言」では、法務総合研究所森本所長から、「法整備支援のこれまでとこれから」と題して御執筆いただきました。今後の在り方と、私たち一人ひとりの学びの姿勢についても問う、示唆に富んだ記事となっております。

「外国法制・実務」では、ラオス、カンボジア、ウズベキスタン、スリランカ及びキルギスにおける法制度・実務等について御紹介しています。

ラオスについては、同国の阿讃坊明孝JICA長期派遣専門家から、2025年3月、ラオスにおいて出版された『法学の基礎－法解釈－』と題する法学の初学者向け書籍について御紹介いただきました。

カンボジアについては、同国の伊藤みずきJICA長期派遣専門家から、「カンボジア裁判官・検察官養成校におけるシラバス作成の取組み」と題して、裁判官養成改善の一つの取組として行ったシラバス作成について御紹介いただきました。

ウズベキスタンについては、当部の山下拓郎教官から、「ウズベキスタンにおける法整備支援～行政法分野に関する支援～」と題して、共同研究、行政手続法解説書第1弾発刊記念式典など、活動概要について御紹介いただきました。

また、スリランカについても、当部の山下拓郎教官から、「スリランカの刑事司法における取組み～量刑政策と児童虐待事案等に関する刑事司法～」と題して、量刑政策、性犯罪事案・児童虐待事案における取組みについて御紹介いただきました。

キルギスについては、法務省大臣官房国際課兼国際協力部教官の高橋一章課付から、「キルギス基本法制について(1)～キルギス共和国の統治機構等」と題して、統治機構、キルギス法務省の所掌事務、法曹資格取得プロセスについて御紹介いただきました。なお、キルギスの法制については今後3回にわけて御紹介いただきます。

「活動報告（国際研修・共同研究）」では、バングラデシュ本邦研修、東ティモール共同法制研究、ベトナム本邦研修（首相府、最高人民裁判所）、フィジー共同研究及びモンゴル国共同研究を取り上げております。

「活動報告（海外出張）」では、ネパール、ガーナ出張を当部磯井美葉調査員に、タンザニア出張を当部樋口瑠惟教官にそれぞれ御紹介いただきました。

「活動報告（講義・講演）」では2025年2月から同年5月までの間に当部の教官が実施した講義・講演について掲載しております。

「活動報告（研修等実施履歴）」では、同時期に当部等が実施した研修等について掲載

しております。

「活動報告（活動予定）」では、2025年8月から同年11月までの間に当部等が実施する予定の研修等について掲載しております。

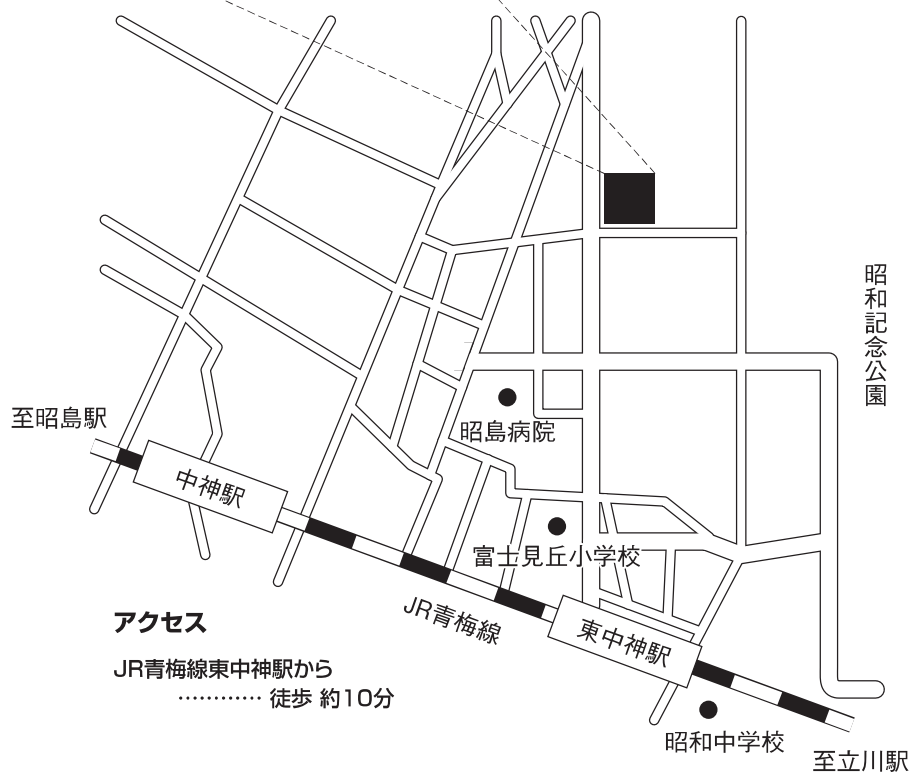
「専門官の眼」では、編集担当者から、これまでの経験を交えて私の考えている「法制度整備支援」について御紹介いただきました。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話：(042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X：(042)500-5195

ウェブサイト：https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス：icdmoj@i.moj.go.jp

編 集：法務省法務総合研究所

発 行：2025年7月

